



緋色花器



コーヒーカップ



時の記憶



備前水指



レンガを使わず粘土だけで作った穴窯

第13回

備前焼の原点にもどれば、新しい備前焼が生れてくる ひらかわ ただし 平川 忠さん

公共の交通機関を使って平川忠さんの工房へ行くとするならば、岡山市からJR赤穂線で播州赤穂方面に向かい、途中の「長船」という駅で降ります。備前長船と聞けば、国内屈指の刀鍛冶の産地を連想する人が多いと思いますが、同時にやきものの備前焼でもよく知られています。

備前焼は釉薬がかからず、土の色がそのまま茶色っぽく呈色するやきものです。茶色という色は、土に含まれる鉄分が焼かれて酸化した色です（いわゆる錆びた鉄の色です）。つまり、備前焼も日本刀も「鉄」という金属が主役となって活躍する工芸品という点で共通しています。その「鉄」がどこから来るかというと、備前（岡山）地方を含む中国山地の地質そのものからやってきているのです。

備前地方に住む陶芸家は現在500人を超えるといわれていますが、素材である粘土を中国山地の山の中から採取してきて、自分用のオリジナルな粘土を作っている人は少ないと思います。ましてや平川さんのように、東は兵庫から西は山口まで、中国山地を広範囲に渉猟して、粘土の在り処やその材質などを詳細に把握している人はほとんどいないと言ってよいでしょう。平川さんは山の地形を遠くから見ただけで、どのあたりに粘土

が埋蔵されているか分かるそうです。

粘土だけでなく、古代から中世、近世にかけて備前焼を焼いてきた古い窯跡の実証的な研究にも、専門家顔負けの実績を持っています。昔は現代のように耐火煉瓦がなく、土だけで窯を作っていたことから、平川さん自身も土だけを使って窯を作り、やきものを焼いたりしています。

そういった平川さんの積年の努力が、陶芸家としての創作の仕事により結果をもたらしてきているようです。何よりもまず土の色がいいです。やきものらしい色をしています。今日見かける備前焼のほとんどは、私の目にはカサカサした感じに受け取れるのですが、平川さんの備前は潤いがあり、深みがあります。

平川さんの目は古い方だけでなく、「現代の感覚」の方にも向けられています。取材で工房を訪ねると、食器やお茶道具だけでなく、現代建築の空間を構成するマテリアルとしての備前焼の開発に取り組んでいる話が聞けました。平川さんの陶芸には、もはや「古い」「新しい」の区別がありません。また、「アート」と「生活」の区別もありません。それらが渾然一体となって、「現代の備前焼」が豊かに生み出されていくばかりです。

土の色がいい。やきものらしい色をしている。

（制作／かたち21）

土地家屋調査士 C O N T E N T S

NO. 623
2008 December



表紙写真
「雪窓」

第23回写真コンクール銅賞
初瀬 武美●秋田会

美の工房 工芸評論家●笹山 央

- 03 カダストラル・スタディーズ
第6回国際地籍シンポジウム in 韓国 第1分科会論文紹介
- 18 第2回つくば国際ウォーキング大会
- 22 シリーズ 都市法概説(3)
曲がり角にたつ土地区画整理事業 立命館大学法科大学院教授●安本 典夫
- 26 Public View
自由民主党法務部会・司法制度調査会、
法務・自治関係団体委員会が開催される。
- 28 国民の財産を、安全・安心・正確に守るための登記基準点
～平成20年6月14日発生 岩手・宮城内陸地震に伴う登記基準点改測事業報告～
- 36 世界遺産候補地
城下町金沢の文化遺産群と文化的景観
- 38 広報最前線／滋賀会
- 41 ネットワーク50
山口会
- 42 会長レポート
- 45 公嘱協会情報
一年を振り返って
全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会会長●鈴木 洋美
- 46 平成20年 秋の叙勲・黄綬褒章
- 47 ブロック新人研修修了者
- 48 ブロック新人研修開催公告
近畿ブロック・中部ブロック・中国ブロック・北海道ブロック
- 49 ちょうさし俳壇
- 50 会務日誌
- 51 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 52 測量機器総合保険（動産総合保険）のご案内
【平成21年度保険開始分】
- 56 会員の広場を利活用ください
- 58 なるほど ナットク 国民年金基金12
基金は遺族の方や中途脱退者への対応もしっかりしています
- 60 土地境界基本実務V
「境界鑑定V（筆界の特定技法）」発刊のお知らせ
- 62 平成21年度 明海大学不動産学部企業推薦入試のご案内
- 63 LOOK NOW
デジタルマップフェア 2008 取材報告
「境界問題相談センターいわて」がオープンしました。
- 64 編集後記
日本土地家屋調査士会連合会特定認証局
土地家屋調査士電子証明書の発行等に係る手続について

巻末付録

今月は、「第 6 回国際地籍シンポジウム in 韓国 (10 月 8-9 日開催)」の第 1 分科会「地籍に関する法律、制度、教育」で発表された日本・韓国・台湾発表者の論文を紹介いたします。

ADR による境界紛争解決

南城正剛

日本土地家屋調査士会連合会制度対策本部委員

キーワード：境界紛争 ADR 土地家屋調査士

1. はじめに

境界の定義は各国の法律や制度が異なるため境界紛争の解決方法も様々であるが、境界紛争の本質は世界共通であると考えられる。それは、境界紛争は隣接者が紛争当事者である場合が多いことから心理的負担が多く、境界が定まったとしても相隣関係の問題が解決されなければ本来の解決にはならないということである。また、先祖代々からの土地を守るという気持ちや本能的な縄張り意識から、理屈では解決しがたい紛争の形態を持っているため、解決には多くの時間を要しており経済的負担も多い。

日本においては、境界紛争を本質的かつ早期の解決を目指す手続きとして、土地家屋調査士会（以下、「調査士会」という。）が主催する ADR 機関である「境界問題相談センター」（以下、「境界センター」という。）を設立している。

土地家屋調査士の境界に関する専門知識を生かした「境界センター」を紹介するとともに、今後の課題について検討を試みる。

2. 日本の境界紛争解決制度

日本において境界紛争を解決する制度は、「裁判」「民事調停」「筆界特定」「調査士会 ADR」の 4 種類

表 1 境界紛争解決制度の比較

制 度	対 象	解決方法	決定書類	筆界の法的効果
裁 判	筆 界 所有権界	司法の判断	判 決 文	確定効・対世効
民 事 調 停	所有権界 民事紛争	話し合いによる自らの判断	調停調書	
筆 界 特 定	筆 界	登記官の判断	特 定 書	
境界センター	筆 界 所有権界 民事紛争	話し合いによる自らの判断	和解 契 書 和 約 書	確認行為(当事者の契約)不調の場合は裁判 or 筆界特定

である。(表 1)

裁判（筆界確定訴訟）は最終的な判断を下す制度であるが、裁判官が判断をする際法律規範がないこと、専門家の関与がなかったことなどから判決まで多くの時間を要し、費用負担も大きいなどの課題がある。

民事調停は民事調停法に基づき裁判所において実施され、当事者間において紛争を解決する手続きであるが、筆界は扱わないことから登記との関連性がない。

筆界特定制度は 2004 年の不動産登記法改正により新たに制定された。紛争の対象は筆界のみである。所有者の申請に基づき筆界登記官が行政の判断を示すもので、特定にあつては、調査士および弁護士などの筆界調査委員が資料調査・現地調査を行って作成した意見書を参考に作成する。この制度の利点は、登記申請に伴う筆界の確認には行政が関与せず所有者に依存している日本の制度にあつて、隣接者の所在不明や協力を得られないなどの場合に相手方の手続参加がない場合であっても特定し、これに基づいて登記申請ができることである。筆界の確認効はなく、特定結果に不服の場合は筆界確定訴訟を提訴することができる。

調査士会が主催する境界センターで扱う業務は、筆界の確認、所有権界の確認、筆界が明らかでないことに起因する民事紛争であり、他の制度と比較すると境界に関わる全ての紛争解決を目指すところに特色がある。筆界のほか所有権界と民事紛争を扱うことから、境界の専門家である土地家屋調査士（以下、「調査士」という。）と法律の専門家である弁護士が調停人として法的アドバイスを行っている。

各制度は手続方法や法的効果に違いがあるため、紛争の内容や当事者の人間関係などを考慮した上で制度を選択することとなる。

なお、調査士は境界紛争解決制度において次のような役割を担い、紛争の早期解決に貢献している。

表 2 境界紛争解決手続に関与する調査士

紛争解決制度	土地家屋調査士調査士の関与	
	公的立場	私的立場
裁 判	専門委員	鑑定人
民 事 調 停	調停委員	
筆 界 特 定	筆界調査委員、測量実施者	代理人
調査士会 ADR		主催者、相談員、調停委員、ADR 代理人（認定調査士）

3. 土地家屋調査士会とADR

調査士会では4種類の紛争解決制度のうち、調査士会型ADR機関である境界センターを設立・運営している。日本土地家屋調査士会連合会において1992年から調査士の境界に関する専門性を生かして境界紛争を裁判外で解決する手続きの研究を行っていたが、司法制度改革が議論され、司法制度改革推進本部ADR検討会において専門資格者の知見を生かしたADRが検討される中、2002年に愛知県土地家屋調査士会が「境界問題相談センター」を設立し、試行の形態をとって運営を開始した。

調査士会は全国50箇所（北海道は4箇所）の地域に設立されているが、境界センターを設立している調査士会は2008年8月現在31会におよんでおり、他の調査士会も設立に向けて準備をしている。

4. 境界センターの運営

境界センターは各調査士会が弁護士会の協力を得ながら運営している。運営資金は全額調査士会が負担し、運営スタッフも調査士が自ら行ない、事務局や調停室は各県の調査士会に置かれている。紛争解決は調停の手続きにより進められ、手順は、「相談」「調停」「和解契約書の作成」「境界標の設置」「登記申請」となっている。

各境界センターの実績を見ると、地域及び設立時期に差があるために取扱件数は異なっている。全体的に見ると、総取扱件数のうち調停申し立ての割合は決して多くないが、和解に至っている件数も着実に増えている。また、相談の段階で解決・納得するケースが約8割になっており、調停前の相談業務が利用者にとって有効に機能している。

5. ADR代理権（ADR認定土地家屋調査士）

司法制度改革推進本部において、ADRに隣接法律専門職を活用することが検討されたことにより、土地家屋調査士の業務に一定の条件を付してADR代理権が追加された。その条件は土地家屋調査士法第3条に規定されている。ADR認定土地家屋調査士は法務大臣が指定する講習過程を終了し、必要な能力を有すると認定された調査士であり、かつ、弁護士との共同受任を条件に法務大臣が指定するADR機関において代理人となることができる。ADR認定土地家屋調査士は、この代理業務を通して筆界の位置を明らかにするために、その筆界に関する知見を十分に活用し、筆界不明を原因とする民事紛争の早期解決に貢献することが期待されている。

毎年ADR特別研修および考査が実施され、2008年8月現在約3000名のADR認定土地家屋調査士が誕生して全国で活躍している。

6. ADR法における「認証」

平成19年4月1日に施行された「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」は、「民間紛争解決手続の業務に関し認証の制度を設け、併せて時効の中断等に係る特例や、ADR業務を行うことに関し報酬を受けることができる（弁護士法72条の特例）など、その利便性の向上を図る」として、認証制度を定めている。

認証を受けるためには様々な基準に適合した組織・運営・経済的基盤が求められるが、この基準に適合することにより国民から安心できるADR機関として認識されるであろう。

現在、大阪会と愛媛会の境界センターが認証を受けており、いくつかの境界センターが認証申請の準備をしている。

7. 境界センターの特色

境界紛争の特徴は単なる筆界の位置にかかる紛争に止まらず、その紛争に起因するその他の民事紛争が伴っている場合が多いこと、紛争の実態は面積の増減による経済的な問題よりも、縄張り本能から来る精神的な紛争を含んでいるなどである。当事者が隣接者同士であることから裁判のように第三者が勝ち負けを決めるような解決方法の場合は、心理的な問題が解決されないで真の解決にはなりにくい。

このような境界紛争の本質を日常業務において身をもって知り、かつ、日本における制度上の筆界の実態を唯一理解している調査士が、その専門性と知見を発揮して境界紛争の真の解決を目指しているのが境界センターの特徴である。

● ADRの一般的な特徴

1. 簡易・迅速・（廉価）
2. 利用者の自主性を活かし、法律規範にとらわれない柔軟な解決
3. 事案の性格や当事者の事情に応じた多彩な紛争解決方法
4. 敷居の低さ（民間ADR）
5. 夜間、土・日曜日および現地での調停
6. 非公開・プライバシーの保持

● 境界センター独自の特徴

7. 筆界・所有権界・民事紛争を扱う（完全な解決を

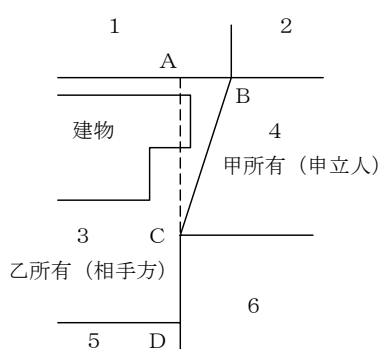
目指す)

8. 勝ち負けでない解決 (互譲の精神による話し合いでの解決・相隣関係の安定)
9. 登記手続きを行う(筆界と所有権界の一致、地図・登記簿に反映)

● ADR の一般的なデメリット

1. 相手側の応諾拒否
2. 執行力なし (民間 ADR)
3. 解決しない場合もある
4. 力関係がそのまま結論に反映しがち

8. 境界センターでの解決事例



申立人甲の主張

3番と4番の元々の境界はA-Cである。

乙はA-B-C-A部分を不法に占領しているので返してほしい

相手方乙の主張

B-Cが正しい境界である。土地を返す必要はない。

・境界センターでの調査結果

当事者の依頼による資料調査の結果、公図ではA-C-Dが直線であり、30年前の航空写真に写っている3番と4番の利用状況もA-C-Dを境に異なっていた。

・調停

資料調査によりA-Cが筆界であることを両当事者は理解したが、乙は時効取得を主張し始めた。これに対し甲は「土地泥棒」と乙を罵り、激怒して席を立とうとしたため別席調停にて話し合いを進めた。乙から事情を聞いたところ、建物を設計する段階でB点とC点に境界杭があったので、これが4番との境界であると思っていた、とのことであった。甲に経緯を説明したところ乙に悪意はなかったことを甲が理解し、これによって当事者の感情的な問題が解決した。

この結果、乙が越境して占有している部分を乙に売ること調停が成立した。和解契約書に基づき、A-B-C-A部分を分筆し、甲から乙に売買を原因とした所有権移転登記を行った。

・要点

裁判で同様な和解をすることもあるが、境界センターの特徴は、

- ・筆界の確認を行う
- ・登記手続きを行う
- ・裁判を起こしてから和解するのではなく当初から話し合いによる和解を目指すので、当事者の心理的負担が少なく、解決後の相隣関係の回復がしやすい。

9. 課題と今後の取り組み

境界センターを設立していない調査士会は現在19会である。これらの調査士会も設立に向けて準備を進めているが、多くの会は問題を抱えている。それは、会員数が少ないことから運営費や運営スタッフの確保や既存の事務室を調停室・待合室に充てることが難しいこと、弁護士の数が足りなく協力体制が取りにくいことなどである。更に、事務局職員を常時雇用するための人材確保と経済的負担が大きいことも重要な課題である。既存の境界センターでも一部の境界センターを除いて同様の問題を抱えているが、これから設立する調査士会は困難の度合いが高く、設立をより困難にしている。設立した場合は継続した運営が必要なこと、無理なシステムでは限界が生ずるので、各調査士会の実情にあったシステムの開発が求められる。また、各調査士会の独自の努力には限界があるので、国家補助が受けられるよう国に対する働きかけも必要であると考えられる。

境界紛争は人的な紛争といわれているように単に紛争が解決するだけではなく、解決時の精神的なケアが求められている。このために多くの境界センターは対話促進型・調整型の調停手法をとっている。第3者に判断を委ねるのではなく、当事者の話し合いによる自己判断での円満な解決をめざしているため、当事者の対話をスムーズに進める調停技法のスキルアップは不可欠だ。さらにADRにおいて境界紛争を解決するための調停手法を研究しなければならない。土地家屋調査士の能力を十分に発揮することと、「手続きは厳格」で「人に優しい解決」を目指すことにより、国民からより信頼される境界センターに育て上げなければならない。

日本の筆界特定制度と 裁判外境界紛争解決制度に関する研究

戸田和章

日本土地家屋調査士会連合会研究所研究員

1 筆界特定制度と裁判外境界紛争解決制度創設の経緯

1.1 日本の司法制度改革

近年日本では、地籍官界が「筆界特定制度」を創設し、ほぼ同時に地籍業界が「裁判外境界紛争解決制度」を導入するという一大改革がなされた。

この改革は、日本の司法制度改革に起因する。1999年、内閣に設けられた司法制度審議会¹は、日本の社会において司法が果たすべき役割を明らかにし、国民がより利用しやすい司法制度への関与、法曹のあり方とその機能拡充強化、その他の司法制度の改革と基盤の整備に関して必要な基本的施策について調査審議することを目的として設置され、2年間の活動を経て最終意見書が内閣に提出された。意見書のなかで、「国民の期待に応える司法制度、裁判外の紛争解決手段の拡充・活性化」では、「現状においては、一部の機関を除いて、必ずしも十分に機能しているとはいえない。諸外国においては、競争環境のもとで民間ビジネス型のADRが発展するなど新たな動向を示しており、我が国としても早急な取り組みが求められている」と指摘している。

今後ますます増加することが予想される知的財産権に関する訴訟、労働関係事件、医療、建築、家庭関係事件等、必要に応じた多様な紛争解決手段を選択できるようにするためには、裁判外の紛争解決手段について、その拡充・活性化を図ることが課題となり、2004年12月1日法律第151号によって裁判外紛争解決制度²が法制化された。

1.2 平成地籍整備

司法制度改革とは別に、2003年6月に都市再生本部³から「民活と各省庁連携による地籍整備の推進」の方針が出された。これは、「都市再生の円滑な推進には、土地の境界、面積等の地籍を整備すること

が不可欠であることにかんがみ、国において、全国の都市部における登記所備付地図の整備事業を強力に推進する」という内容となっている。都市部の地籍整備の遅れによって発生する境界紛争や、都市再開発に際しての境界問題⁴が経済的損失を生んでいることは、都市部の登記所備付地図の整備不十分に起因しているため、法務省と国土交通省が連携し、5年で都市部の5割を実施し、10年で全域を概成する予定である。このような国家が行う地図整備の推進も筆界特定制度創設に大きな影響力を及ぼした。なぜならば、地図を整備するにあたっては地権者の確認を得なければならないから、それが得られない場合の次善解決策として、筆界特定制度あるいはADR等の制度を準備しておく必要があったからである。

1.3 筆界特定制度と裁判外境界紛争解決制度創設の経緯

筆界特定制度は、現行の制度に至るまでに変遷があった。1999年度の新制度の骨子は、各法務局または地方法務局ごとに、地図や地域の事情に詳しい境界問題の専門家による委員会を設置し、当事者から境界確定等の申し立て等に基づき審理を行ったうえで、法務局または地方法務局長に対して意見を答申し、法務局または地方法務局長は、委員会の意見に基づき境界を確定する処分を行う。法務局または地方法務局長による境界確定処分には行政処分を認めることにより、処分に不服がある当事者は、裁判所に取消訴訟を提起して争うことができ、以後、境界確定訴訟は廃止するという構想であった。

しかし境界確定処分に行政処分性を認めると、処分庁や相手方はその行政処分が取り消されない限り、行政処分の効果である拘束力、公定力、確定力、不可争力、強制力を持つことになる。したがって、境界確定処分に不服がある者は、行政訴訟においてその行政処分の取り消しを求める訴訟を提起することになる。裁判所は行政庁の裁量処分を尊重する傾向にあり、処分の取り消しを認めない可能性が強い。仮に勝訴判決が確定しても、確定処分が取り消されただけで、行政庁は再度境界の確定処分を行うことになり、同様の訴訟が継続する恐れがある。このような手続を国民に強いることは、むしろ本来の司法

1 司法制度審議会は1999年7月27日から都合63回の審議会と公聴会、国内の実状視察、海外の実状視察を経て2001年6月13日、最終意見書が小泉純一郎内閣総理大臣に提出され、同審議会は同年7月26日をもって二年間の設置期間が満了した。

2 裁判外紛争解決制度（Alternative Dispute Resolution）：判決など裁判によらない紛争解決方式を指し、民事調停・家事調停・訴訟上の和解、仲裁及び行政機関や民間機関による和解、斡旋などを意味する。裁判による解決が法を基準として行われているのと比較すると、裁判外紛争解決制度は必ずしも法に拘束されず、紛争の実状に即し、条理にかなった解決を目指す点に特徴がある。

3 都市再生特別措置法第3条に基づき内閣に置かれた機関

4 東京六本木ヒルズの再開発で土地買収のための境界線確定に4年半が費やされた

制度改革の目的に反することになる。また、公法上の境界確定は土地所有権の範囲と密接不可分の関係にあり、また土地という財産上の争いに関係するのは、直接当事者同士が争う境界確定訴訟の方が妥当であるという指摘があった⁵。

したがって、現行の筆界特定制度は行政処分性を認めず、行政庁の認定判断を単に表示するにとどめ⁶、境界確定訴訟は筆界確定訴訟と名称を変更し存続させた。また筆界特定制度において取り扱う境界は、公法上の境界を対象とし、所有権界は含まず、和解、調停及び仲裁は行わない。筆界は性質上、和解、調停になじまないものであり、純粋に筆界を特定するための制度として国家機関である法務局が所管庁となり、不動産登記法下で制度化された。

一方、裁判外境界紛争解決制度は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の制定によって胎動しはじめた。裁判外境界紛争解決制度は、筆界特定制度と違い、筆界が明らかでないことに起因するさまざまな紛争に対しての解決を目的としている。現在、各都道府県単位の土地家屋調査士⁷と弁護士が協働し、境界紛争解決のためのセンターを設立し運営している。

このように筆界特定制度は不動産登記法において制度化され、裁判外境界紛争解決制度は裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律において制度化されるに至った。

2 筆界特定制度と裁判外境界紛争解決制度の内容分析

2.1 筆界特定制度

2.1.1 目的

筆界特定制度の目的は、国家機関である法務局が、ある土地が登記されたときに、その土地の範囲を区画するものとして定められた筆界を現地に特定することで、境界を明確化することを目的としてい

る。したがって境界確定訴訟のように新たに筆界を創設するものではなく、登記されたときに定められた元来の筆界を明らかにするものである⁸。

2.1.2 重要内容

筆界特定制度は2005年4月13日法律第29号によって創設され、2006年1月20日から施行された。

筆界特定の申請は、対象地を管轄する法務局または地方法務局の筆界登記官に対して行う。筆界特定登記官は、土地の所有権登記名義人等の申請により、申請人等に意見及び資料提出の機会を与え、外部専門家である筆界調査委員の意見を踏まえて筆界の現地特定を行うことになっている⁹。ここで筆界特定の外部専門家である筆界調査委員は土地家屋調査士、弁護士等が任命されており、調査・測量業務を行っている。また申請は、本人が申請するほか、土地家屋調査士が筆界特定の代理申請を業として行っている¹⁰。

筆界確定訴訟では、対象土地の筆界を判決する場合、対象地以外の土地で対象となる筆界上の点を含む他の境界で対象地の一方又は双方と接する土地の筆界まで判断しない場合が多いが、筆界特定では、筆界特定の対象地と接する他の筆地を関係土地として調査の対象としている。したがって、筆界特定の結果は、対象地の起終点の筆界点も併せて特定される。筆界が特定されたら、筆界特定登記官はその結論及び理由の要旨を記載した筆界特定書を作成し、申請人にその内容を通知するとともに、筆界特定をした旨を公告し、かつ関係人に通知しなければならない¹¹。

筆界が特定されたとしても、それに不服の場合は、裁判所に筆界確定訴訟を提起することができる。筆界確定訴訟の判決との関係で、筆界特定がされた場合において、当該筆界特定に係る筆界について、民事訴訟法の手続により筆界の確定を求める訴えに係る判決が確定したときは、当然筆界特定は、当該判

5 『新しい筆界特定制度』清水規廣ほか3名著、三省堂、p.5～6

6 前掲 p.28

7 土地家屋調査士法（1950年7月31日法律第228号）第2条の規定による国家資格者。現在全国で18,000余名が登録されており、同法第47条の規定による土地家屋調査士会が全国に50会存在している。各土地家屋調査士会を単位会と呼び、同法第57条の規定により設立した団体を日本土地家屋調査士会連合会という。

8 不動産登記法第123条第1号「筆界 表題登記がある一筆の土地（以下単に「一筆の土地」という。）とこれに隣接する他の土地（表題登記がない土地を含む。以下同じ）との間において、当該一筆の土地が登記された時にその境を構成するものとされた二以上の点及びこれらを結ぶ直線をいう。」、第2号「筆界特定 一筆の土地及びこれに隣接する他の土地について、この章の定めるところより、筆界の現地における位置を特定すること（その位置を特定することができないときは、その位置の範囲を特定すると）をいう。」によって、筆界、筆界特定の用語が法律上定義付けられた。

9 不動産登記法第131条第1項、第123条第5号、第139条乃至第143条

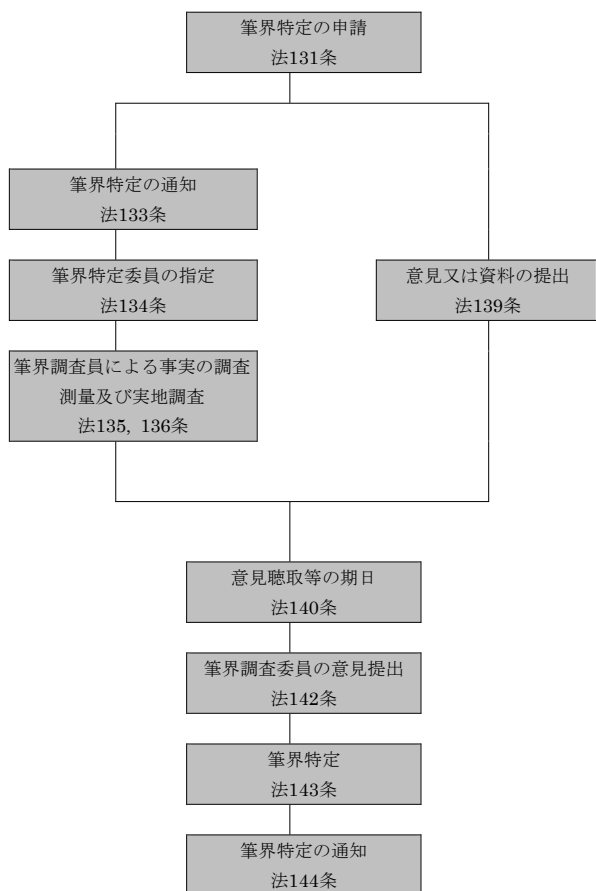
10 土地家屋調査士法第3条第4項

11 不動産登記法第123条第3号、第4号、第143条、第144条

12 不動産登記法第148条

決と抵触する範囲において、その効力を失うとしている¹²。

筆界特定手続の流れは、〈図 1〉のとおりである。



〈図 1〉 筆界特定手続の流れ

2.1.3 運営実態の分析

筆界特定制度は、不動産登記法第 130 条において「法務局又は地方法務局の長は、筆界特定の申請がなされてから筆界特定登記官が筆界特定をするまでに通常要すべき標準的な期間を定め、法務局又は地方法務局における備付けその他適当な方法により公にしておかなければならない」として、筆界特定の標準処理期間を公示しなければならないことになっている。これは裁判外による制度として、当然に裁判よりは早期に処理することが命題となっているからである。法施行当初、法務局はこの標準処理期間をおよそ 6 ヶ月程度と想定していたが、実際はおよそ 6 ヶ月～1 年程度で処理されており、案件によっては 1 年を超える場合もある。

施行されて 3 年ほどの筆界特定制度の統計は、今のところ初年の 2006 年のものしかない。2006 年

に申請された件数は 2,790 件で既済 731 件、未済 2,059 件となっており、既済率は 26%となっている。この数字は決して高い数字とはいえない。そのうえに既済件数のなかには却下、取下げの件数も含まれており、それを除き筆界特定がなされた件数は 343 件にとどまり、総件数の 12%程度である。

総件数 2,790 件は当初の予想を上回る件数であった。これは隣人同士で裁判をしなくてもよい、比較的安価で解決できる、資料は法務局が職権で収集するので負担が軽減される等、筆界に係る潜在的な国民の要望が顕在化したものと考えられる。そういう面から、国民にとって筆界特定制度は一定の役割を果たす制度として期待されているものとする。

筆界特定制度を利用した理由は、相隣の境界争いに端を発する場合のほか、登記手続の必要性からの場合もある。日本では登記実務上、土地地積更正登記、土地分筆登記等の申請をする場合、あらかじめ隣接土地との筆界確認を要件としており、この場合で境界紛争等を起因として筆界が明らかでない場合や隣接地土地所有者不明により筆界確認が事実上不可能な場合は、不動産登記法第 25 条第 11 号により申請が却下されるため登記手続ができない。したがって筆界特定制度を利用することによって、筆界特定を受けた筆界線において土地地積更正登記、土地分筆登記等を申請することができるようになっている。こうした不動産取引に係る土地分割等、土地の異動整理の必要性が申請件数の増加を生んだ要因であると考えられる。このように申請件数の量は、国民の期待がいかに大きいものであるかを窺わせる社会現象である。

さて、申請件数に比べ既済率の低さは、予想を上回る申請件数に対しての処理能力不足が筆界特定の審理期間を長引かせたものと考えられる。しかし統計は初年のみであり、現在も審理中の案件が継続しながら、筆界特定の件数も上がっているものと予想される。したがって制度の考察については 2～3 年程度の統計が必要であることから、今後の筆界特定の推移を注視していきたい。

2006 年 1 月～12 月までの全国の筆界特定の処理状況は〈表 1〉のとおりである。

〈表 1〉法務局及び地方法務局管内別筆界特定制度

法務局地方 法務局管内	受 理			既 済						未済
	合 計	旧 受	新 受	合計	筆界特定(位置)	筆界特定(範囲)	却下	取下げ	その他	
総 数	2,790	—	2,790	731	342	1	50	338	—	2,059
札幌法務局管内	65	—	65	20	18	—	—	2	—	45
札 幌	8	—	8	2	1	—	—	1	—	6
函 館	34	—	34	11	11	—	—	—	—	23
旭 川	20	—	20	6	5	—	—	1	—	14
釧 路	3	—	3	1	1	—	—	—	—	2
仙台法務局管内	177	—	177	39	20	1	3	15	—	138
仙 台	33	—	33	13	10	—	—	3	—	20
青 森	71	—	71	6	2	1	3	—	—	65
盛 岡	23	—	23	5	4	—	—	1	—	18
秋 田	15	—	15	4	2	—	—	2	—	11
山 形	18	—	18	8	1	—	—	7	—	10
福 島	17	—	17	3	1	—	—	2	—	14
東京法務局管内	793	—	793	146	43	—	7	96	—	647
東 京	201	—	201	22	5	—	—	17	—	179
水 戸	61	—	61	15	9	—	—	6	—	46
宇 都 宮	33	—	33	8	2	—	—	6	—	25
前 橋	40	—	40	5	2	—	—	3	—	35
さいたま	71	—	71	7	4	—	—	3	—	64
千 葉	53	—	53	13	2	—	1	10	—	40
横 浜	142	—	142	29	7	—	—	22	—	113
新 潟	72	—	72	18	3	—	6	9	—	54
甲 府	16	—	16	4	2	—	—	2	—	12
長 野	34	—	34	5	2	—	—	3	—	29
静 岡	70	—	70	20	5	—	—	15	—	50
名古屋法務局管内	209	—	209	57	20	—	4	33	—	152
名 古 屋	82	—	82	18	9	—	3	6	—	64
富 山	20	—	20	10	4	—	1	5	—	10
金 沢	28	—	28	2	—	—	—	2	—	26
福 井	26	—	26	12	3	—	—	9	—	14
岐 阜	39	—	39	12	4	—	—	8	—	27
津	14	—	14	3	—	—	—	3	—	11
大阪法務局管内	775	—	775	217	124	—	6	87	—	558
大 阪	236	—	236	64	36	—	3	25	—	172
大 津	46	—	46	21	11	—	1	9	—	25
京 都	167	—	167	51	33	—	1	17	—	116
神 戸	197	—	197	44	25	—	1	18	—	153
奈 良	90	—	90	27	9	—	—	18	—	63
和 歌 山	39	—	39	10	10	—	—	—	—	29
広島法務局管内	203	—	203	61	26	—	18	17	—	142
広 島	47	—	47	18	8	—	—	10	—	29
鳥 取	10	—	10	2	1	—	—	1	—	8
松 江	15	—	15	7	2	—	3	2	—	8
岡 山	80	—	80	24	7	—	15	2	—	56
山 口	51	—	51	10	8	—	—	2	—	41
高松法務局管内	130	—	130	61	21	—	2	38	—	69
高 松	26	—	26	9	5	—	—	4	—	17
徳 島	51	—	51	34	9	—	2	23	—	17
松 山	13	—	13	1	1	—	—	—	—	12
高 知	40	—	40	17	6	—	—	11	—	23
福岡法務局管内	438	—	438	130	70	—	10	50	—	308
福 岡	145	—	145	42	26	—	2	14	—	103
佐 賀	15	—	15	9	—	—	—	9	—	6
長 崎	43	—	43	26	7	—	—	19	—	17
熊 本	52	—	52	8	7	—	—	1	—	44
大 分	58	—	58	14	14	—	—	—	—	44
宮 崎	28	—	28	9	4	—	2	3	—	19
鹿 児 島	65	—	65	18	8	—	6	4	—	47
那 覇	32	—	32	4	4	—	—	—	—	28

資料：法務省，第 120 民事・訟務・人権統計年報，2006 年，p.128，参考作成。

2.2 裁判外境界紛争解決制度

2.2.1 目的

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第1条において「この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。以下同じ）が、第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続として重要なものとなっていることにかんがみ、裁判外紛争解決手続についての基本理念及び国等の責務を定めるとともに、民間紛争解決手続の業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効の中断等に係る特例を定めてその利便の向上を図ること等により、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、もって国民の権利利益の適切な実現に資することを目的とする」と、その目的が述べられている。

裁判外境界紛争解決制度は、土地の筆界が明らかでないことを原因として発生する民事紛争に対して、その解決手続を土地家屋調査士と弁護士が協働し、当事者の自主的な紛争解決の努力を尊重しながら、公正かつ的確に実施し専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図ることによって、国民の権利利益の適切な実現に資することを目的としている。

2.2.2 重要内容

裁判外境界紛争解決制度は、土地の筆界を含む広義の境界について、その境界が明らかでないことにより発生するさまざまな紛争を対象としている。この解決制度は、法律を基準とした解決方法だけではなく、柔軟な姿勢で問題解決策を探究し、弁護士と土地家屋調査士という境界問題についての専門家が関与して迅速に問題解決を企図するところに特徴がある。当事者が感情的になって解決できない境界問題を、双方の意見を十分に聴取したうえで争点を分析・整理し、当事者双方が納得する方法を提案することにより、合意の接点を見つけ出し和解へと導くことで、国民の時間的・経済的・精神的負担を軽減させることが可能となる。

さて、境界紛争解決手続代理関係業務を行う者について土地家屋調査士法は、①法務省令で定める法人が実施する研修で法務大臣が指定するものの課程

を修了した者であること、②その者の申請に基づき、法務大臣が民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者であること、③土地家屋調査士会の会員であることと規定し、一定の制限を加えている¹³。

したがって土地家屋調査士すべてが、境界紛争解決手続代理関係業務を行えるわけではない。これは資格内資格者を認定したもので「認定土地家屋調査士」と呼ばれている。

また認定土地家屋調査士による境界紛争解決手続代理関係業務は、弁護士との共同受任であることを要する。法務大臣から裁判外境界紛争解決機関が、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条の認証を受けることにより、裁判所が行う民事調停と同様に、時効の中断効、訴訟手続の中止、調停前置に関する特則、報酬の特例が認められる¹⁴。

裁判外境界紛争解決制度は、「境界問題相談センター（総称）」という名称の機関を、全国都道府県の土地家屋調査士会を単位として、所属する土地家屋調査士と弁護士が協調して設立し運営されている。以上をまとめると、境界問題相談センターは次のような二つの態様が考えられる。

①土地家屋調査士法第3条第2項の認定土地家屋調査士を置き、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条の認証を受けた機関

②土地家屋調査士法第3条第2項の認定土地家屋調査士を置くが、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条の認証を受けない機関

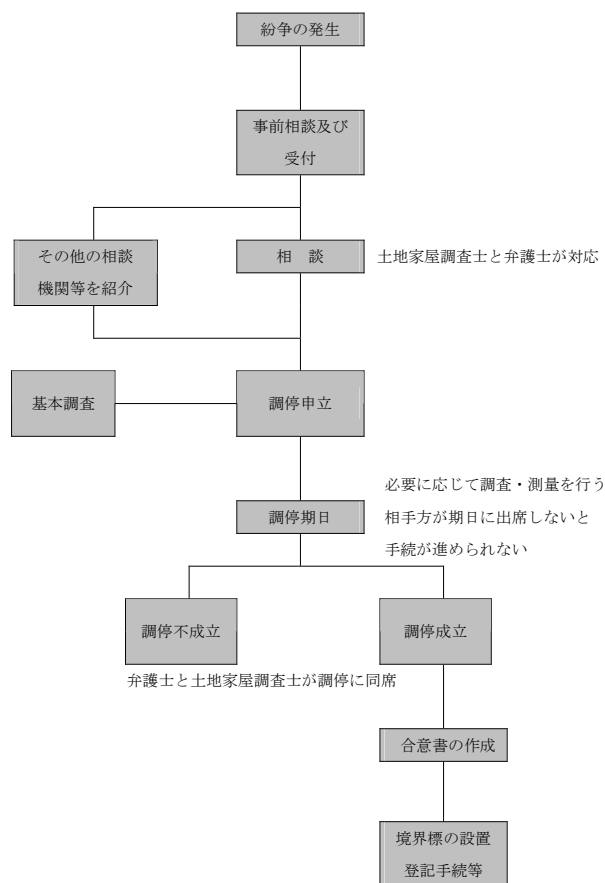
民間紛争解決手続代理関係業務は、認定土地家屋調査士が弁護士と共同受託して行うことが要件であるが、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条の認証を受けた機関であるかないかは、要件となっていない。

さて、この制度の問題点は、訴訟の場合で相手方が出頭しない場合、いわゆる欠席裁判で相手方を拘束し、判決に従わない場合は強制執行という国家強制力を発動することができるが、民間紛争解決手続代理関係業務は相手方が話し合いに応じない場合、それ以後の手続を進めることができないことである。

裁判外境界紛争解決制度の手続の流れは〈図2〉のとおりである。

13 土地家屋調査士法第3条第2項

14 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第25条乃至第28条



〈図2〉 手続の流れ

2.2.3 運営実態の分析

境界問題相談センターの胎動は、ADR 法制定前から胎動しはじめ、2002 年から東京・大阪・愛知の土地家屋調査士会を試行会として先行設立された。地籍業界が行う境界問題相談センターは、境界紛争の分野における立法事実の役割を果たしたと評価することができる。現在、全国の 32 単位会において設立されている。

境界問題相談センター（総称）一覧は〈表 2〉のとおりである。

2002 年 10 月、愛知県土地家屋調査士会が愛知県弁護士会の協力を得て「あいち境界問題相談センター」を設立して以来、6 年程で全国 50 単位会中、32 単位会において境界問題相談センターが設立された。そして大阪土地家屋調査士会が運営する「境界問題相談センターおおさか」と愛媛県土地家屋調査士会が運営する「境界問題相談センター愛媛」が、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第 5 条に規定する民間紛争解決手続の業務の認証を受けている。このセンターは〈表 2〉のとおり、2005 年から急速的に全国展開していることが分かる。これは日本土地家屋調査士会連合会を頂点とする地方土地家

〈表 2〉 境界問題相談センター（総称）一覧

	名 称	設立日	紛争解決業者・認証	認証日
1	あいち境界問題相談センター	2002.10		
2	境界問題相談センターおおさか	2003.03	○	2007.12.17
3	東京土地家屋調査士会境界紛争解決センター	2003.06		
4	境界問題解決センターふくおか	2004.03		
5	みやぎ境界紛争解決支援センター	2005.03		
6	境界問題相談センターかながわ	2005.03		
7	境界問題相談センターひろしま	2005.06		
8	さっぽろ境界問題解決センター	2005.08		
9	境界問題解決センターとくしま	2005.11		
10	境界問題相談センター埼玉	2005.11		
11	境界紛争解決センターぎふ	2006.03		
12	境界問題相談センターいしかわ	2006.03		
13	境界問題相談センターひょうご	2006.03		
14	境界問題相談センターかごしま	2006.08		
15	境界問題相談センターちば	2006.09		
16	境界問題相談センター愛媛	2006.09	○	2008.01.25
17	とやま境界紛争解決支援センター	2006.09		
18	境界問題相談センターかがわ	2006.09		
19	境界問題相談センターこうち	2006.10		
20	境界問題解決支援センター滋賀	2006.11		
21	静岡境界紛争解決センター	2006.11		
22	境界紛争解決支援センターいがた	2007.04		
23	京都境界問題解決支援センター	2007.04		
24	境界問題解決センターとちぎ	2007.04		
25	おきなわ境界問題相談センター	2007.04		
26	境界問題解決支援センターいばらぎ	2007.07		
27	境界問題相談センターやまぐち	2007.11		
28	境界問題相談センターふくい	2007.01		
29	境界問題相談センターぐんま	2007.02		
30	境界問題解決支援センター長野	2007.03		
31	境界問題相談センターわかやま	2008.07		
32	境界問題相談センター奈良	2008.08		

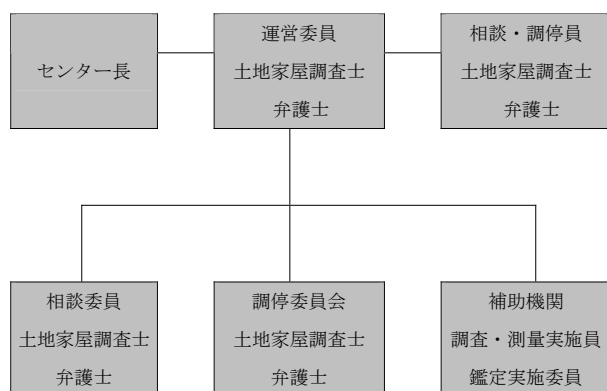
資料：日本土地家屋調査士会連合会,2008.08 現在,参考作成

屋調査士会の組織力と、地方土地家屋調査士会と弁護士会との協調体制が整った結果であるといえる。

現在、裁判外境界紛争解決制度は各単位会において機関設立の段階であり、具体的な実績の統計をとるまでには至っていない。裁判外境界紛争解決制度も筆界特定制度と同様、2～3 年程度の統計を得たうえで、制度の分析を行いたい。したがって今後の

裁判外境界紛争解決制度の成果を注視していきたい。

境界問題相談センターの基本的な構成は〈図3〉のとおりである。



〈図3〉 センターの構成

資料：京都土地家屋調査士会 HP 弁護士等の人員はセンターの規模等により異なる

3 制度の共通点と差違点

3.1 共通点

3.1.1 司法制度改革によって検討された制度である

ともに司法制度改革によって検討された制度であり、裁判の弊害である判決確定までの相当な時間と経済的費用の発生を取り除き、当事者対立構造をとっていない。

3.1.2 土地家屋調査士が関与している

筆界特定制度の筆界調査委員には土地家屋調査士が任命されており、その職務を遂行している。また、裁判外境界紛争解決制度は、認定土地家屋調査士が配置された活動機関として境界問題相談センターが各土地家屋調査士会内に設置されることで、土地家屋調査士が弁護士の協力を得ながら主体的役割を果たしている。両制度に筆界・境界の専門職能者である土地家屋調査士が関与している。

3.2 差違点

3.2.1 紛争を解決する制度であるか否か

筆界特定制度の目的は、国家機関である法務局が、ある土地が登記されたときに、その土地の範囲を区画するものとして定められた筆界を現地に特定することで、筆界を明確化することを目的としている。筆界特定によって紛争が解決したとしても、それが筆界特定の本来の目的ではない。紛争が解決しなくても筆界の特定によって、その目的は達成しているからである。したがって筆界特定制度は、紛争解決

を解決する制度ではない。

一方、裁判外境界紛争解決制度は、当事者の自主的な紛争解決の努力を尊重しながら、公正かつ的確に実施し専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図ることによって、国民の権利利益の適切な実現に資する制度である。裁判外境界紛争解決制度は、文字どおり紛争を解決する制度である。

3.2.2 目的と目的物が異なる

筆界特定制度は、公法上の境界である筆界のみを取り扱うのに対し、裁判外境界紛争解決制度は筆界を含む境界に係る民事紛争を取り扱っている。ただし裁判外紛争解決制度では筆界を特定あるいは確定する機能は持っていない。また筆界特定制度は筆界を地上に特定することを目的としているのに対し、裁判外境界紛争解決制度は紛争の解決を目的している。

3.2.3 根拠法が異なる

筆界特定制度は不動産登記法を根拠法としており、裁判外境界紛争解決制度は裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律を根拠法としている。その態様は、筆界特定制度の場合、厳格に法律の流れにそってその手続が進行するのに対し、裁判外境界紛争解決制度は基本的には調停であり、紛争解決に向けて柔軟的に対応できるところに特徴がある。

3.2.4 組織が異なる

筆界特定制度は、国家機関である法務局が運営しており、裁判外境界紛争解決制度は民間の機関により運営されている。

3.2.5 終結方法が異なる

筆界特定制度は、筆界特定申請が提出されたら法律の流れにそって手続が進行し、筆界特定登記官は必ず地上のどこかに筆界を特定（位置あるいは範囲）しなければならない。したがって筆界特定制度は、筆界特定登記官の筆界特定によって終結する。

一方、裁判外境界紛争解決制度は、当事者の合意・和解が成立して終結する場合もあれば、不成立によって終結する場合もある。

4 結論

4.1 筆界特定制度からみる社会現象

日本の地籍制度は不動産登記法において運用されているところ、土地異動等に係る手続について、国民に筆界確認を行わせる等、境界紛争の予防施策をとってきたことは、既に言及したとおりである。しかし筆界特定制度が施行された2006年の1年間に2,790件もの筆界特定が申請されたことは、今まで国民にとって、裁判で解決しようとする決断がつかなかった境界問題が、筆界特定制度の現出によって大きく表面化したものであると考えられる。これは日本において潜在化した境界問題が予想外に多いということを示唆している。国民にとって筆界特定制度が裁判よりも利用しやすい制度であることはいうまでもないが、その背景には、国民の登記行政に対する満足度の度合いや期待、私人間による筆界確認の困難さを窺わせる興味深い社会現象といえる。

4.2 両制度の連携による紛争の総合的な解決の模索

筆界特定制度で筆界が特定されたとしても、所有権界や占有界に係る紛争は解決できない。裁判外境界紛争解決制度において、所有権界や占有界に係る紛争を解決したとしても筆界線自体が明らかになったわけではない。そもそも境界に係る紛争は純粋に筆界を争うことはまれであり、筆界を中心とした所有権の争いが核心である場合が多い。したがって筆界確定訴訟を提起する場合は、併せて所有権確認・土地明渡・所有権に基づく妨害排除請求等が提起されることが多い。このような複雑な紛争に対して両制度がどのような役割を果たさなければならないのが課題となる。

まず、両制度を運営する機関が相互連携することによって、境界に係る紛争をかかえた国民に対し、その紛争の形態を的確に分析し、どのような解決方法をとることが望ましいかを判断したうえで、国民に対して望む制度の選択を導けるようにすることが望ましい方向であると考ええる。そして将来、二つの制度が密接な関係を築き、それぞれの制度の特性を生かすことによって、境界問題の総合的な解決を図り、今後の日本における境界紛争の減少・早期解決に大きく貢献できることが望ましい両制度の目指すべき道であると考ええる。

4.3 両制度の発展方向

筆界特定制度、裁判外境界紛争解決制度ともに、実質運用から3年ほどしか経過していないため、本研究において十分な統計資料が得られていない。したがって本研究は継続して行っていくが、現時点において指摘できることは次のとおりである。

筆界特定制度は、今後、筆界特定につき一定の効力が認定され、筆界確定訴訟の前置機関あるいは筆界確定の専属機関として発展することが望ましい方向であると考ええる。

裁判外境界紛争解決制度も同様で、現在32個の境界問題相談センターが設立されているが、残り18単位会においてもセンターが設立され、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第5条に規定する民間紛争解決手続の業務の認証を受けることにより、全国的に一定の水準を確保することによって、境界に係る紛争についての調停前置機関に発展することが望ましい道であると考ええる。

(2008.08)

参考文献等

1. 境界確定訴訟に関する執務資料 財団法人法曹会
2. 土地境界基本実務 I 基本実務 日本土地家屋調査士会連合会
3. 同IV判例・先例要旨
4. 同V筆界特定の技法
5. 境界紛争の法的解決 登記研究 519号、520号 テイハン
6. 境界確定の訴えをめぐる諸問題 登記研究 526号 テイハン
7. 新しい筆界特定制度 清水規廣・松岡直武・佐瀬正俊・出井直樹著 三省堂
8. 不動産登記法等の一部を改正する法律の概要 民事月報 Vol60.5
9. 筆界特定制度における事務の取扱い 登記情報 537号
10. 筆界特定制度をめぐる諸問題 登記インターネット
11. ADR 法施行下における ADR 業務 和田直人
12. <http://www.chosashi.or.jp> 日本土地家屋調査士会連合会 HP

■韓国における地籍政策決定構造の変化とその展望 (Dong-Hyun Lee / 韓国)

李明博政権の発足に伴い、有能な政府・小さな政府・思いやりのある政府・実践的な政府をめざして組織改編が行われた。このことは、既存のMoGAHA（行政自治部）がMoLTMA（国土海洋部）に取って代わったということにも見られる。本研究の目的は、政府組織改編を踏まえ、地籍政策決定構造を地籍連係体系に基づいて分析し、その限界を引き出すことによって、将来の地籍政策決定構造の望ましい方向を設定することである。したがって、研究の範囲は地籍連係体系および地籍政策決定構造に限定し、研究方法としては記述・比較研究を用い、文献調査による理論的政策研究を行った。

地籍政策決定構造の変化を分析するにあたっては、政府組織改編の方向、組織構造の決定要素、地籍領域のリンクシステムについて検討することが望ましい。政府組織改編の主たる方向とは、有能な政府（将来の準備をする、機会を先取りする）、小さな政府（民間および地方のセクターを奨励する、政府・地方・市場の役割を区別する）、思いやりのある政府（補償と罰金を公平に与える、国民の負担の軽減・効果的な予算）、実践的な政府（柔軟かつ独創的に作業に取り組む、機能および組織を拡大する）の4方向であり、グローバルスタンダードに適合しない時代遅れの仕組みや規則を排除しようという方向である。組織構造の決定要素とは、戦略（変化する状況のなかで重要な要素を取り扱う）、規模（組織の構成員数などで表される）、技術（実戦的な専門能力のみならず抽象的知識をも含む）、環境（組織を取りまく外的条件）、文化（価値、信念、期待、前提、認識、行動原理、行動様式など、行動の背景にある見えない力）、権力・政治（他者に行動・決定させたり、指令を受け入れさせる力）の6つであり、権力が数人の高官に集中している組織は、垂直に分化した構

造をしており、形式的かつ中央集権的な性質であるのに対し、権力や意思決定権が広く分散している組織は、水平に分化した構造をしており、形式的かつ中央集権的な性質はより少ない。地籍領域のリンクシステムとは、中央政府が対象業務を手段⇔目標、制度⇔空間のいずれの指向に基づいて捉えるかということと深く関係するもので、地籍測量は手段・制度指向、測地測量は手段・空間指向、地籍および登記管理は制度・目標指向、海洋地籍は目標・空間指向の領域にあるといえる（図1-1参照）。

これまで、地籍制度（土地に対する物権に影響を及ぼす境界や面積などの物理的状況を地籍簿（cadastral records）に登録し公示する制度）の実務は、地籍法（cadastral law）に基づき、MoGAHA（行政自治部）の監督下、特別市・広域市／道や市／郡／区で行われ、土地登記制度（土地に関与する無形の権利関係を記載し公示する制度）の実務は、不動産登記法に基づき、大法院傘下の地方法院・支院および登記所で行われてきた（図1-2参照）。そして、MoGAHAは、土地・建物台帳の管理、所有権変動の取り扱い、土地・建物に対する地方税を査定するための基本的データの提供を行い、MoCT（建設交通部）は、建設の許可・認可、土地の交換・外国人による土地の取得・公示地価の管理、道路・給排水・地下構造物などのインフラとの関係の管理を行ってきた。政府組織改編後、MoGAHAの地籍管理と、MoMF（海洋水産部）の海事・港湾および海洋環境に関する仕事、MoLTMAに移管し、地籍業務は、業務の特徴に応じて、MoLTMAの住宅土地室（Housing and Land Office）の下位にある国土情報政策官（National Land Information Policy Office）とNGII（国土地理情報院）に分配された（図1-3参照）。つまり、地籍政策決定構造は、中央のMoLTMAから特別市・広域市／道や市／郡／区までの階層的な組織になり、MoPAS（行政安全部）や法院行政処（Court Administration Office）などの関連部局と密接に関係し、KCSC（大韓地籍公社）が地籍測量に対して責任を持ち、中央の部局や公社の下位にある機関が政策決定をサポートするというかたちになった。

政府組織改編の主たる方向という観点からすると、小さな実践的な政府が、地籍政策決定構造の変化の中心に置かれたと考えられ、業務の特徴や機能を実践的に管理する努力の一環として、MoCT、MoMF、MoGAHAに分配されていた地籍管理がMoLTMAに統合された。組織構造の決定要素という観点からすると、組織の技術・規模および権力・政治が重視



図1-1 リンクシステム

されたと考えられ、現政権の権力・政治という視点から、専門的知識や類似点に基づいて、地籍業務がMoLTMAに統合された。特に、中長期的な視点からは、急な状況の変化や将来の需要に前もって対応するための戦略的機能を強化するように、また、組織戦略という視点からは、技術産業の融合や政策需要の複雑性を考慮するように、地籍政策決定構造の変更が行われた。リンクシステムという観点からすると、手段・空間指向が重視されたと考えられ、地籍測量と測地測量が土地情報の調査・測量という特徴に従ってまとめられ、測地測量と水路測量が空間管理という範囲に従ってまとめられた。しかし、そのような地籍政策決定構造の変化は、土地の管理・保護、効果的な土地管理、所有者の保護といった重要な要素を見落としているように思われる。

新政府の組織改編による地籍政策決定構造の変化においてみられる限界について分析すると、次のことが言える。第一に、政府組織改編の主たる方向の矛盾から限界が生じる。小さな政府が過度になると、国民に対して質の高いサービスや利便性を提供するという点において限界があり、思いやりのある政府という主たる方向と一致しない。さらに、柔軟かつ創造的に業務を行い、機能および組織を拡大することによって実戦的な政府をつくることは、効果的な土地管理や所有者の保護といった最も重要な目標を見落としかねず、有能な政府という意味を曖昧にする。第二に、組織構造の決定要素の反映においても限界が見られる。組織の環境や文化が地籍政策決定構造の変化に適切に反映されなかったがゆえに、測位と水路という異種の地籍分野が人為的に均質化された。さらに、人為的な組織の縮小が組織戦略の矛盾を引き起こし、機能・役割ではなく、権力・政治に従って、地籍政策決定構造の変化が行われた。第三に、リンクシステムが正しく理解されていない。現在の地籍政策決定構造の変化は、リンクシステム

のなかでも手段指向に重きが置かれており、ミクロで短期的な視点であるといえる上、目標・結果中心の変化にも至らず、土地登記と海洋地籍を業務の範囲から排除した。もし、地籍測量と測地測量が、機能面において手段指向で取り組まれたと考えられるならば、土地登記管理および海洋地籍は、手段・制度指向で取り組むべきであった。

以上の分析結果から、地籍政策決定構造の望ましい将来の方向は、(1)柔軟かつ創造的な意思決定システム、(2)技術的態度と管理的態度の調和、(3)未来志向の海洋地籍、(4)地籍リンクシステムの統合に集約される。(1)については、①組織の環境や文化という組織構造の決定要素を適切に考慮しながら、柔軟かつ創造的で実践的な政府を確立する、②機能や組織を拡大する代わりに、機能や組織の戦略的改編を通じて有能な政府を推進する、③公共サービスの質や国民の利便性を考慮した思いやりのある政府を実現する、ということを通じて、組織構造の決定要素と組織改編の主たる方向との調和を図るべきである。(2)については、現在の地籍政策決定構造の改編は過度な手段指向態度に基づいているが、長期的に技術的態度と管理的態度の調和を通じて、段階的アプローチで行われるべきであり、将来的には、①手段指向態度に基づく地籍測量と測地測量の統合、②制度・目標指向態度に基づく地籍制度と登記制度の統合、③空間・目標指向態度に基づく海洋管理の体系化を反映すべきである。(3)については、海洋地籍は未だ地籍政策決定構造のなかに含まれていないが、地籍政策決定構造の改編にあたっては、①軸が土地管理から海洋管理に移動するのに伴い、海洋地籍を包含するべきであり、②伝統的に土地に限られてきた公式的な管理を超えて、空間データ構造の拡大・連結を図るべきであり、③空間指向に基づく持続可能な海洋管理の実現を受け入れるべきである。(4)については、新政府の過度な手段指

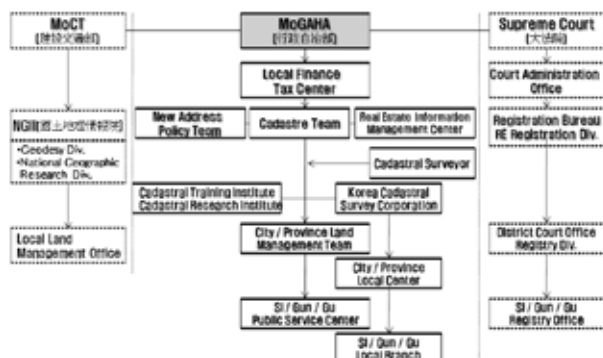


図 1-2 組織改編前の組織図

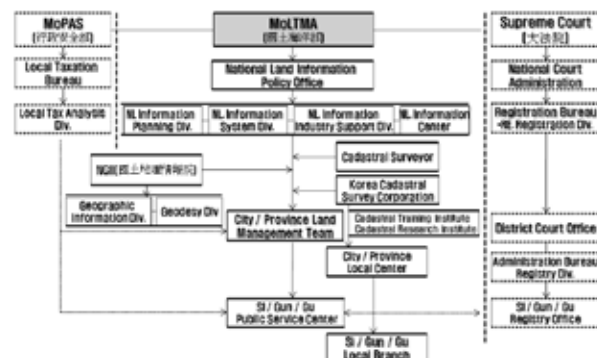


図 1-3 組織改編後の組織図

向から回避し、政府が排除した目標・制度・空間指向を考慮するとともに、未来志向で創造的かつ柔軟な制度、機能と組織の調和、組織の環境と文化を考慮して、組織戦略を最大化すべきである。そのような地籍政策決定構造の望ましい方向は、①地籍測量と測地測量が土地情報研究および測量を中心とする手段指向に基づいて統合され、②地籍と土地登記が効果的な土地管理および所有者保護を中心とする目標指向に基づいて統合され、③新しい海洋地籍が情報管理範囲を中心とする空間指向に基づいて体系化され、④地籍測量、測地測量、地籍管理、土地登記管理、海洋地籍がリンクシステムに基づいて体系的に統合・管理されるときに実現し得る。

■ 3次元土地境界とその公示に関する研究 (Hong-Teak Kim / 韓国)

韓国の現行の法律に基づく、土地の境界および座標は、地籍測量によってつくられ、公的に登録され、私有の範囲が決定される。しかしながら、それは、水平面の直線的な範囲のみであり、垂直面の範囲を決定する際の標準については何ら明確な規定がない。土地利用がますます洗練され三次元的になってきていることを踏まえ、本研究では、土地境界の空間的範囲を設定し、地籍の公的登録の望ましい方法（効果的な公式記載・公示という考え）を提案する。研究手法としては法的アプローチを用い、文献調査およびインターネット調査によるデータ収集、そして、記述分析を行う。

三次元土地登録は、土地一区画の地表について登録するだけでなく、地面の上空および地下の空間のまわりの物理的状況の全体像を公的に記載することができる。これまでのところ、先行研究のほとんどは、二次元境界のみに焦点を当てているが、土地利用が洗練され多様化されるにつれて、それに応じた、地表または地下の設備の各データを数値にしてカバーする制度が必要になった。特に、三次元境界は将来の土地登録にとっても便利な土地境界の最新の概念であるので、本研究では、上空、地表、地下の三次元的なものとして土地境界を定義する。

上空の境界は、地籍公簿または既提出の構造図に基づいて公的に登録されるので、建物の一定の範囲は、建築法や地方の条例によって制限される。地表の境界は、地籍公簿に登録されている一区画ごとの結節点上の線であり、韓国では、たいていの場合、地上の現実の境界ではなく、地籍図上の境界として見なされる。地下の境界は、地面の下で境界で、地

表の細部測量による境界と同様に考えられるが、一般的に、地下の境界は、地下の階や設備に存在する壁や構造物によって決定され、地下の境界が決定された後に、地下の空間が使用される。

現代社会において、農村部から都市部へ人口が流出するに伴い、深刻な土地不足と非効果的な土地利用が問題となっている。この問題を効果的に解決するためには、さまざまな三次元土地利用方法を考案すべきであり、三次元土地利用のためには、公的登録として、現行の二次元境界よりもむしろ、地上・地下の土地境界に基づいた登録制度にすべきである。

三次元土地境界の現状を検証するために、関連法律の条項を分析してみると、私法では、民法 (Civil law) および不動産登記法 (Real Property Registration Act) において、公法では、都市鉄道法 (Laws of city railroad)、都市鉄道法及び道路法による区分地上権登記処理規則 (Registration rules by Laws of city railroad and road)、地下公共歩道施設の決定・構造及び設置基準に関する規則 (Rules for decision, structure and standard of the public underground sidewalk)、地籍法 (Cadastral Laws)、国土基本法 (Country land Laws)、国土の計画及び利用に関する法律 (Laws of land utilization and plans)、建設法 (Laws of Construction)、地下水法 (Laws of Underground Water)、道路法 (Laws of road) において、三次元境界に関する規定がある。

分析の結果、次のことが明らかになった。第一に、地表の境界の範囲を設定するためには、既存の登記システムに反して、地籍測量の成果を公簿に記載する制度が求められる。また、地下の境界の範囲を設定するためには、地下の各層の深度を考慮して、さまざまな相互関係を調査・分析すべきである。第二に、地表・地下の正確な境界および公的記載・公示のためには、上空・地下の利用を規定する関連法律の関係を調査しなければならない。また、詳細かつ明確な標準が求められ、正確な図および所有情報が必要である。とりわけ、現在根拠となっている法律である地籍法を改正するか、または、三次元登記のための特別な法律（暫定的に、「三次元空間情報法」と名付ける）を創設するかのいずれかに向けて、土地登録の効果的な方法が議論されるべきである。

■ 地籍再調査の管理と地震後の地籍補正測量 (Hui-Hsiung Hung / 台湾)

地籍図は現況と一致しているべきである。地籍調

査が実施された登記地区の地籍図が損傷していたり、全滅または喪失していたり、地図の縮尺が変わったり、地震によって現況が変わるなど、その他の重大な原因がある場合には、通常、地籍調査の繰り返し（地籍再調査）が実施される。1999年9月21日午前1時47分、台湾の中心地域において、マグニチュード7の地震が起き、土地が著しく変形・移動した。台中市東部の Da-keng 地域は、1999年4月に地籍再調査が完了していたが、被災地は、最大で約7mの絶対移動を被った。東西方向は約4m圧縮し、南北方向は約30cm伸長したため、地籍境界が現況と一致していない。本論文の目的は、地籍再調査の手順を紹介し、921地震による地籍補正測量とそこで直面した問題について論じることである。また、地籍再調査を実施するには時間がかかるので、現行の地籍再調査（cadastral re-survey）の手法とは異なる、地籍補正測量（cadastral revision survey）の原理・手法を提案する。

地籍再調査は、三角測量→補助基準点測量→一筆地測量→面積計算→地図作成の手順で行われる。地籍再調査の際には、土地所有者は、土地管理局（Land Office）の通知で指示された期限に従って、境界標を設置し、境界を確認するために立ち会わなければならないが、もし、所有者がそれを行わなかった場合には、隣接地の境界→現利用者の確認による境界→古い地籍図に準拠した境界→地域慣習という優先順位に従って、地籍調査を行うものとする。境界標の設置または境界の確認において土地所有者間で争いがある場合には、法的能力を有する特別地方自治体または県や市の土地管理局に調停を提起しなければならない。地籍再調査の結果は30日以内に公示されるが、その結果が不適切であると土地所有者がみなした場合には、再調査費用を負担して、土地管理局に再調査を申請してもよい。期限内に再調査の申請がなければ、土地管理局は、土地表示の変化を登記しなければならない。

地籍補正測量は、座標変換によって行われるが、問題となるのは、被災地の土地区画タイプ（無変形、許容範囲の変形、変形）、地籍図の精度（デジタル形式、アナログ形式）、補助基準点のずれ（プレートの圧縮、プレートの流動、人工的な移動）、変形地域の土地修正方法の根拠（公共利益、公平性・正当性）である。地籍補正測量の手順は、地形現況図（標識の移動状況分析）→変換ゾーンの確認（人の手による地図の重ね合わせ、コンピュータによる地図の重ね合わせ）→座標変換（変換パラメータの

計算、TWD97座標系への変換）→土地区画の確認（地籍図の重ね合わせ、面積分析）→座標チェック（一致しなければ現況図からやり直し）→地籍図の再作成となっている。

土地変形を被った15地籍区域のなかで、最も大規模な変形があった Da-kung 区域を対象地として、実際に、データ収集（地籍図・標識の移動状況分析図、震災後の地形現況図、震災前のデジタル地形図）、地図の重ね合わせ（現況図と地籍図、現況図とデジタル地形図、重なりの方角、座標変換境界域の区別）を行った（図4参照）。さらに、補正前後の面積比較を行ったところ、土地区画は、無変形、許容範囲の変形、変形の3タイプに分類できることが示された。第2タイプは、座標変換により単純に解決することができ、第3タイプは、震災復興法（after-earthquake re-establishment laws）の設計書により解決される。

本研究の結果、次のことが明らかになった。(1) 今回の地籍補正測量は、今後、震災後に地籍補正測量を行う際の手順基準となり得る。(2) 被災地の土地区画は、無変形、断層内、断層周囲、地籍再調査プロセスでのエラーという4タイプに分類することができる。(3) TWD67（震災前）および TWD97（震災後）の標識座標を使用することによって、地震による相対的な位置のずれを分析するために標識の距離を計算することができる。(4) 地籍補正測量の合理性は、座標変換境界域の大きさによる。合理性を高めるためには、地形図・地籍図・地形現況図を重ね合わせ、被災地の土地変形を分析すべきであり、分析後に座標変換プロセスを実行する。(5) 座標変換境界域の精度を高めるためには、地形現況図を写真地図と重ね合わせることができる。(6) 座標変換の合理性は、①無変形地域では土地区画の形は同じであること、②断層周囲の変形地域では土地区画の形は震災前後で似ていること、③断層内の変形地域では土地区画の形・大きさは建物再建認可の法的申請を可能にすること、ということに依存する。



図4：Da-kung区域の座標変換境界域

第2回つくば国際 ウォーキング大会

(社)日本ウォーキング協会理事
(財)日本測量調査技術協会理事・
事務局長 堀野 正勝

平成20年11月9日(日)、茨城県つくば市において「第2回つくば国際ウォーキング大会」が開催され、約500名の参加者が、紅葉の始まった筑波山麓を中心に、秋の1日を楽しみました。第2回を迎えた本ウォーキング大会は、前年度に引き続き、全国のウォーカー及びつくば市並びにつくば周辺に在住する子供から大人、外国人を対象に、「サイエンスと自然が共生する田園・研究学園都市つくばの文化、環境、自然などの魅力を五感と足で感じていただこう」をテーマに「筑波山・つくば道」を主体に実施しました。

本大会を開催するにあたり、昨年に引き続き、日本土地家屋調査士会連合会並びに地元茨城土地家屋調査士会(茨城会)の多大なるご支援とご協力をいただきました。この場をお借りして御礼を申し上げるとともに、本大会の模様を寄稿させていただき、ご支援、ご協力へのお礼とさせていただきます。

ところで、本大会のご報告の前に、思い出話とウォーキングの効能などについてちょっとお話をさせていただきます。

私と日本土地家屋調査士会連合

会さんとの付き合いは、今や20年を超えた「測量の日」の第1回イベント(平成元年)に遡ります。私は、当時、国土地理院の近畿地方測量部次長という立場で、初の「測量の日」を近畿地区でも多くの関係者と一つとなって盛り上げ「成功させたい」との気持ちから、測量に関わりのある方々に声をかけました。折しも、花博が大阪の鶴見緑地で開かれることとなり、博覧会会場の一角で「近畿地区第1回測量の日」のイベントの開催に何とかこぎつけました。この時に、快く大阪土地家屋調査士会(大阪会)が全面的に協力してくださり、大阪府測量設計業協会や関係団体と一致協力し、無事に楽しく盛大に開催することができました。このイベントは、私にとって重要なターニングポイントとなり、その後の活動へと繋がり、何かあると私の脳裏に昨日のこのように思い出されます。この時に、大阪土地家屋調査士会のご担当が、日本土地家屋調査士会連合会現会長の松岡さんでした(確か当時は大阪会の広報部長)。さらに、10年ほど経った平成11年(1999)に始まった「伊能ウォーク」と「伊能大図展」で、再び多大なお付き合い(私は関東地方測量部長、松岡さんは本部役員として)をいただくこととなり、現在まで、何か



大会チラシ

とご支援、ご協力をいただいています。

私も、この頃(伊能ウォーク以来)から、本格的に社会貢献活動(ボランティア活動)の一つとして、ウォーキング運動に係わるようになりました。もとは、伊能ウォークの日毎のコースマップ作りのバックアップや伊能ウォーク隊を応援する勝手連としての「伊能ウォーク・サポータクラブ」のニュースレター編集委員長としての活動が原点です。その後、ウォーキングの魅力にはまり、(社)日本ウォーキング協会(JWA)の理事・専門講師として、ウォーキング大会等に使う「コースマップ作り」「歩測大会運営」の指導等に当たっ

てきました。現在も、ウォーキング公認指導員の研修会等を中心に活動を行っています。

ウォーキングは、自然の中を歩くことによって心が豊かになり、精神的なりフレッシュにつながります。人間がもつ「五感」を活用し、ウォーキングすることが大切です。空や山、川や草花を見、小鳥のさえずりを聴き、風や周囲のにおいを嗅ぎ、木々や川のせせらぎに触れ、歩いた後は美味しい料理や地酒を味わう（これが最大の目的かも?）など、毎日の仕事に疲れた心と体を癒すにはもってこいです。このことは、本ウォーキング大会の目標にもなっています。

また、今話題の厚生労働省（JWA は環境省と共に厚生労働省の認可法人）を先頭に、世の中こぞってメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）対策に追われていますが、「メタボは薬では治らない、医者ではなく自分自身で治す病気（JWA 泉副会長・医師）」です。ウォーキング仲間では、メタボは「歩行不足症候群」と呼ばれ、その対策には、ウォーキングが一番というのは常識となっています。日常生活の中で、今より「1日プラス千歩」を目標に、「1週間にプラス7千歩」増えれば、1か月も続ければ体が楽になるはずです。歩くことでメタボが解消され、健康（体も心も）を取り戻すことができます。無理の無いウォーキン

グは医者いらずということでしょう。まずは、ひと駅は歩く、2 km 位までは時間を見て歩く、3 階までは歩いて登るなど、ちょっとした工夫を日常の暮らしの中に取り入れてみてはいかがでしょうか？

また、ウォーキング大会では、これまで知らなかった人たちとの出会いもあります。お互いにコミュニケーションを図ることの効果は計り知れません。実社会では、会社の中での人間関係や、仕事の行き詰まり等いろいろな悩みがあるでしょう。しかし、歩いて見ず知らずの人とあいさつを交わしていると、自然に素直になり、自分の素顔を取り戻すことができます。歩くことで生じる気付かない変化は、五感が蘇り、心と体に何かを呼び戻してくれる爽快感があります。1回、2回とウォーキング大会に出てみると、かなりの人々がウォーキングにはまるのは、こういったことからではないでしょうか？

何やら、前節やら宣伝など、うんちくが長くなったので、ここらで元に戻し、本大会の模様を報告しましょう。

まずは、「せっかくウォーク」からご案内しましょう。せっかくウォークとは、遠方よりせっかくお越しになった方々のために、本番行事の前日に催すおまけの行事（ウォーキング参加定員 40 名）です。今回は、筑波大学芸術学群の学生さんたちとのコラボレーションにより、「夜のつくば道めぐり」となりました。江戸時代から続く、筑波山信仰の参詣道として開かれたつくば道の夜を、地元民と語り合いながら提灯を持って、ふもとの街・北条（本大会の会場となったところ）から筑波山神社までの往復約 10 km のコースです。このイ

ベントには「つくば道・あかりのプロムナード」と銘打って、多くの筑波大の学生や地元の人々が参加しています。北条の街中には、10 か所を超える「ライトアート」が、途中の神郡集落（江戸期の重厚な集落が残っている）では「瓦あかりプロムナード」が、きつい登山道（江戸時代の石段道が現存）の途中・筑波集落では「竹燈籠のあかり」が、我々ウォーカーを待ち受けていました。それぞれが、手間暇かけて作られた「あかり」で、なんとも言えぬ幻想的な雰囲気を醸し出していました。ややきつめの往復 10 km のコースも学生さんや、地元の人々の心温まる応援で、全員が無事完歩することができました。このイベントは、今までに無い、心温まる、さわやかな印象の残るウォークとなりました。大会役員の私としても、実施して良かったと思う印象に残るイベントとなりました。

いよいよ本番当日、11月9日（日）です。早朝（午前6時）に集まった関係者の手なれた準備が始まりました。テント張り、受け付けやゼッケン記入所、幟（のぼり）ばたや横断幕（手作り）の設置・点検などが行われていきました。7時前には、地元土地家屋調査士会（茨城会）の方々も到着され、参加者の車の誘導や会場整理に活躍していただきました。また、地元のつくば東中学の生徒さん 10



「せっかくウォーク」筑波山神社にて



「せっかくウォーク」灯りのイベント

名も、コース誘導のボランティアとして参加してくれました。ボランティアとして早朝より参加いただいた茨城会の皆様には、心より御礼申し上げます。

8時40分から23km、20kmコースの出発式が始まりました。田仲茨城県ウォーキング協会(IWA)会長のあいさつに始まり、来賓紹介(藤木日本土地家屋調査士会連合会広報部長等)、コース案内、スタート前のストレッチと続き、東中学の女生徒三人による「檄」を合図(9時)に、参加者全員が元気にスタートしていきました。23kmコースは、つくば道をとおり筑波山神社へ、ケーブルで山頂駅へ、さらに歩いて筑波山山頂(女体山・877m)へと進みます。帰路は、ロープウェーを使ってつつじヶ丘まで行き、そこから徒歩で筑波山神社まで下り、20kmコースと合流し、筑波山麓の筑波ふれあいの里、平沢官衙遺跡を經由して、北条の街へと戻るコースです。途中には、つくば道を示す道標や幕末を駆け抜けた水戸天狗党が蜂起したゆかりの地・普門寺、筑波山を真正面にみる古い屋並みの残る神郡集落、白壁の土塀が残る筑波集落、筑波山神社、さらには、千年も前(奈良・平安時代)の役所跡(平沢官衙遺跡)などが随所に配置された、歴史や文化のかおりを色濃く残すウォーキングコースとなっています。筑波山は、東の筑

波、西の富士と称され、関東平野の東にそびえる日本百名山のひとつとしても有名です。山頂付近には、貴重な木々や植物が多く観られます。また、斑レイ岩や花崗岩で自然にできた「ガマが口をパクッと開けた姿」から「ガマ石」と呼ばれる岩などの奇岩も多く、魅力のある山として、多くのハイカーが訪れています。20kmコースは、この内、筑波山頂部分を外したコースとなっています。

10時出発の8kmコースは、北条の街並みを観て、普門寺折り返し、平沢官衙遺跡を巡るコースです。いわゆる、ゆっくりウォーク(エコウォーク・観て歩くウォーク)グループが多数参加するコースとなっています。前日のせっかくウォークに参加された藤木広報部長は、友人らと共にこのコースへと元気に出発していきました。北条の街中には、戦国時代の城下町としての古寺や史跡が残されているほか、地酒を売る古い酒屋や美味しいアイスクリーム・米(マイ)アイス(北条米から作られたアイスクリームでしっとりした感触で美味しい、北条米は東京の寿司米としても有名)などを売る店があり、歩きプラスαが用意された街です。藤木グループは、多分あちこちに立ち寄られ、「観て」、「味わって」というウォーキングを楽しまれたことと思います(ことによるとウォーキングの魅力にはま

ったかも?)。

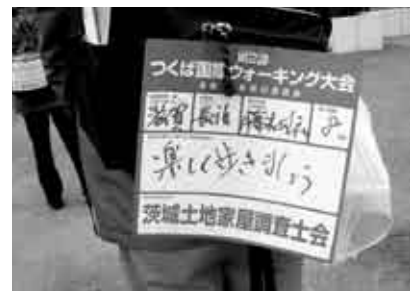
ゴール後は、完歩証をもらい抽選(はずれ無し、ウォーキングシューズ、来年のカレンダーなどが当たる)結果を楽しんで、ストレッチとヘルスチェック(自由参加・無料で体脂肪率などを即座に計測してくれる。健康器具メーカーがボランティアで出店)を受けた後、一休みし、思い思いの帰路へと就きました。参加者の顔からは、ほとんどの人が爽やかさと歩き終えた満足感が現れていました。アンケート結果からも、「楽しい素晴らしいウォーキング大会でした」「ぜひ継続し、来年も行っていきたい」との回答が多く寄せられていました。夕方、4時には全てのコース参加者がゴールし、事故もけが人も無く、無事、第2回つくば国際ウォーキング大会が閉幕しました。

今大会の開催にあたり、日本土地家屋調査士会連合会並びに茨城土地家屋調査士会(茨城会)の関係者の皆様には多大なご支援、ご協力を頂きました。改めて心より御礼を申し上げ、会報への寄稿の締めとさせていただきます。

(第2回つくば国際ウォーキング大会副会長)



開会式の様子



藤木部長のゼッケン

第2回つくば国際 ウォーキング大会

今年で2回目となる、つくば国際ウォーキング大会が11月9日(日)開催されました。参加者は約500名と盛況で、当日は曇り空の少し肌寒い天気となりましたが、「ウォーキング」にはちょうどいい気温でありました。

私は、大会の前日に催す「せっかくウォーク」に、藤木広報部長と今回は妻と子供(乳母車持参)で参加しました。コースは筑波庁舎から筑波山神社までの約10kmを、夕方から夜にかけて提灯をもって歩くというものです。趣のあるむかし道を通り、田んぼの中を歩いているまではよかったのですが、神社へ続く急な登りにさしかかると、乳母車を押してのウォーキングはさすがにきついものがありました。最後の石段では大会副会長の堀野さんや、筑波大学の学生ボランティアの方たちに道中助けてもらいながらなんとか筑波山神社へ到着。

ちょうど筑波山麓秋祭りのイベントと重なっていて、神社の門は赤色に、拝殿は薄い緑色にライトアップされ、また、途中の田井の里では瓦を組み合わせて作った灯りのプロムナードが街道を幻想的に演出しており、歩く人を楽しませてくれました。

大会当日は23km、20km、8km

の3コースが用意されました。開会式は主催者である田仲正一大会会長の挨拶から始まり、来賓として日調連藤木広報部長が紹介されました。諸注意事項を鳥生厚夫実行委員長より説明を受け、準備体操の後、筑波東中学校の女子生徒たちによるかわいらしい出発の「檄」でスタートしました。これに先立ち土浦支部の村上会員、和田会員、青木会員、飯野会員には早朝より駐車場の誘導をしていただき、寒い中大変お疲れ様でした。23kmコースのウォーカーたちも午後3時半頃にはゴールし、事故もなく盛会裏に終了しました。

雑感

前回に引き続き参加させていただきました。堀野さんには子供連れということもあり、道中気を遣っていただきありがとうございます。差し入れとしていただいた、米で作った「米(マイ)スクリーム」はモチモチとした食感が新鮮でした。仕事でもレジャーでも歩くことを目的とすることはめったにないだけに、年に1度のこの「ウォーキング」は取材とはいえ楽しいひとときでした。ゆったりとした時間の中で、ほっとできる景色を眺めながら、歩いてみないと見つけられないものを発見する楽しさは「ウォーキング」ならではのものではないでしょうか。妻も結構楽しかったらしく、年に1度の家族

行事にすることにまんざらでもなさそうでした。

主催 茨城県ウォーキング協会、(社)日本ウォーキング協会、茨城土地家屋調査士会、(社)茨城県測量設計業協会 ほか

協力 つくば市商工会

協賛 日本土地家屋調査士会連合会 ほか

後援 国土地理院、つくば市、つくば市教育委員会 ほか
(取材 広報員 山本憲一)



大会関係者と土浦支部の皆さん



(左から) 鳥生大会実行委員長、藤木広報部長、堀野大会副会長

曲がり角にたつ土地区画整理事業

立命館大学法科大学院 教授 安本 典夫

日本の都市の市街地形成・整備のいわば中心的な手法であった土地区画整理事業。しかし、今、それが大きな曲がり角にたっている。特に、それを施行するために設立された土地区画整理組合で大きな危機に直面しているものが少なくない。なぜか。その中でどのようなことが試みられているか。

1. 「土地区画整理は都市計画の母」

明治はじめ頃から、農業生産力向上のために、水利を整え耕作のしやすいように田畑の交換分合・水路整備などを行う「耕地整理」（当初は田区改良とも言った。）といわれる事業が地主の共同事業として行われ、そのために耕地整理法が制定された（1899年。1909年改正）。

やがて、都市の生成・膨張の時代を迎え、この事業は、雑木林や田畑を整備・造成して、新市街地を形成する地主の共同事業としても使われるようになった。1919年都市計画法は、それを発展させ、「土地区画整理事業」制度を創設した。もっとも、具体的な進め方については、耕地整理法を準用した。この事業を用いて、新市街地の計画的形成がなされた。京都市においても、図1のように、旧市街地の外郭を構成する街路（北大路通り、西大路通り、十条通りなど）とその周辺の市街地は、土地区画整理事業によって形成された。

関東大震災後の震災復興、第二次世界大戦後の戦災復興のために、土地区画整理事業が中心的な役割を果たした。焼け野原になった都市を、これを機に道路拡幅・駅前広場建設をして、車時代に対応した「近代的」都市基盤を整備するのに、土地区画整理が用いられたのである。そのために、そ

れぞれ1923年特別都市計画法、1946年特別都市計画法が制定された。その主要内容は、区画整理を既成市街地でも使えるようにするなど、制度を補強することであった。関東大震災復興後の東京の山手線の駅前の広場や幹線道路建設、第二次世界大戦後の名古屋市の幹線道路の建設などもこれによって行われた。

現行の1954年土地区画整理法は、このような経



図1 京都市都市計画局『京都の都市計画〔平成4年度版〕』104頁より作図

過を踏まえて、土地区画整理事業の手續、内容等全般にわたり独自の法システムを構築するために制定された。

このように、郊外の新市街地形成、既成市街地の再整備において、土地区画整理事業は中心的な役割を担った。まさに「土地区画整理は都市計画の母」だったのである。

2. 区画整理制度の原理

ところで、道路拡幅・駅前広場建設をしつつ、宅地の整形をしていく、ということがなぜ可能なのか。それは次のような原理によって組み立てられているからである。

中心的な手法は「換地」である。これは、A地についての所有権・借地権・抵当権その他すべての権利を、そっくりそのままB地に換える。このようにして、道路・駅前広場用の新たな土地を確保しながら、各宅地を少しずつずらして整形する。理論的には、転出者を出さずに、地区の整備がなされる。

ところで、道路を広げ、広場等をつくるためには、そのための土地をどうひねり出すか。また、すべての敷地・建物を動かすための膨大な費用をどう調達するかが問題である。道路・広場等のために必要な土地は、各宅地から少しずつ供出してもらって、それを換地により集約して充てる。このために各宅地の面積を減らすことを「公共減歩」という。また、各宅地から供出された土地を事業者の手許に集約して保留し、それを売却して事業費に充てる。この保留地をひねり出すために各宅地の面積を減らすことを「保留地減歩」という。

このような「減歩」は、市街地がより整備されたものとなり、各宅地もより広い道路に面することになって利便性が増し、価値が上昇する、その価値上昇分の一部を受益者負担として現物（土地）で出してもらう、という論理にもとづく。宅地の面積は減るが、単位面積あたりの価値は上昇し、宅地の総価格も減少しないため、減少分に補償が払われることは通常ない。

もっとも、たとえば、土地を売らず家業を続けるつもりの方にとっては、敷地面積の減少は家業スペースの減少そのものであり、無補償でそれを強いるのはおかしい、など批判があった。既成市街地の中で行おうとする事業は、既に土地が細分化され、また地価の上昇幅も大きくないため、しばしば激し

い反対にあった。

3. 日本の社会構造の転換

それに加えて、近年、日本の社会構造の転換が現実のものとなってきた。日本の人口は、2005年にピークを迎えた。この後は、多少の上がり下がりはあるが、一貫して減少を基調とした動きになっていくことになる。高齢化も急速に進んだ。65歳以上の高齢人口割合は20%を超えた。都市についても、これまでのような人口増・膨張の時代は終わった。そのみか、むしろ人口が減少し、あるいは中心商店街が歯抜けのようになってきつつあるところも少なくない。郊外市街地も、老齢化・空洞化が虫食いの生じ、「賢い縮退（スマートシュリンク）」も検討課題となりつつある。

この中で、「コンパクトシティ論」が提唱されるようになってきた。これに込める内容は論者によって様々であるが、「市街地をコンパクトにまとめ、その中で既存の社会基盤を活用し、公共交通を維持しながら、コミュニティを再活性化する」などは、中心的な理念・要素といえよう。また、2006年のまちづくり三法（都市計画法、大規模小売店舗立地法、中心市街地活性化法）改正も、このような流れを背景にしている。

こうして、都市政策の課題は、膨張対応ではなく、既成市街地の整備・再生が基本となってきた。

4. 区画整理の原理が通りにくく…

これは、区画整理の原理が通りにくくなったことを意味する。大々的に新たな市街地を形成するということは、一般的には、今後はもう見られないだろう。また、全体として地価が低下しているか、横ばいの中で事業をやっても、事業による土地の増価は実感できず、そのため公共用地・保留地のための減歩も必要なだけの土地をひねり出すほどはできない。何よりも、保留地が売れなくなった。

それに、人々の価値観も変化してきた。広い道路が格子状に通った街だけが果たして目標とすべき街なのか、土地区画整理事業は、全面的に、かつ性急に一律の街の新しい形を実現しようとするものではないか、という疑問も沸き起こってきた。

5. 区画整理組合の直面する困難

ところで、土地区画整理事業を施行する主な事業

主体は、市町村と土地区画整理組合である。

市町村が施行するのは、どちらかといえば既成市街地で「整備の必要性に迫られて」、というのが多い。事業費は、保留地の売却代金、都市計画決定をした幹線道路建設が事業に組み込まれていれば、その建設費相当分の道路整備特別会計からの補助金、また、市町村等が本来整備すべき公共施設（公園、河川など）についての市町村等による負担金（公共施設管理者負担金）などが主要なものである。

他方、土地区画整理組合は、これから市街化するような地域で、地主の共同事業として行なうというのが主流である。このような地域は、道路などの公共施設整備のための公共減歩も大きくなるが、雑木林や畑から宅地に変わるので土地の増価幅も大きく、民間の事業としても成り立つだろう、ということとで組合施行となる。組合の設立は、宅地の所有者、借地権者の各々3分の2以上の同意（同時に所有者・借地権対象宅地の面積の合計も同意者のものが3分の2以上でなければならない。）を得て申請し、都道府県知事の認可を得なければならない。逆にいえば、3分の1未満の不同意者があっても、その者は強制的に加入させられる。いわゆる強制加入制の組合である。

組合は、事業費を、主として保留地の売却代金と、それに加えて地方自治体等からの補助金・負担金などでまかないながら、事業を進める。もっとも、保留地売却代金が入るのは事業の完成期であるから、それまでは資金を借り入れて事業を進める。

しかし、肝心のこの保留地が売れなくなったのである。2006年調査では、調査した組合756中、収入不足が見込まれる組合は99（13.1%）、不足見込額合計約1,115億円となっている（国交省都市・地域整備局市街地整備課調べ）。

借入金の返却ができなくなると、事業としては破綻であるが、実は土地区画整理法には組合の破産規定がない。「組合員に対する賦課金」の規定があるから、これによって不足分を埋めることとなるため破産がない。」という論がある。しかし、すべての不足金を組合員の賦課金でまかなうとすれば、それは組合員に無限責任を負わせることになる。組合に強制加入させておいて、その組合員に無限責任を課すことは、憲法の結社の自由（21条）、財産権保障（29条）から許されない。組合員の責任が有限である以上、他に調整できなければ、法律に規定はないが究

極的には破産に至らざるを得ない。

破綻を避けるために、換地設計をやり直して、売れやすいところに保留地を当てるとか（従来は、しばしば、地権者が優先的に換地を受けていた。）、道路・公園等の公共施設の規模を小さくして事業費を削減するなどの努力、それに加えて、債権者による債権放棄（債権者は強制ではなく事情を調査した上で任意に契約をしたものである。）なども含め、解決に向けての様々な努力がなされており、それをバックアップする仕組みが必要であろう。

6. 区画整理の展開の方向は？

経済の右肩上がり、都市膨張の時代に計画された土地区画整理事業が、人口逡減、高齢社会の到来などの日本の社会構造の転換によって、このような困難を抱えるようになった。それでは、このような動向が続く以上（約100年後には総人口は3分の1、65歳以上の人口比率も50年後には2倍の40%になるという予測もある。）、新たな土地区画整理事業はもう行なう余地はないのか。

そうとは限らない、という主張をもって、いくつかの提言、試み等がなされてきている。たとえば、「柔らかな区画整理」ということがいわれる（市街地再開発事業でも「身の丈にあった再開発」といわれたりする。）。たとえば、公共施設の再配置と土地の交換分合を主体とした事業で、公共減歩を伴わないものとする。たとえば、幹線道路に囲まれた内部の市街地で、行き止まり私道を通り抜け道路に整備するなど最小限度の基盤整備を行う。たとえば、散在する商店を集約したり、共同利用希望者を集約して集客施設・来訪者用駐車場用地を創出する。あるいは、地籍混乱地区において、現状にあわせた状態で換地処分を行うような土地区画整理事業を実施して、地籍を確定させるような取り組みも行われているようである（『区画整理』2007年10月号6頁以下の事例参照）。

7. 「換地の手法」であることに立ち返って

ここでは、「土地区画整理事業はこうあらねばならない」とか、「土地区画整理事業でつくりあげる街並みはこうあるべきだ」という従来の土地区画整理事業観をいったん捨て去り、「換地という手法」に主として着目した構成になっている。

従来、しばしば、土地区画整理事業の二つの要素

として「換地」と「減歩」がいわれてきた。しかし、「換地」は手法であり、「減歩」は事業費に関わる要素である。両者は論理必然的に結合する訳ではない。

現に、阪神・淡路大震災後の復興において、神戸のある下町地区では、幅員4m未満の道路を4mにして、若干の宅地の整形をするために、市施行の土地区画整理事業という手法が用いられた。ほとんど現地換地で、減歩もわずかだった。道路整備特別会計からの補助金は期待できず（一般的には「都市計画決定された幅員12m以上の道路」が対象となり、この震災復興過程では「6m以上」まで要件が緩和されたがそれでもこの地域では要件を充たさなかった。）、現地換地等により事業費を抑えつつ、一般会計からの補助金によって行なわれた。市町村施行の土地区画整理事業への一般会計からの補助制度は、1989年度以降出てきたものであるが、神戸市のこの経験は、都市再生区画整理事業制度の重点地区・安全市街地形成型へと展開している。いずれにせよ、ここでは、土地区画整理事業を行うには幹線道路を通し、保留地を確保しなければ、という枠から解き放たれている。

もともと、換地という手法は、買収・収用などとは違った性質・機能、長所・短所をもっている。その長所が生きるような場面でそれを活用することができないか。

8. 様々な手法の組み合わせ

この立場にたって考えると、土地区画整理事業を単独の完結した事業としてのみでなく、いろいろな事業の一部として、あるいは組み合わせ、まさに換地という手法を活用するために区画整理が用いられる、ということもありうる。

既に法制化している土地区画整理事業の一部で市街地再開発事業によりビルを建設するという組み合わせは、上に述べた趣旨とはやや違う面はあるが、それぞれの手法に着目して組み合わせるものである。

今日、法制上の事業以外に、様々な「要綱事業」があり、これとの組み合わせもあり得る。「要綱事業」というのは、法律に定められていない、したがって強制的に遂行していくことのできない任意の事業に、予算措置として補助するというものである。補助制度を行政の内部基準である「要綱」で定めるため、「要

綱事業」といわれる。その中の一つに住宅市街地総合整備事業、その一タイプとして密集住宅市街地整備型がある。それは、道路等が未整備で老朽建築物が建て込んでいる密集住宅市街地において、生活道路・公園・広場の整備、社会福祉センターと合築した都市再生住宅の建設、共同・協調建替えによる老朽建築物の更新などを進める。これに、種々の補助金が出される。この種の事業に、必要に応じて一部換地手法を用いることが有効なこともあるかもしれない。

こう見てくると、今日、「土地区画整理は都市計画の母」という振りかぶった命題には幕を引くべきだろう。そうではなく、換地という手法を活かせる、それぞれの場でその役目を他の手法と協力して果たしていくべきものとなろう。

9. そのためにも…

このようにして、柔軟に進める場合、それだけに透明性と合意形成の民主主義が重要になる。

土地区画整理法上は、おそらくはまず換地計画を定めて換地予定地的仮換地を指定することが意図されていたと思われる。実際には、換地計画は仮換地・工事が全部終了して定められる。しかし、やはり、換地計画を定め、それについて合意を形成して換地予定地的仮換地を進めるべきである。

また、情報公開も重要であろう。土地区画整理法84条に、備え付けて開示しなければならない情報が規定されている。しかし、それ以外の膨大な資料が作成され、実質的にはそれを見なければ明らかにならないことも多い。その開示制度の確立が求められる。

※土地区画整理事業の仕組みとその当面する問題の全体像については、拙著『都市法概説』（法律文化社、2008）第9章（要綱事業については同第10章4）参照。土地区画整理組合の直面する問題については、大場民男『土地区画整理組合の再生』（印刷：新日本法規出版株式会社、2004）、NPO法人区画整理・再開発対策全国連絡会議編『区画整理・再開発の破綻』（自治体研究社、2001）など参照。

Public View

自由民主党法務部会・司法制度調査会、
法務・自治関係団体委員会が開催される。



平成 20 年 11 月 20 日、自由民主党本部において、平成 21 年度税制改正要望及び政策要望の聴取を主とした「法務部会・司法制度調査会、法務・自治関係団体委員会」が開催されました。

同日は、当連合会及び全国土地家屋調査士政治連盟並びに日本司法書士会連合会、日本司法書士政治連盟が出席しました。

出席者

〈日調連〉

松岡会長

下川副会長

横山副会長

瀬口専務理事

〈全調政連〉

井上会長

齋藤幹事長

まず、河野太郎組織本部法務・自治関係団体委員会委員長が開催を宣した後、岸田文雄組織本部団体総局長から「各団体においては、自由民主党と政策の連携を強めつつ、共に歩んでいただきたい」旨の挨拶がありました。

その後、桜井郁三法務部会長から「各団体からの税制要望を聴き、自由民主党としていかにすべきか検討したい」旨の挨拶がありました。

最後に、保岡興治司法制度調査会長から「日頃から司法制度改革及び税制改革に当たっては協力をいただき感謝します。今、経済状況は 100 年に一度という悪化傾向であり、自由民主党としては、この荒船を乗り越え、よりよい社会生活の安全を守ることを視野に入れて活動を推進したい」旨の挨拶があ

りました。

日調連からは、松岡会長が挨拶と併せて、現在の土地家屋調査士制度の現状として、主に 34 の土地家屋調査士会において「境界問題相談センター」が設置され、その内、2 会（大阪会、愛媛会）が ADR 法第 5 条に規定する裁判外紛争解決機関（ADR 機関）の法務大臣の認証を受けていること、また、筆界特定制度において土地家屋調査士が貢献



日調連 松岡会長



全調政連 井上会長

している旨の説明をしました。

全国土地家屋調査士政治連盟からは、井上会長から、日頃からご支援いただいていることへのお礼の挨拶がありました。

続いて、瀬口専務理事から、要望書として提出した平成21年度税制改正要



日調連 瀬口専務理事

望及び政策要望について説明をしました。

出席された議員とともに、オンライン登記申請の促進策等の意見交換も活発に行われ、盛会裡に終了しました。

(取材：事務局 樋口)

平成21年度税制改正要望及び政策要望について

【税制改正要望事項】

- I オンライン登記申請の促進を図るための税制改正を要望します。
- II 新規に住宅を取得した場合の不動産登記に係る登録免許税の負担が軽減されるよう租税特別措置法の継続を要望します。

【政策要望事項】

- I 登記所備付新規地図作成事業の拡充を要望します。
- II 土地家屋調査士法人設立要件の人的緩和を要望します。
- III 競争契約の参加資格（全省庁統一資格）に、資格法で定められた業務区別を明確にするため、「土地家屋調査士業務」の項目が追加されることを要望します。
- IV 公益法人制度改革に伴う公共嘱託登記土地家屋調査士協会の公益社団法人等への移行申請が弾力的に行われるよう要望します。

国民の財産を、安全・安心・正確 に守るための登記基準点

～平成 20 年 6 月 14 日発生

岩手・宮城内陸地震に伴う登記基準点改測事業報告～

(社)岩手県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長 柳平幸男

平成 20 年 6 月 12 日に、『登記基準点を不動産登記規則第 10 条第 3 項に規定する「基本三角点等」として取り扱うことについて』法務省民事局長回答（法務省民二第 1669 号）が発せられました。

この回答が発せられた要因のひとつとして、先行して登記測量を行うために、登記基準点を設置し、業務に利用してきた土地家屋調査士、公共嘱託登記土地家屋調査士協会、土地家屋調査士会等が、公に位置づけのない独自で設置してきた登記基準点を認証して欲しいという強い要望もあり、今回の結果となりました。

さて先般、登記基準点の先駆者である (社) 岩手県公共嘱託登記土地家屋調査士協会が、平成 20 年 6 月 14 日に発生した岩手・宮城内陸地震に伴う登記基準点の改測を、どの民間の設置管理者よりもいち早く作業を実施しました。

この地震による地殻変動で、約 100 点に及ぶ登記基準点の改測を行い、変動量の解析を得ております。そして、当然国民の財産である土地の境界も地震による影響で移動していることは明白であり、土地境界位置の特定をするための登記基準点の移動量把握が不可欠であることは、いうまでもありません。

移動した土地の境界を復元していくことが第一の目的であり、境界紛争を未然に防ぐことなども含め、早急に土地家屋調査士が対応したことは、特筆すべきであり、(社) 岩手県公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事長柳平幸男氏に協力を得て、改測作業内容の報告をさせていただきます。

1. はじめに

平成 20 年 6 月 14 日午前 8 時 43 分頃に発生した岩手・宮城内陸地震について気象庁の発表によると震源地は、岩手県一関市の北緯 39 度 1 分 42 秒、東経 140 度 52 分 48 秒で震源の深さ約 8 km マグニチュード 7.2 とされた。

地殻変動量について国土地理院の発表によると

震源に近い電子基準点「栗駒 2」は、水平方向成分として東南東に約 1.5 m 移動し、高さ成分として約 2.1 m の隆起が観測されたと発表された。

また、人口の集中している国道 4 号線付近にある電子基準点「平泉」で西に 15.3 cm、「水沢 1」で西北西に 9.9 cm の移動についても観測されたことが明らかとなった。

これを受け社団法人岩手県公共嘱託登記土地家屋

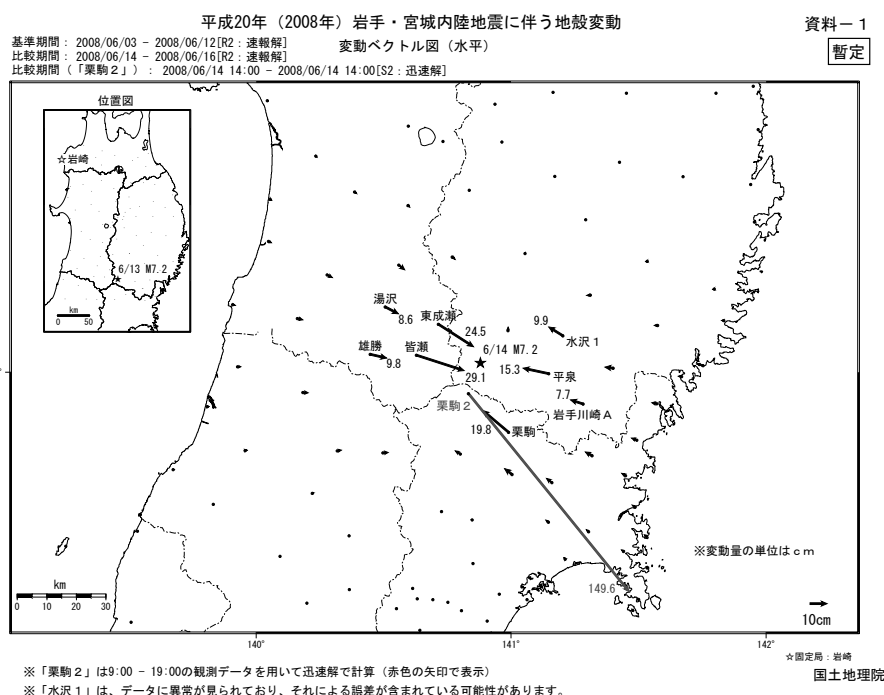


図-1-1 電子基準点地殻変動量 国土地理院 HP より転載

調査士協会（以下「岩手協会」という。）として、平成 14 年 6 月から整備を始めた登記基準点の地殻変動も生じている可能性が大きいことから、登記基準点設置管理者として地殻変動量を速やかに把握し、早急に改測作業を実施し登記基準点の成果値の更新をすることとした。

地震による地殻変動による成果値の更新作業は、全国的に初めての作業であり今後の指針となるべく作業基準及び内容を記録する。

2. 登記基準点の現状

測地成果 2000 導入を契機として、日本測地系から世界測地系に基づき岩手県内どこでも誤差 1 cm 以内の筆界点測量を実現するために、平成 14 年 6 月から整備を進めてきたのが登記基準点です。

設置当初 73 点でスタートし、平成 20 年 7 月末

現在では、5,515 点(既知点電子基準点 32 点含む)で、月平均 75 点の増加を記録しております。被災地近くにも相当数の登記基準点が設置されています。

この登記基準点は、平成 17 年 3 月 7 日施行の改正不動産登記法による不動産登記規則第 77 条第 1 項第 7 号に示されている「基本三角点等」に該当するものとして、地積測量図を作成するための既知点や、筆界特定既知点としても活用されております。

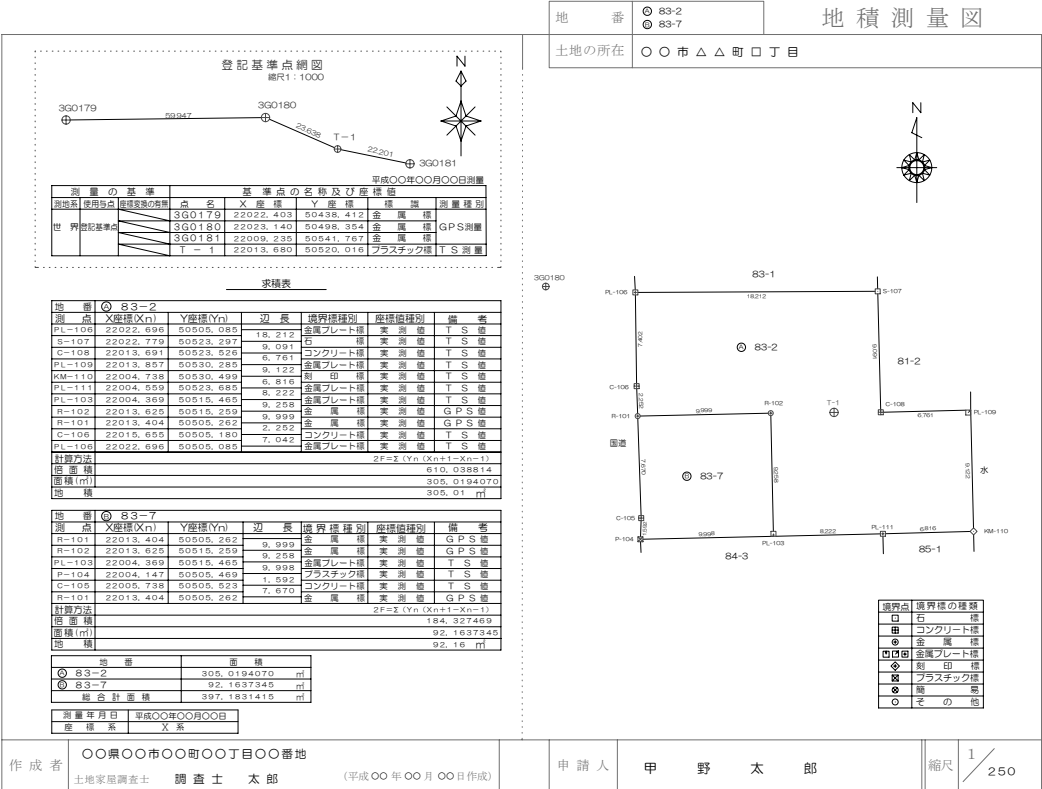
3. 地震による影響

(ア)地震による地殻変動量の把握

地震による地殻変動量を把握するには、平成 14 年 6 月の設置時点から地震発生時の平成 20 年 6 月までの登記基準点（0 級 73 点）のプレートテクトニクスに基づく定量的な地殻変動量を把

表 2-1 登記基準点設置点数 平成 20 年 7 月 31 日現在

種別	点数	盛岡	二戸	久慈	宮古	三陸	一関	水沢	花北
1 電子基準点	32								
2 登記基準点	73	12	10	7	9	10	10	7	8
3 1級登記基準点	438	50	81	46	19	23	56	33	130
4 2級登記基準点	209	22	74	44	4	8	47	0	10
5 3級登記基準点	4731	1598	1302	382	216	106	619	44	462
6 GPS登記多角点	64	15	3	0	19	11	2	0	14
合計	5515	1697	1470	479	267	158	734	86	624



握するための観測の必要があった。そこで、定量的な移動量を把握するために地震の影響を受けてないと想定された県北部および中央部については、登記基準点（0 級）の一部（概ね 50 km 程度の範囲の適当な登記基準点）を観測した。

地震による急激な地殻変動箇所については、定量的な地殻変動とは異なり、震源に近づくにつれ急激に変動量が大きくなるものと想定された。

そこで、震源地のある県南地域については、登記基準点（0 級）と 1 級登記基準点を組み合わせて震源に近い地域ほど観測点を多く設けて、移動量を把握することとした。

（イ）地殻変動量の観測

地殻変動量観測は、設置時の観測法と同様に GPS のスタティック観測法により実施することとした。解析作業で局部的に短縮スタティックによる解析もできるように 15 秒エポックのデータ取得とした。

観測点の選定及び人員配置等の準備をし、平成 20 年 7 月 12 日（土）の午後 1 時から午後 4 時までの 3 時間観測をした。

全観測点 100 点のうち、1 点で GPS 受信機のトラブルが発生し代替機の設置をしたが、観測開始が 14 時を過ぎてしまい、解析から省くこととした。

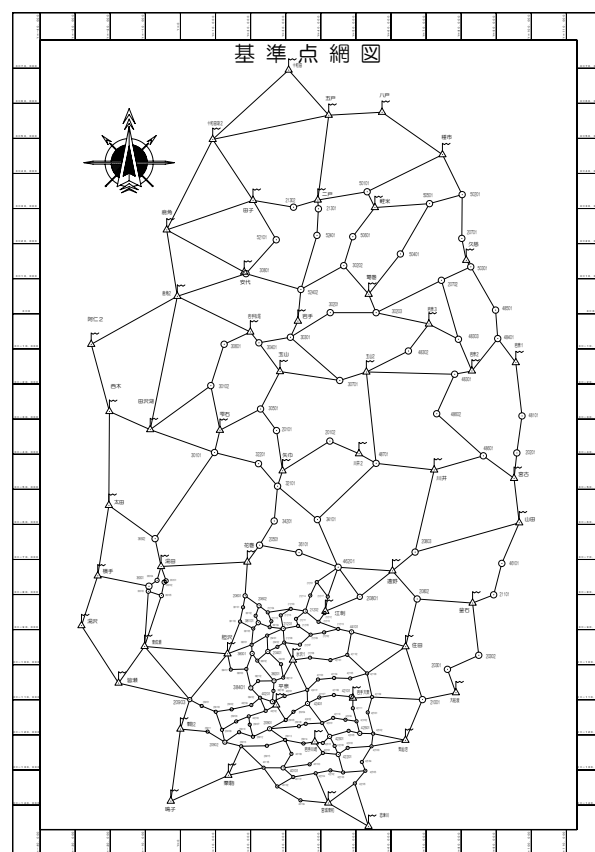
（ウ）地殻変動量の解析

観測に使用した機器は、ソキア・トリンブル・トプコン・ライカと多種多様の機種による観測となったが、観測データをライネックス（RINEX）ファイルにし観測記録簿と一緒に提出してもらい、解析データファイルとした。

観測データの取得に当たって、PCV 補正に伴うアンテナ高の補正方法がメーカーや解析ソフトの違いにより若干の混乱が生じた。この件については、次の改測作業に生かすことができた。

解析は、99 測点の 13 時から 16 時の 15 秒エポックデータで、56Mb となり大容量のデータ解析が必要となった。

地殻変動量の把握の第 1 段階として、県北部及び中央部の地震による地殻変動の影響のない地区の登記基準点（二戸 21301）を固定点として、



図－3－1 基準点観測網図（全体）

概ね 50 km 程度の登記基準点の移動量を仮定網平均計算により、平成 14 年 6 月からの移動ベクトルを求めた。

この移動ベクトルは、現時点（平成 20 年 7 月）での、プレートテクトニクス（plate tectonics）による 6 年間の移動量を示すことになる。この移動量は、実際の登記基準点の成果値を変更する必要はないが、電子基準点から直接観測した場合の、補正情報となるものである。

登記測量の既知点としては、登記基準点を既知点として殆どの場合観測しているために、プレートテクトニクスによる移動と同じ方向に筆界点・基準点も移動しているため、成果値の変更をする必要のないデータである。ただし、遠くの電子基準点を既知点として観測した場合には、位置に影響する場合も想定されるため、念のために観測したものである。

第 2 段階として、地震による移動のなかった地震発生地に近接する登記基準点を固定点（花巻 20501）として、地震による影響のある地域

を取り囲む形で観測するとともに、地震による移動が想定される地区には、観測点の密度を濃くして、移動量を仮定網平均計算により、平成14年6月からの移動ベクトルとして把握することとした。

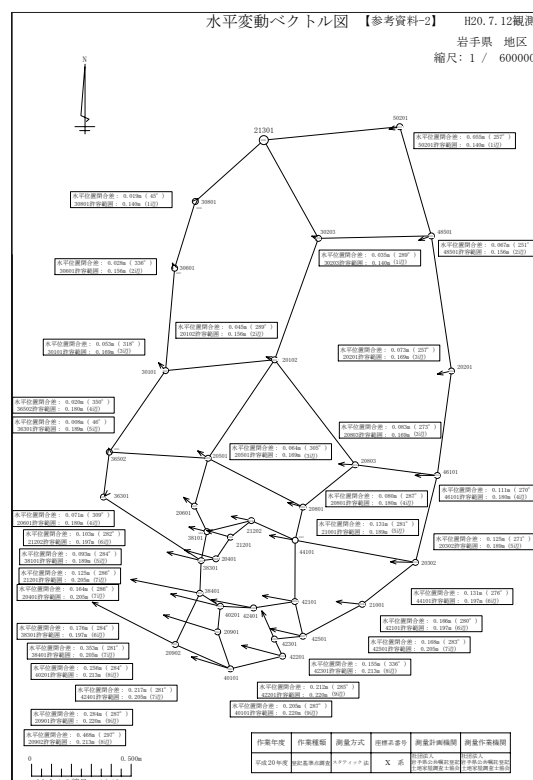
この地震による移動ベクトルを確認した上で、登記測量の筆界点位置誤差に与える影響を考慮して改測しなければならぬ登記基準点の範囲を確定することとした。

解析は、ソキア SpectrumSurvey Version3.93を使用し解析した。

① 岩手県全体水平変動ベクトル移動量

右表から、県北部から県中央部にかけては、10 km 当り年間2 mm～3 mm 程度東に移動している。県南部は、南に行くほど変動量が大きくなり10 km 当り年間3 mm～7 mm 程度東に移動している。

県南部の移動量の増加は、地震によるものか定かではないが、若干の影響も想定される。



図－３－２ 地震変動水平移動量（県内全域）

② 地震変動地区の水平移動ベクトル分析

地震による地殻変動の大きな地区の水平変動ベクトルは、p.35 の図に示すような結果となった。登記基準点 20501（花巻市総合体育館）を固定点とし、仮定網平均計算により水平変動ベクトルとして示したものである。

観測地点の中で最大の移動量を示したのが、震源から 8.2 Km の 1 級登記基準点 209103 で 291 度方向に 651 mm の移動量が観測された。

この度の観測では、震源から 2.5 Km の登記基準点 20903 及び 4.4 Km の 1 級登記基準点 209101 は、地震により道路が寸断され立入禁止区域となり観測できなかった。この 2 点の移動量は、今回の移動量よりも更に大きな値を示すものと推測される。

表－３－１ 県全体の移動量 二戸（21301）を固定

点名	Y 座標	Y 軸距離	移動量	年間移動量	10 km 当り	方向角
二戸 21301	39,319.445					
50201	80,285.702	40,966.257	0.055	0.009	0.002	257
48501	89,809.741	50,490.296	0.067	0.011	0.002	251
20201	95,868.528	56,549.083	0.073	0.012	0.002	257
46101	91,587.551	52,268.106	0.111	0.018	0.003	270
20302	85,012.459	45,693.014	0.125	0.021	0.004	271
21001	68,966.554	29,647.109	0.131	0.022	0.007	276

三角点測量成果公表停止地域図



図－４－１ 改測地域図 国土地理院 HP より転載

4. 登記基準点改測

(ア)改測基準

改測基準は、国土地理院技術資料 A1－No.244「測地成果 2000 導入に伴う公共測量成果座標変換マニュアル」（以下「座標変換マニュアル」という。）を原則として使用することとし、日本土地家屋調査士会連合会 2007 年 12 月 1 日発行の「土地家屋調査士 調査・測量実施要領」（以下「調測要領」という。）並びに社団法人

人岩手県公共嘱託登記土地家屋調査士協会平成19年4月1日改定の「土地家屋調査士 登記測量作業規程」（以下「登記測量作業規程」という。）に準拠する方法とした。

(イ)改測地域の選定

改測地域の選定については、p.35 の図に示す水平変動ベクトル図による 100 mm 以内の地区と、今回の地震により国土地理院が三角点改測のため成果公表を停止した地域が概ね一致していることから、国土地理院の改測地域の西和賀町の一部・一関市全域・奥州市全域・平泉町全域・藤沢町全域を改測地域とした。

(ウ)改測作業基準

改測点は、座標変換マニュアル概説1及び第3条運用基準(3)に示される、既設基準点の再測量(以下「改測」という。)による座標変換と同運用基準(4)の地域毎に適合した変換パラメータによる座標変換の2種とする。

① 再測量座標変換（座標変換マニュアル第10条第3号）

再測量座標変換は、改測地域及びその周辺に位置する電子基準点及び登記基準点を与点として、改測地域内に存在する登記基準点・1級登記基準点をGPSスタティック観測して、成果値を算出する。準拠作業規程は、登記測量作業規程第18条ないし第38条とする。

再測量に当っては、地域変換パラメータによる補正量の検測を兼ね2級・3級登記基準点を必要に応じて同時に観測する。

改測により求められた成果値から、旧座標値(地震以前の成果値)の出合差を基準により、地域変換パラメータを求める。

② 地域変換パラメータによる座標変換（座標変換マニュアル第10条第4号、第37条運用基準第4項）

座標変換マニュアルには、変換手法としてアフィン変換と重み付け補間の2種類が示されているが、地震震源地に近ければ近いほど水平変動ベクトルの移動量が大きくなる特性がある。

そこで、地域変換パラメータを求めるための計算方法は、重み付け補間法(図-4-2参照)を採用することとする。

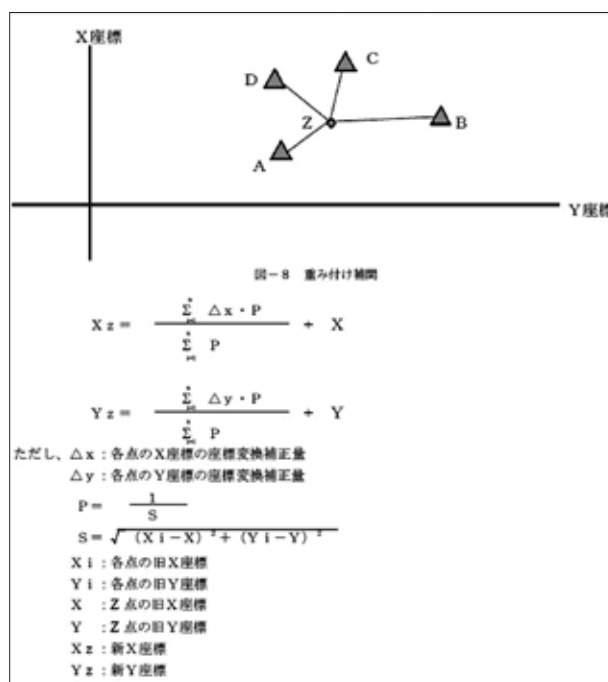


図-4-2 重み付け補間法概念図 座標変換マニュアルより転載

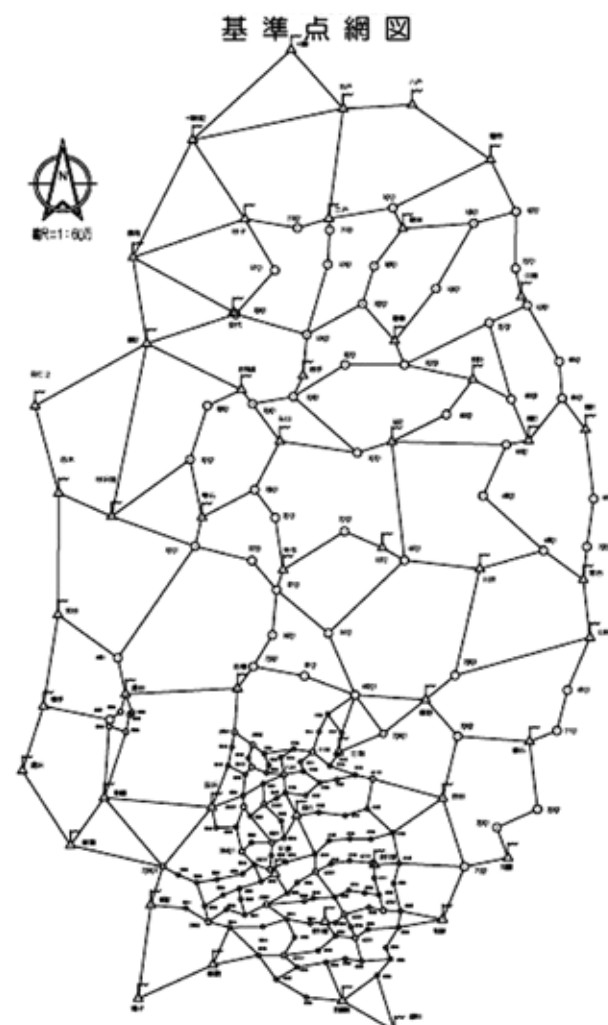


図-4-3 改測平均図

(エ) 観測平均図

電子基準点と地震による地殻変動の影響を受けていない 0 級登記基準点を与点として、改測地域の 0 級及び 1 級登記基準点を観測する。

また、2 級登記基準点以下の点の地域パラメータによる補正後の成果値の検測として、3 級登記基準点の一部と街区三角点や街区基準点も観測する。

(オ) 観測法

改測は、GPS スタティック法による観測をすることとし、観測時間は午前 11 時から午後 4 時までの連続 5 時間観測する。地域パラメータ等の局部解析に短縮スタティックによる解析にも対応するため、搬送波データの取得間隔は 15 秒（15 秒エポック）とする。

観測に使用する基準は、岩手協会制定の登記測量作業規程に準拠して観測する。

5. 登記基準点改測解析

解析は、移動量観測解析と同様に、ソキア SpectrumSurvey Version3.93 を使用し 3 次元網平均計算により求める。解析に使用する基準は、岩手協会制定の登記測量作業規程に準拠して解析する。

解析については、近傍の解析に必要な電子基準点を与点として 0 級登記基準点網を解析し 0 級登記基準点の成果を求める。

次に、関係する電子基準点・0 級登記基準点を与点として、1 級登記基準点の座標値を求める。

0 級と 1 級登記基準点の解析を分離することで、改測地域以外の 0 級登記基準点と 1 級登記基準点との位置誤差の整合性を取ることにした。

6. 登記基準点改測成果の取扱

(ア) 実測成果値の取扱

0 級及び 1 級登記基準点の改測データによる成果値は、解析結果により取得されたデータとする。ただし、改測地域と未改測地域の成果値の整合性を検討し、必要に応じて地域パラメータにより成果値を改正する。

(イ) パラメータ補正量算定手法

地域パラメータ補正量は、4 - (ウ) - ②に示す、重み付け補間法により求める。0 級及び

1 級登記基準点により構成される三角形以上の与点多角形を構成し、与点多角形を構成する登記基準点の地震前の座標値と移動後の座標値の差分（ Δx 、 Δy ）により水平移動成分ベクトルを求める。

0 級 1 級登記基準点で構成される与点多角形の中にある 2 級及び 3 級登記基準点の座標値は、与点である 0 級 1 級登記基準点から新点である 2 級 3 級登記基準点までの距離を重量として補正することで、新点である 2 級 3 級登記基準点の座標値を計算する。

(ウ) 地域パラメータ補正成果値の検測

地域補正パラメータを補正することにより求められる 2 級 3 級登記基準点座標は、改測観測時に 2 級 3 級登記基準点を実測し得られたデータと比較検証する。比較検証の結果、50 mm を超える場合については、地域パラメータ算定既知点多角形を見直し再計算する。

(エ) 移動後成果値の取扱い

移動後成果値は、基準日を制定し、基準日以降の測量は新成果値により計算することとする。地震発生から基準日までの成果については、準拠する地域パラメータ算出のための既知点多角形を確認し、HP を通じて提供するソフトを活用することにより、地震移動後の成果値とする予定である。

7. おわりに

この度の地震による地殻変動を、岩手県公共嘱託登記土地家屋調査士協会という民間が設置管理している登記基準点の地震による地殻変動への対応としては、全国初の取組みである。民間が管理運営する登記基準点の今後の管理手法の礎になればと考え概要報告書を取りまとめたものである。

最終成果値・登記手続の諸問題や、地図及び一筆地移動への対処方法等の今後の諸課題については、今後個別に発表していく予定である。

この観測に関しては、岩手県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の社員とその補助者及び岩手県土地家屋調査士会会員の献身的なボランティアにより観測できたことにこの場を借りて感謝する。

岩手日日新聞 平成 20 年 7 月 13 日
胆江日日新聞 平成 20 年 7 月 13 日
岩手日報 平成 20 年 9 月 7 日



岩手日日新聞 平成 20 年 7 月 13 日



岩手日報 平成 20 年 9 月 7 日

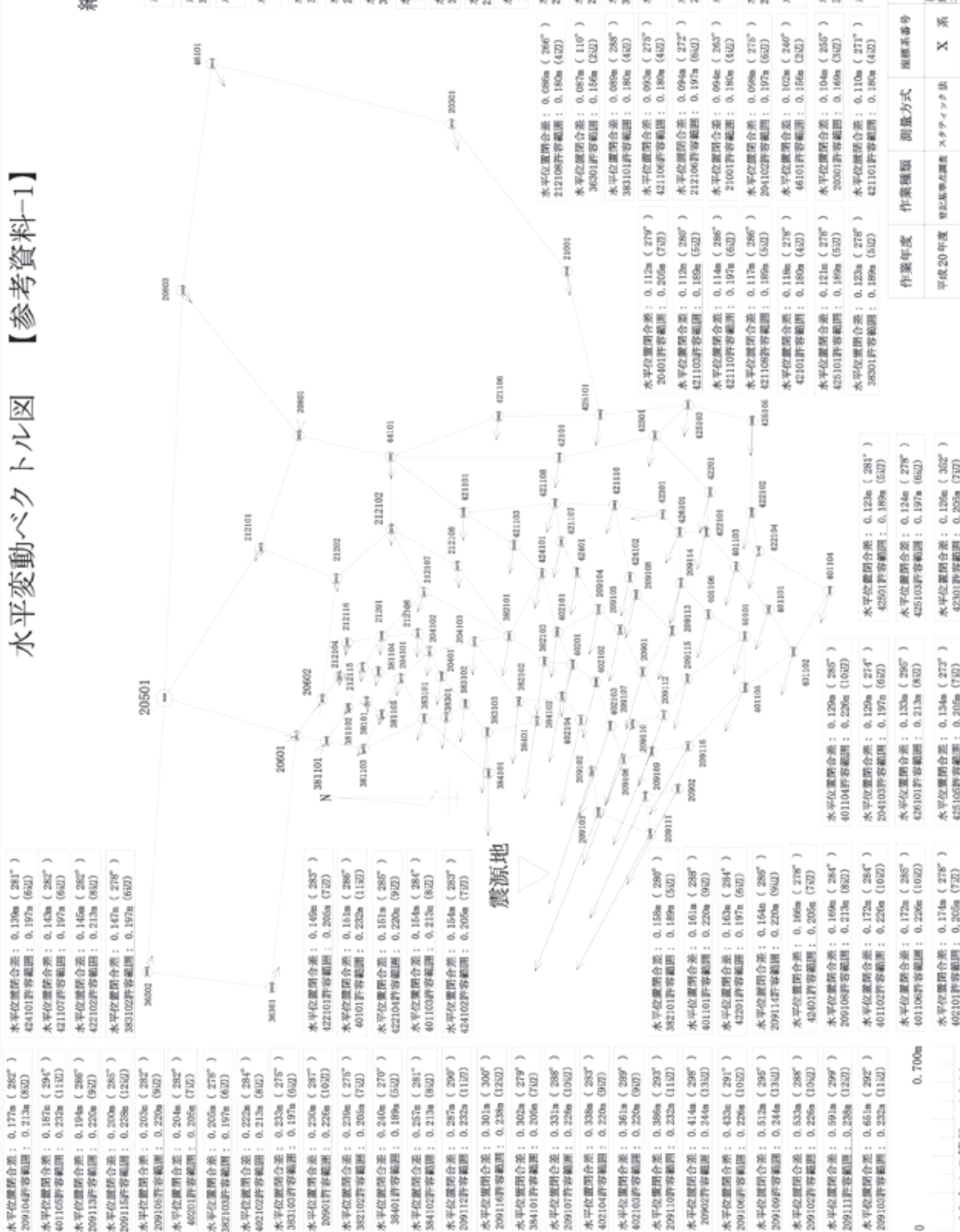


胆江日日新聞 平成 20 年 7 月 13 日

H20.7.12観測

岩手県南地区

縮尺: 1 / 400000



城下町金沢の文化遺産群と 文化的景観

石川県土地家屋調査士会 広報部長 石野 芳治

はじめに

石川県金沢市は、城郭・街路・寺院群ならびに用水など、城下町にとって重要な文化遺産群が良好な状態で残っており、当時の都市計画の考え方がよくわかります。加えて、これらの遺産が伝統文化、伝統技術と一体になり、他の城下町に類を見ない都市の文化的景観を形成しています。

～金沢城下の変遷～

まず、金沢といえますと「加賀百万石」「兼六園」という言葉をよく聞きますが、その始まりは16世紀頃より形成されてきました。

当時の加賀守護である富樫氏を滅ぼした加賀の一向宗徒は、その後、金沢御堂と呼ばれる寺院を建立し、本願寺による加賀国支配の拠点としました。その周辺にも寺内町ができ、この頃に都市、金沢の原形ができ上がったといわれています。

その後、織田軍が金沢御堂を攻略し、その跡地に金沢城を築きました。3年後、前田利家が入城し、城下町としての歴史が始まりました。



金沢城址

江戸時代に2度の大火に遭い、城下の大半が焼失しましたが、その度に武家屋敷・町屋の移転・再編を行い、さらには上級家臣(加賀八家)には広い屋敷地を与えたため、小城下状に形成された町が随所に作られ、巨大な複合城下町が形成されました。

このようにして、加賀・能登・越中120万石を領有した江戸時代最大の政治・経済・文化などの中心都市として城下町金沢ができ上がりました。

～城下町の空間的要素～

【金沢城・兼六園】

城下町金沢の歴史的要素として代表的なものに、金沢城跡・兼六園・成巽閣等があります。これらは石川・金沢の代表的な名所で、皆さまもご存知のことと思います。兼六園は国の特別名勝として、日本三名園の一つに数えられています。

【城下周辺の寺院群・辰巳用水】

このように城下の中心部に歴史遺産があるのは珍しいことではありませんが、金沢の特徴としてあげられるのが、一向一揆対策と城下町の防衛を兼ね、城下を取り込むように寺院を密集させ

た小立野寺院群・卯辰山麓寺院群・寺町寺院群の3寺院群であります。これらは寺院による砦を構えた、非常に特徴的な要素となっております。

このほか、城下から少し離れた場所にも大乘寺・本願寺金沢別院等の寺院や戸室山周辺に散在する戸室石切丁場等の歴史遺産が点在し、それら全ての要素により城下町

のみならず周辺地域も含めた巨大な複合城下町が構成されています。

さらには城下町の中を流れる辰巳用水・惣構跡といった用水があげられますが、兼六園の中に流れる辰巳用水によって作られた噴水は日本最古のものといわれています。

～城下町の社会・ 経済的機能を示す要素～

金沢の伝統技術の文化的景観としては、代表的な生業として金箔箔と石工があります。

金箔は、江戸後期より藩公認の細工場を基点に発展し、近代以降の技術革新により、現在は日本一の生産地となっています。

【外港の文化的景観】

金沢を代表する港町である金石港(旧宮腰)は、犀川河口に位置し、金沢城下町の建設に不可欠な木材需要を担っていました。そのため周辺には木材加工業種が発展し、近年まで、へぎ板製造や板葺職人が多くいました。この伝統は今も割箸等の木工業に受け継がれています。さらにはこの地域で江戸時代に伝わった醤油造りは、北陸最大の生産地に発展しました。この金沢港は、北前船が入港した金沢の外港として、町並みに当時の面影を残しています。

～城下町教育・文化的要素～

【東山ひがし重要伝統建造物群保存地区】

文政3年(1820年)に茶屋町として設けられたが、一旦は廃止されたものの、幕末に再度公認されました。この茶屋町は近世後期の地割と茶屋様式建造物群が残り、全国的にも希少な茶屋町であります。

【主計町伝統的建造物群保存地区】



主計町茶屋街

一方、主計町の場合は泉鏡花の作品にも多く描かれており、昭和初期に最盛期を迎えた全国的に希少な近代茶屋町です。

【伝統・芸能の文化的景観】



加賀宝生（能楽）

江戸時代武士階級に普及した茶の湯は、近代以降は商人層を中心に広まってきました。大樋焼・茶釜さらには和菓子などの生業を生み出し、現在も茶の湯文化が一体的に伝承しています。

北部に位置する大野湊神社では約400年にわたり寺中能が毎年開催されており、各地で加賀宝生の伝統が伝承されています。

～城下町の政治的役割を示す要素～

【尾山神社神門】

初代利家公を祭る卯辰八幡宮を旧藩士らが現在の地に移転し尾山神社としました。神門は明治8年(1875年)に竣工し、高さ25mの3階建てであり、和・漢・洋の折衷様式とも見え、最上階には5色の色板ガラスを嵌め、近代金沢の代表する最古の建造物です。

～城下町と土地家屋調査士～

金沢の町には、このような文化的背景があり、また戦災に遭うこともなく、近年の乱開発もされなかったため、旧市街では当時の面影を多く残しており、道は細く、立会い、測量は非常に困難な状況にあります。

【城下町での地図作成】

現在、石川県公嘱協会では地図作成作業を受託しており、私と数名の調査士で作業をしています。

対象地域は兼六園から500m南に位置しており、ここは前田家の本多安房守(加賀八家の一家)の下屋敷があった場所で現在の町名も本多町となっております。

この地域も江戸時代からの街区が残っており、古い地図と見比べても、所どころきれいに重なります。道も細く、一筆一筆が細かく、背割り部分も入り組んでおり、作業も難航しておりますが、皆で力を合わせてがんばっているところです。

～まとめ～

ここで紹介したように、金沢の街には貴重な歴史資産が数多くありますが、それらは中心部のみならず、城下全域に点在しております。一つ一つでも十分歴史的価値はありますが、それらをパズルのひとつのピースとしてとらえ、歴史的・文化的背景を思い描きながらつなげていくと、「金沢」というひとつの大きな歴史遺産が見えてくるのではないのでしょうか。

皆様もぜひ一度お越しいただき、ゆっくりと金沢を感じていただければ幸いです。



歴史遺産の配置および地図作成区域

<資料提供・写真提供>・金沢市 歴史遺産保存部文化財保護課 <http://www4.city.kanazawa.lg.jp/>
・石川県「石川県の観光総合ガイドほっと石川旅ネット」<http://www.hot-ishikawa.jp/>

広報最前線

滋 賀

「これからの広報活動を考える」

はじめに

これまでの連載でご紹介いただいた各会の広報活動は、我が会の事業計画を考える上でもとても参考になっています。そして去る9月に開催された「2008広報担当者会同」では、誌面でしか知り得なかった各会担当者の方の顔を実際に拝見し、生の声を聴けたことで、より立体的な情報として捉えられたような気がします。

今回、連載の順番としてご指名いただいた滋賀会の広報活動について、まず以下のとおりご報告いたします。

滋賀会の現状

ここ数年の我が会の広報活動を振り返ってみますと、①会報発行、②登記無料相談会の開催、③新聞や地域コミュニティ誌への広告掲載、④ブロック広報活動への協力の4点を軸として、広報部を中心に土地家屋調査士とその制度の認知度アップを目標に、一方、会員には帰属意識の向上を目標に事業を進めています。

まず会報については、3年前に年4回(季刊誌)発行のものを2回(春・秋)に減らし、それを補う形でホームページ内の会員ページの中に「Web 会報」を設け、様々

な情報をできるだけタイムリーに提供できるような形に改めました。会報発行の減少の際には、会員から「会報は会の歴史を辿るものであり大切にしたい」「Web 会報には紙面のような保存性があるのですか？」等と誌面会報の重要性を説く意見もあり悩んだところですが、何よりも予算節減の効果が大いことから決定しました。ただし前記のような会員の声を忘れることなく、年2回の会報と日々更新する Web 会報の内容に創意工夫している次第です。

次に、無料相談会を毎年4月1日の「表示登記の日」と10月の「法の日週間」に照準を合わせて実施しています。これまでは経費を考えて土地家屋調査士会館会議室を会場とすることが多かったのですが、琵琶湖を取り囲むように縦に長く、会館はその南端に位置するという滋賀県の地理的状况を考えて、一昨年からは、湖北や湖東地域にも会場を設定して開催したところ、予想以上の来場者に恵まれるという嬉しい誤算がありました。

また、相談会に合わせての新聞や地域コミュニティ誌への広告は、かれこれ7～8年の付き合いとなる地元の広告代理店にアイデアを出していただき、「わかりやすい内容」を一番の目標に制作し



滋賀会会報



全国広報担当者会同を紹介する Web 会報

掲載しています。この代理店の営業兼社長さんは、当初「土地家屋調査士」について殆ど何も知られていませんでしたが、会館にあったパンフレットや記事などあらゆる物を持ち帰って読んでいただき、また我々の話にも熱心に耳を傾けていただいて、今では心強い制度の理解者の一人であります。

滋賀会も例に漏れず緊縮財政の中、満足のいく広報予算が確保できていないのが現状ですが、そんな経済的問題や人的負担の軽減、そしてエリア的效果を考慮して、

近年、近畿ブロックではブロック広報部会での活動も活発であり、滋賀会もそれに積極的に協力しています。ブロックとは本来情報交換の場であり、事業を行う場所ではないものとして、これまでは広報活動予算というものはありませんでしたが、かつて日調連で「地識人」のテレビCMを制作され、それを近畿ブロック共同で放送したことをきっかけとして、予算書に広報助成金という項目が作られました。以来、近畿ブロックでは「近畿はひとつ」をスローガンにラジオCMの放送や広報グッズの制作など、近畿6会が協力して広報活動を行っており、現在日調連でも注目していただいている大学寄附講座の開催もそのひとつと言えます。近畿はもともと交通の便に恵まれた環境にあり、近畿6会が集合するにもそんなに大きな負担は無く、大阪会という大きな会を中心として、各担当者が絶えず対面して意見の交換や意思の疎通が図れるのも、ブロック活動が活発な要因かもしれません。

これからの広報活動

日調連主催「2008広報担当者

会同」の第1部では、読売新聞東京本社川人宣伝部長を講師に「新聞社のPR戦略」と題した講義がありました。その冒頭で「宣伝」と「広報」の違いをご説明いただきました。それによりますと、業務の内容をアピールして業務拡大をしていくのが宣伝の主とした仕事であり、アピール手段やその内容を検討し制作していくものであるとのこと。一方、広報とは正確な情報公開を担当し、業務や宣伝の内容をチェックする機能でもあるとのことでした。

この講義を聴いて、現在の滋賀会広報部の活動は「広報」よりも「宣伝」に重きがあるのかな、と思いました。そして今後は、宣伝のみならず本来の広報の機能を持った部として成長していくことが大切だとも感じました。

オンライン登記申請や規則93条調査報告書、規則77条への対応、調査士CPD制度の導入、ADRセンターの運営、筆界調査委員としての仕事、そして地籍関連シンポジウムの開催や法25条2項委員会の活動…等々、60年の歴史を持ち、表示に関する登記の専門資格者として今後も変えては

いけない部分と、近年の社会変化や構造改革、あるいは国際標準化に伴う制度改革に相対して敏感に変化（進化）していかなければならない部分の両面を併せ持つこの資格制度について、滋賀会では総務部、業務部、研究部、社会事業部が縦横の繋がりでもって対応しています。そして、各会員はその内容を咀嚼し、実務の現場において対応しています。土地家屋調査士の業界においてはこれらの活動そのものがいわゆる「宣伝」であり、これまでの記事の中でよく「すべての会員ひとりひとりが広報員です」といわれる所以でもあると思います。なぜなら先に列挙した様々な規則や活動の成果は、実務において結果を出すことで、もっとも社会に認知されるからです。

そこで広報部は、これらの言葉の表面を宣伝するだけではなく、各部の動きや情報をチェックして把握し、会員や社会に対して正確な情報公開ができるような扉役になるべきだと思うのです。また時には会員や社会からいただいた声を、各部会にフィードバックさせる機能も持ち合わせる必要のあるのではないのでしょうか。

秋の法律相談会開催
表示に関する登記

無料相談会

10/26(日) AM10:30~PM4:00 相談時間のご予約も可能です。

会場 長浜勤労者総合福祉センター「臨湖」

【内容】 土地・建物の表示に関する登記、土地境界に関する問題等

土地や建物を売買、賃貸して契約作成、申請手続などを行う際に及び法律の専門知識「土地家屋調査士」が土地や建物の表示登記についていろいろな疑問にお答えします。

「1つの土地を2つに分割する登記手続とは?」、「登記の面積が実際とは違うみたいだが?」、「隣地から境界立合を求められら?」、「借家や借家の借の登記手続は?」といったご相談がございましたらお気軽にお立ち寄りください。

湖国すまいスクール 10/25(土) PM1:15~PM5:00

会場 近江八幡市人権センター ふれあいホール

内容

- 基調講演「リフォームの基礎知識」三宮孝子(三井ホームリフォームプランナー)
- パネルディスカッション「賢い土地・建物の選び方」
- 弁護士・建築士・税理士・不動産鑑定士・土地家屋調査士による「不動産に関する無料相談会」開催

「土地家屋調査士」は、地図と境界の専門家です。

滋賀県土地家屋調査士会

土地家屋調査士 平520-0056 滋賀県大津市末広町7番5号(司調会館)

http://www.shiga-kai.jp/

TEL077-525-0881

協賛ワード 滋賀県土地家屋調査士会

登記無料相談会の広告（中日新聞）

土地家屋調査士制度制定 60周年を前にして

2010年、土地家屋調査士は制度制定60周年を迎えます。8年前の制度制定50周年には各会で盛大に記念式典が開催され、「伊能ウオーク」という一大イベントにも参加しました。今回、日調連は60周年記念事業として、再び開催される「伊能大河ウオーク」と

「伊能大図全国巡回展」への参画を提案されています。前回のような全国画一化されたボランティアサポートではなく、各地の特色を生かした「クラスタ活動」として創意工夫してほしいとのことです。滋賀会での取り組み方の詳細については今後協議していくことになりますが、日調連広報部が提唱される「地域クラスタ活動」については広報部のみならず単位会として、

またブロックとして検討していく必要があると思います。世界がグローバル化されつつあるといわれる一方、地域の特徴を生かした活動や産物が再び注目されていることも事実です。「ナンバーワンよりオンリーワン」とはある流行歌の歌詞の一部ですが、それぞれのスタンスで最適なオンリーワン活動を目指し60周年を盛り上げていく工夫が大切だと思います。

おわりに

滋賀会では、特に新入会員に広報部員をお願いする傾向があります。各部会や支部の活動取材に参加することが会務や業務の把握に適していて、自分の実務にもきっとプラスになるだろうと考えるからです。また広報部会において新入会員ならではの疑問を出してもらうことで、ベテラン会員では気づかずに過ごしてしまう問題があまり出されることも決して少なくありません。

景気の落ち込みが叫ばれる昨今、ほぼボランティアで会務に参加することは、時には困難も伴いますが、それでも積極的に携わっていただけることは、滋賀会のみならずすべての会に共通することであり、改めて感謝申し上げます。

冒頭に滋賀会の広報活動を報告すると書きながら、その内容が私見を交えた雑駁なものになってしまったことをお詫び申し上げ、頁を閉じさせていただきます。

滋賀会広報担当副会長 中野正章

この土地をずっと。

「土地家屋調査士」は
登記と測量技術の専門家です。

滋賀県土地家屋調査士会
滋賀県大津市東広町7番6号(町民会館)
TEL:077-625-0881 FAX:077-622-9443
URL: <http://www.shiga.ne.jp/chosashi/>

京都土地家屋調査士会
京都府中京区竹屋町通三小通西人魚屋町439
TEL:075-221-5520 FAX:075-251-0520
URL: <http://www.kyotoland.ne.jp/chosashi/>

京都会広報部と合同で制作した制度広報広告（京都新聞）

山口会

「バングラデシュからのお客様」

副会長 戸倉 茂雄



『会報やまぐち』第100号

バングラデシュという国名をご存知ない方はいないと思う。しかし、どんなお国かとたずねられ、すらすらと説明できる方は、なかなかの国際通である。

猛暑の続く7月の終わりに、そのバングラデシュからの留学生が、山口県土地家屋調査士会館にお見えになった。一行は、ミザヌール・ラーマン氏と留学先である山口大学経済法学科の准教授、土生瑛理先生である。国際協力機構（JICA）が実施する発展途上国の人材育成支援事業（JDS）の受け入れで、遠路はるばる山口の地までやって来た向学の志、ラーマン氏は国家機関に勤める上級公務員さんとか。行政官として必要とされる知識とスキルを習得し、派遣国が抱える行政課題について、日本から学んだことを帰国後に生かすことが期待されており、氏はこのプログラムに基づいて来日、日

本の土地行政について研究している。内容は「バングラデシュ土地行政の改革と近代化：日本の経験からの教訓」という、インタビューされる側としては、腰を引いてしまうようなテーマである。

バングラデシュは、土地の所有権およびその流通が、登記制度の不備、国土開発計画の不在、度重なる水害による障害に直面しており、結果として経済の発展にマイナスの影響を与えている。戦後、日本の経済発展は、土地政策と土地行政の制度が基礎的な支えになったと理解されており、そのジャパンモデルを母国発展のお手本にしたいということである。さて、その質問内容はというと、土地家屋調査士業務の概要や存在意義、登記の際に起こる困難な事や問題点、さらには日本の地図についてなどなど。熱心にメモをする姿にはバングラデシュのキャリア

の風格が。

なお、質問は全て英語。それを土生先生が通訳され、西本会長の回答を再び英語で伝えるという、国際色豊かな対談だった。母国にお帰りになり、もし土地家屋調査士的な業界の応援が必要になることがあれば、全国に先駆け、山口県土地家屋調査士会がお手伝いにかかいますという、国際貢献のPRを最後にインタビューを終了した。



会長 レポート

10月16日～11月15日

Report

10月16日

第6回常任理事会 2日目 ほか

午前中は第6回常任理事会2日目を開催。

午後 下川・横山両副会長、瀬口専務と社会保険事務局発注業務関係事案打合せ

17日

京都府・滋賀会合同研修会

午後から京都市サテライトパークで開催中の京都府・滋賀会の合同企画『土地境界鑑定特別研修会』に参席。この日は元東京法務局長で筆界特定制度の先駆けとなった新たな境界確定制度研究会（第1次）の座長でもあった寶金敏明先生を講師に招聘しての特別講座とあって、両会会員のほか近畿各会からも聴講者が詰めかけ、会場は超満員となった。ご当地の安曇川堤防事件のほか道頓堀訴訟、蔵王県境の境界紛争等の国を相手とする境界紛争の例を挙げての、興味深い題材に受講者は熱心に聞き入っていた。

18日

群馬会会員研修会

前橋市内のレトロな建築物・県民会館で開催された会員研修会に講師として出講。

当日の演題は「2008年秋 土地家屋調査士 その現状と展望」。ここ10年程の土地家屋調査士の制度環境・業務環境の変革について、司法制度改革・規制改革・技術革新の大きな流れの中での連合会の取り組みを中心にお話しさせていただいた。

20日

調査士法人に関する規定についての協議

懸案の調査士法人に関する規定を整備することについての検討会は学者の先生方を含む検討委員会によって精力的に続けられている。この日は、担当役員と一緒に法務省に出向し、検討の中核でもある調査士法人の使用人に関する考え方について、検討会における議論の概要等をお話しさせていただくとともに、法律解釈や民事第二課の本件についての見解等をお伺いした。

21日

公共嘱託登記関連業務の受託に関する検討会

各地の社会保険事務局発注の公共嘱託登記関連業務受託案件についての対応について、宮嶋理事を中心とする検討チームの会議に出席。これまでの随意契約形式から競争入札形式に移行したことに伴い、いくつかの課題が浮き彫りになっているが、発注者側に入札資格等の仕様の改善・整備を要請することと同時に、応札者である土地家屋調査士側の環境整備も急務であるとの感を強くした。

22日

土地家屋調査士法人に関する打合せ

杉井・田坂・阿部の三監事による中間監査に出席させていただいた後、夕刻から調査士法人に関する規定等検討委員会座長の山野目章夫・早稲田大学大学院教授と法務省・民事局民事第二課との「調査士法人の使用人」に関する意見交換会が行われ、同席させていただいた。会議までに既に多面的なご検討をいただいていた内野局付検事、小宮山地図企画官ほかの皆さんから各般にわたって貴重なご示唆をいただいた。

23日

午前 正副会長会議 公共嘱託登記関連業務についての打合せ会議

23～24日

第4回理事会

今年度連合会事業の進行状態の確認と報告のほか、9月来の懸案である各地域の社会保険事務局の発注する業務の入札に関する問題等についての対応状況の報告を受け「業務受託に関する環境整備PT」を各部横断的な顔ぶれで組成することを決定。そのほか平成22年に迫った制度制定60周年にあたっての記念事業についても協議された。

24日

オンライン申請促進組織ブロック担当者全体会議 千葉会 ADR 研修会

午後 登記オンライン申請促進のために設けているPTの全体会議（全国8ブロックの担当者が出席）

に出席。オンライン申請の利用促進のための各地の取り組みをお聞きするとともに、一層のご尽力方を願いました。

法務省は第 105 回になるという「法務局・地方法務局職員高等科研修」を実施しておられるが、この日は前田幸保民事第二課補佐官の引率で各局から派遣され受講している研修生 8 名が来会。来会いただいた皆さんは今年度の課題として『土地家屋調査士と表示登記の今後の在り方の一考察』をテーマに共同研究をされているとのことで、研究の取りまとめにあたって、連合会の役員からヒアリングするのが目的とのこと。

表示に関する登記を取り巻く環境の変化、土地家屋調査士の現状と課題、表示に関する登記業務に土地家屋調査士を活用することの検討等々、実に多岐にわたって精査・分析されているのに驚いた。法務局の職員の皆さんによる共同研究のテーマに調査士制度・表示登記を選択いただいたことに感謝。多くの示唆を受け、ヒアリングを受ける当方が逆に勉強させていただいた。

夕刻から小林副会長と一緒に千葉県土地家屋調査士会館で開催中の ADR に関する千葉会と神奈川会の合同研修会に参席させていただいた。ADR の権威でいらっしゃる早稲田大学大学院・和田仁孝教授を講師に当日と翌日の二日間にわたってロールプレイを取り入れた研修をしているとのこと。椎名勤・千葉会長を含め全員が一泊二日の自費参加の研修にも関わらず、近隣の調査士会からも ADR の手続き実施者である調査士や代理権認定調査士多数が参加しての熱気あふれる会場に圧倒された。

27 日

ADR 代理権認定調査士の活用支援についての打合せ会 ほか

午前 このところ担当役員だけでなく理事会構成員全員が公共嘱託登記受託関連の事案への対応に忙殺されている。この日も瀬口専務を始め担当役員と打合せ。

午後 ADR 代理関係業務を行うことができる調査

士として認定された会員は既に 3100 名を超えた。土地家屋調査士会 ADR も 32 を数えることになったことから、今後は代理人土地家屋調査士としての活動が本格的になるものと思われる。この日は下川・大星・小林の各副会長、瀬口専務、西田寛・日調連 ADR センター副委員長ほかが出席する代理人活動を支援するための PT の初会合が開かれ、趣旨の確認と今後の方向性を協議。

29 日

森法務大臣 表敬訪問

麻生内閣の発足に際し、就任された森英介法務大臣を法務省大臣室に表敬させていただいた。工学博士号を取得されている森大臣は千葉県のご出身で、土地家屋調査士会が制度制定 50 周年記念事業として取り組んだ「伊能ウオーク」にも側面からご尽力いただいた先生。千葉出身の伊能忠敬翁の業績にも実に詳しく、登記所備付地図の重要性についても深くご理解いただいていることを知り、とても嬉しかった。土地家屋調査士の業務の現状を説明させていただいた。

31 日

日司連 創立 80 周年記念事業

日本土地家屋調査士会連合会とは兄弟ともいえる関係にある日本司法書士会連合会（佐藤純通会長）は今年で連合会創立 80 年を迎えた。この日、都内のホテルでその記念式典と講演会が開催され招待いただき出席。記念講演は和田仁孝・早稲田大学大学院教授が司法制度改革と司法書士制度をテーマにお話しされた。

11 月 4 日

会務打合せ

大星副会長、瀬口専務と広報活動、調査士法人に関する規定の整備についてそれぞれ打合せ。

5 日

読売国際協力賞授賞式

読売新聞社が制定している『読売国際協力賞』の今年度授賞式が東京・帝国ホテルで開催され招待いた

だき参席させていただく。同賞は、国際協力の分野で貢献された方々を顕彰するため読売新聞社が設けたもので今年で15回目の授賞式。これまで緒方貞子・元国連難民高等弁務官、明石康・元国連事務次長など世界的に著名な方が受賞されている。

今年の賞は、過日アフガニスタン復興支援の道半ばで不慮の死を遂げられた国際復興支援団体「ベシャワール会」の伊藤和也さんと、私も阪神淡路大震災の被災地支援活動を通じて知己を得て以来親しくさせていただいている村井雅清氏が事務局長を務めるNGOで、中国・インドネシア・ミャンマー等、世界各地の大災害の被災地で献身的な復興支援活動が続けておられる『CODE・海外災害援助市民センター』が受賞の栄に浴された。ビデオで紹介された伊藤さんの「農業でアフガニスタンを復興させる」という篤い志と、CODEのスローガンである『最後の一人まで寄り添う』という崇高な理念に感銘を受けた。

6日

調査士法施行規則改正案に対するパブコメ関係打合せ

7日

秋の叙勲受章者との懇談会

今年秋の叙勲では待野貞雄・前連合会副会長が旭日小授章、田代健太郎・新潟会長と永井郁男元鳥取会長の各氏が旭日双光章のそれぞれ受章の栄に浴された。授章式を終えた皆様をお招きし懇談させていただく。

11日

第3回土地家屋調査士法人に関する規定等検討委員会

6月の総会における連合会規則改正に伴う質疑に端を発した調査士法人に関する規定、わけても法人の使用人に関する規定等の整備については顧問の先生方を中心に検討会を設けて協議・検討が続けられている。検討会のメンバーは座長に山野目章夫教授、委員に清水湛・元広島高裁長官、波光巖・神奈川大学教授、安本典夫・立命館大学教授の各先生方、井畑正敏・連合会法務委員長、林千年・岐阜会長、菅原浩明・全公連委員、関根一三・連

合会常任理事の各氏にご就任いただいている。

この日は連合会長への最終答申のとりまとめの会合で、各資格者団体の考え方、商業法人における考え方、国家資格者によって構成されることを前提とした法人と使用人の在り方、規制改革や公正取引等の視点からの考察等、実に多面的な検討が行われた。超ご多忙の中を毎回の検討会へのご出席のほか、山野目座長を中心に個別にも協議が進められており、検討会終了に際し参席させていただき先生方のご尽力に感謝申し上げた。

12日

特別研修の収録

第4回目となるADR代理権認定のための特別研修を前に、この日は研修冒頭の会長挨拶のビデオ収録。受講者の健闘と代理権認定調査士の増加を期待する旨の挨拶をさせていただいた。

午後 業務受託に関する環境整備PT会議に出席。土地家屋調査士法施行規則の改正案に対するパブリックコメントに対し他の資格者団体から反対意見が提出されていることについての対応を関係役員と協議。

14日

土地家屋調査士法施行規則の改正に関する打合せ
日司連・佐藤純通会長とともに、永田町の自由民主党本部に保岡興治・自民党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟会長を訪ね、省令改正について、日調連の考えと対応についての要望をさせていただく。

15日

民事法情報センターセミナー

理事を拝命している社団法人民事法情報センター（理事長・香川保一連合会顧問）が毎年開催している民事法セミナーに参加。この日は法務省官房審議官・始関正光氏を講師にお迎えし「最近の民事法改正の動向」と題する講演会が開催された。出席者には私も含め土地家屋調査士会の役員が、各地の法務局や法務省でお世話になった方も多数おられ、懇談会で親しくお話しさせていただいた。

一年を振り返って

全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会会長 鈴木 洋美



3回目の寄稿となる。公嘱協会、10,200 有余名のために何をなすべきかを自問自答してきた3年間であった。それぞれ事象が異なるが、今般はことさら厳しさが増した。

今年度に入り、公共調達業務において土地家屋調査士法違反を誘発する入札公告が散見される。

全公連として、これまでの嘱託官公署等への土地家屋調査士業務の啓発不足が要因の一端にあることは認めざるを得ないが、制度の根幹に係ることであり、例え、業務の公共性・緊急性等諸般の事情を鑑みても、法を歪めることは隣接法律専門職として、かつ、制度上も見過すことはできない。「ならぬものはならぬ」である。後生のためにも。

日調連では、自民党議連において全省庁統一の競争入札参加資格審査申請書の希望する資格の種類に、「土地家屋調査士業務」又は「登記調査測量業務」の業務項目の追加を要望しているが、現在において実現されていない状況にある。けっして、公嘱協会側に受託・応札体制が整っていないからではない。土俵すら整備されていないのが実情にある。早急な実現が待たれる。

全国には、1万人を超える土地家屋調査士が公嘱協会の社員として汗を掻いている。そして、その社員が最前線で制度に直面しているのである。

今、土地家屋調査士の働く場、活躍する機会が激減する中、自らの生活の糧を確保するため、適正価格を大幅に減額した価格のみによる入札が行われている。一時凌ぎでしかないことは自明の理であることを承知の上である。誠に切ない状況にある。

一方で、法が想定できていない調査士法人の使用人たる調査士の雇用形態等を明確にする事柄等喫緊の課題が山積している状況である。適正価格、調査士法人の設立趣旨を誤解のないように熟考し、土地家屋調査士としての倫理、資質を疑われることのないようにしてもらいたいものである。

ここ数年来、土地家屋調査士試験の実際の受験者数が大幅に減少している。これに連動して公嘱協会の社員も減少傾向にある。

将来の展望が開けないことが要因の1つと考えられる。今なすべきことは、土地家屋調査士を目指す若人に、土地家屋調査士制度の成り立ち、業務の特殊性、これまでの不特定多数の国民の利益の増進のために果たして来た実績等を示し、魅力ある土地家屋調査士像を喧伝することである。

その上で、筆界特定制度、ADRの後の制度設計を具現化することで受験者の減少に歯止めが掛かる、私はそう思います。このまま徒に競争を助長することは、けっして賢い選択ではない。

公益法人制度改革三法が平成20年12月1日から施行される。施行日から起算して5年間の公嘱協会のターニングポイントとなる。

現在全国で50の公嘱協会があるが、公益社団法人への移行を考えている協会が43、一般社団法人への移行が1、検討中が6となっている。

移行時期についても、全公連の指針では平成22年度としているが、平成21年度中が10、平成22年度中が13、平成23年度中が9、平成24年度中が1、検討中が17となっている。

移行申請先については、内閣が17、都道府県が17、検討中が16と拮抗している。

何れにせよ、公益社団法人か、一般社団法人か、或いは解散か、選択肢は3つである。

それぞれの公嘱協会には、これまで公嘱業務を通して、国土の利用・整備・保全、地域社会の健全な発展に貢献してきたことを誇りとし、誤りのない選択を望みたい。

結びに、崇高な規範である調査測量実施要領の基本理念を引用し、1年を締め括りたい。

1. 土地家屋調査士は、その職能を通じ、正義の道徳を礎に、国民の不動産にかかる権利の保全に努めるとともに、調和と融和をはかり秩序の安定と進歩に寄与し、社会に貢献する一員でなければならない。
2. 土地家屋調査士は、個人の尊厳と生命等の人權を尊重するとともに、財産権を擁護し、誠実に業務遂行しなければならない。(2008.11.5 執筆)

平成20年 秋の叙勲・黄綬褒章

おめでとーございます。



旭日小綬章

待野 貞雄 (東京土地家屋調査士会)

昭和41年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴42年
東京会常任理事、同副会長、同会長、日調連理事、同常任理事、
同副会長を歴任
平成10年法務大臣表彰等、現在東京会顧問、日調連相談役75歳



旭日双光章

永井 郁男 (鳥取県土地家屋調査士会)

昭和43年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴40年
鳥取会理事、同副会長、同会長、日調連理事を歴任
平成10年法務大臣表彰等、現在鳥取会相談役71歳



旭日双光章

田代 健太郎 (新潟県土地家屋調査士会)

昭和36年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴38年
新潟会理事、同常任理事、同副会長、日調連理事を歴任
平成11年法務大臣表彰等、現在新潟会会長76歳



黄綬褒章

杉山 勇 (長崎県土地家屋調査士会)

昭和51年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴32年
長崎会理事、同常任理事、同副会長、同会長、日調連理事を歴任
平成16年法務大臣表彰等、現在長崎会名誉会長64歳



黄綬褒章

菊地 勇 (釧路土地家屋調査士会)

昭和47年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴36年
釧路会副会長、日調連理事、同常任理事を歴任
平成18年法務大臣表彰等、現在釧路会会長67歳



黄綬褒章

加古 幸平 (滋賀県土地家屋調査士会)

昭和53年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴30年
滋賀会常任理事、同副会長、同会長、日調連理事を歴任
平成19年法務大臣表彰等、現在滋賀会名誉会長61歳



黄綬褒章

横田 今朝夫 (群馬県土地家屋調査士会)

昭和47年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴36年
群馬会理事、同常任理事、同副会長、同会長を歴任
平成19年法務大臣表彰等、現在群馬会名誉会長64歳



黄綬褒章

狭山 靖裕 (鹿児島県土地家屋調査士会)

昭和44年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴38年
鹿児島会常任理事、同副会長、同会長を歴任
平成15年法務大臣表彰等、現在鹿児島会相談役66歳

※受章者の年令・歴に關しましては、平成20年11月3日発令日の年令・歴です。



ブロック新人研修修了者

平成 20 年度関東ブロック協議会新人研修の修了者は以下のとおりです。

東京会 (34 名)

吉野 貢	渋谷 正博
塚田 勝	宮澤 則文
宇佐 誠	辰間 敬司
高橋 直樹	渡邊 勝
武井 美穂	永嶋 良城
佐川 敦	吉村 祐比古
石田 稔	栗林 誠
坂爪 啓一	栗田 宗広
原川 大志	内田 宏
白井 博明	小川 知成
吉田 清	菊川 圭一郎
杉山 貴	橋田 淳次
伊東 信彦	高島 紀男
青木 太一	新納 寛孝
岡藤 央樹	山田 高志
千葉 和宏	瀬尾 富男
中島 康裕	新島 宏

神奈川会 (25 名)

沖 健誠	今枝 洋隆
小川 尚志	小曾根 浩之
生駒 幸一	矢野 貴之
川島 勝美	五十嵐 昇
椎野 正己	溝呂木 嘉彦
初瀬 圭	平田 義昭
工藤 剛	高田 幸雄
川村 大輔	鈴木 義範
岩崎 勉	菊池 敦
箕輪 浩一	鈴木 龍二
佐々木 謙一	北村 春彦
本谷 洋美	中村 恵子
我孫子 牧美	

埼玉会 (28 名)

矢部 晃司	三和 健二
千布 利行	角濱 哲也
関根 靖	高松 正一
横地 壽郎	山本 英司
江口 裕之	折原 芳和
花輪 直人	澤木 一成
岩田 幸子	尾上 一吉
木村 裕一郎	青木 将人
浅井 健	松野 茂樹
木村 央昌	高橋 輝
山本 慎一	加川 央城
川田 春夫	綿引 祐一
上原 栄次	松本 和茂
佐藤 敦	藪内 優征

千葉会 (15 名)

森山 知浩	永杉 隆介
渡辺 篤	工藤 貴弘
藤崎 修一	鈴木 諒
内田 英樹	田中 聡明
塚本 健太郎	鎗田 昌夫
山口 仁	杉山 勇介
高橋 史憲	松田 修
川名 康雄	

茨城会 (11 名)

吉原 嗣夫	臼田 恭士
山本 富治雄	山口 雅之
寺内 良征	鈴木 英樹
田中 義廣	坂本 親信
大川 稔	三石 隆司
張替 正	

栃木会 (6 名)

高橋 栄二	山野 邊義光
三瓶 尊敏	箕輪 和幸
松倉 貢	綱川 敏文

群馬会 (8 名)

徳江 正幸	山崎 哲郎
中山 吉弘	田村 季之
角田 卓也	北爪 英樹
久保田 朝夫	松本 貴行

静岡会 (12 名)

牧野 正徳	伊藤 達海
土谷 勇治	山田 泰広
松村 佐知子	藤間 弘敏
小林 陽司	富岡 稔貴
仲嶋 静雄	加藤 晋
園田 稔広	小野 隆二

山梨会 (4 名)

竹野 幹男	天野 映
黒瀬 純宏	渡邊 康

長野会 (8 名)

浦野 泉	立野 裕紀
堀内 正敏	松永 宏樹
竹花 由紀子	高山 聡
石井 喜博	田仲 篤司

新潟会 (12 名)

酒井 大介	高橋 浩
青柳 潤	高野 信平
小野 塚和則	樋口 貴之
渡辺 博	中澤 一男
若杉 裕生	内山 直樹
田邊 千明	笠原 浩之

(順不同・敬称略)
計 163 名

ブロック新人研修開催公告

平成 20 年度ブロック新人研修を下記のとおり開催いたします。

近畿ブロック協議会

記

開催日時

平成21年 2月 7日(土) 午前 10 時開始予定

平成21年 2月 8日(日) 午後 5 時終了予定

開催場所

大阪府大阪市住之江区南港北 1-7-50

「コスモスクエア国際交流センター」

電話 06-6614-8711

申込手続

受付期間

所属調査士会事務局へお問い合わせください。

申込先 所属調査士会事務局

中部ブロック協議会

記

開催日時

平成21年 2月27日(金) 午前 9 時30分開始

平成21年 2月28日(土) 午後 4 時40分終了

開催場所

愛知県名古屋市中区三の丸一丁目 5 番 1 号

「KKRホテル名古屋」

電話 052-201-3390

申込手続

受付期間

平成21年 1月13日(火)

～平成20年 1月23日(金)

申込先 所属調査士会事務局

中国ブロック協議会

記

開催日時

平成21年 3月 6日(金) 午後 1 時開始

平成21年 3月 8日(日) 午後 4 時終了

開催場所

広島市東区二葉の里一丁目 2 番 44 号

「広島県土地家屋調査士会会館」

電話 082-567-8118

申込手続

受付期間

平成21年 1月13日(火)

～平成21年 2月 6日(金)

申込先 所属調査士会事務局

北海道ブロック協議会

記

開催日時

平成21年 2月12日(木) 午後 1 時開始

平成21年 2月14日(土) 午後 4 時終了

開催場所

北海道札幌市中央区南 4 条西 6 丁目 8 番地

「晴ればれビル 8 階」

「札幌土地家屋調査士会」

電話 011-271-4593

申込手続

受付期間

所属調査士会事務局へお問い合わせください。

申込先 所属調査士会事務局

受講対象者

開催日において登録後 1 年に満たない調査士会会員及び未受講の会員

なお、上記以外にも受講を認める場合がありますので、申込み先までお問い合わせください。

ち ょ う さ し 俳 壇

第 283 回



罌 結 び

水 上 陽 三

罌結びあるかも知れぬ草もみじ
新走りほのかに匂ふ檜の香
上がりホール夕日をあつめ秋茜
開封日指定の柿の荷でありぬ
風一号目尻に力おのづから

雑 詠

水 上 陽 三 選

岐 阜

深 谷 健 吾

秋耕や祖父には勝てぬ鋤捌き
澄む水の水になじみて京ことば
糸瓜垂る中のひとつは臍曲り
芦枯れて日に一便の渡しかな
友禅流し終えてふたたび水澄めり

岐 阜

堀 越 貞 有

山粧ふところどころに風の道
言い訳の尽きて始める松手入れ
ポケットに名札をつけし案山子かな
拝殿の修理始まり神の留守
秋の蜂軍艦マーチに乗って来る

愛 知

清 水 正 明

木枯や工廠跡の荒れ土塁
木枯にしがみつきたる老葉かな
千大根陽を貯へて鋤めけり
石路咲くやひとり船待つ漁師妻
つれづれに山道歩む時雨の忌

茨 城 島 田 操

竿先の手応へ重し柿をもぐ
大根引きやっぱり妻の手も借りつ
綿入れを都暮らしの子に送る
冬に入るクラブハウスの塔灯り
冬耕や腕にまだある力瘤

東 京 黒 沢 利 久

小学校正門前の黄菊かな
今年また桜紅葉のなか歩く
秋日和妻に教はり五目寿司
星空や眼鏡掛けたり外したり
鎌倉の海鳴りはるか冬木立

埼 玉 井 上 晃 一

町名入りのテント出揃ふ運動会
長き夜や俳句必携読み直す
曼珠沙華軽トラックの焼蕎麦屋

今 月 の 作 品 か ら

深 谷 健 吾

秋耕や祖父には勝てぬ鋤捌き

秋耕とは、秋の収穫の済んだ田畑を掘り起こし整地することをいう。代表的なのは刈り入れの終わった田圃を耕すことで、深耕すればするほど重労働であるが、最近では耕運機に頼るので、鋤捌きなど問題にはならないであろう。掲句の場合は大規模のものではなく菜園など小規模のもので、茄子などの古株を掘り起こし、次の作物のために整地するものである。普段農耕など余り関与しない作者

が、たまたま祖父にしたがって農耕に出たのである。経験豊かな祖父には到底及ばない鋤捌きを見ての偽らざる感動なのである。

堀 越 貞 有

山粧ふところどころに風の道

紅葉に染まった山を見ていると、ところどころ風にそよいでいる場所がある事に気付いたのである。すでに木枯しの季節でもあり、風に舞い上がる紅葉もあるであろう。

清 水 正 明

木枯や工廠跡の荒れ土塁

聞くところによればこの工廠は、戦時中の豊川海軍工廠とのことである。当然米軍の爆撃にさらされて壊滅し、多くの犠牲者を出したことであろう。戦後六十数年たった現在も一部の土塁とともに弾薬庫の残骸が放置されているという。その廃墟に立った作者の思いは、再び戦争を起してはならないという自戒の念であったことはいままでもない。

島 田 操

冬耕や腕にまだある力瘤

冬耕とは、雪の来る前に、春に備えて冬ざれの田畑を耕すことをいう。年を取ったとはいえ、まだまだこの様に力瘤が出ると自慢げに腕を撫している作者の心意気が頼もしい。

10月

17日

業務・研修・社会事業に関するブロック担当者会同
(九州ブロック)

＜各部のテーマ＞

- ・登記基準点の認定に関する具体的運用について(業務部)
- ・土地家屋調査士 CPD (概要・運用マニュアル等)について(研修部)
- ・筆界特定制度の円滑な運用について(社会事業部)
- ・平成地籍整備と地図作り(地図作りの新たな展開)(社会事業部)

※全国8ブロック同一テーマ

23日

第6回正副会長会議

＜協議事項＞

- 1 第4回理事会協議事項の対応について

23～24日

第4回理事会

＜審議事項＞

- 1 叙勲候補者の追加推薦について
- 2 業務受託に関する環境整備 PT の組成について
- 3 考査問題検討委員の増員について

＜協議事項＞

- 1 土地家屋調査士倫理規程(案)について
- 2 登記基準点の認定費用について
- 3 土地家屋調査士制度制定60周年記念事業について
- 4 社会保険庁の入札公告への対応について
- 5 公益法人制度改革に係る連合会の対応について
- 6 地積測量図の作成者に関する件について
- 7 地籍シンポジウムの開催について
- 8 その他

第4回理事会業務監査

29日

第3回筆界特定制度対応 PT 会議

＜協議事項＞

- 1 報告事項
- 2 筆界特定制度アンケート結果の集約について
- 3 ブロック担当者会同の説明内容の検討と役割分担について
- 4 その他

第2回調測要領委員会

＜協議事項＞

- 1 調査・測量実施要領の改訂に際しての、基本骨格について
- 2 その他

31日～11月1日

業務・研修・社会事業に関するブロック担当者会同
(東北ブロック)

＜各部のテーマ＞は10月17日九州ブロック欄に記載

11月

4日

第3回特別委研修運営委員会

＜協議事項＞

- 1 基礎研修 DVD について
- 2 基礎研修 DVD 作成に関する契約について
- 3 受講地について
- 4 考査問題検討委員の追加選任について
- 5 今後の日程について

6～7日

業務・研修・社会事業に関するブロック担当者会同
(中国ブロック)

＜各部のテーマ＞は10月17日九州ブロック欄に記載

10日

第3回財務部会

＜協議事項＞

- 1 平成20年度中間監査会の報告事項について
- 2 平成21年度財務部事業計画案と予算編成のスケジュールについて
- 3 公認会計士及び税理士の顧問契約について
- 4 出張依頼及び出張報告のあり方について
- 5 三井住友海上火災保険株式会社からの提案への対応について
- 6 AIG による AIG スター生命保険株式会社の売却に伴う同社への対応について
- 7 桐栄サービスの活用方針について
- 8 税務調査に対する対応について
- 9 その他

11日

第1回法務委員会

＜議題＞

- 1 行政書士の地役権図面作成について
- 業務・研修・社会事業に関するブロック担当者会同
(近畿ブロック)

＜各部のテーマ＞は10月17日九州ブロック欄に記載

12日

第7回広報部編集会議(電子会議)

＜協議事項＞

- 1 会報について
- 2 ADR パンフレットの頒布について
- 3 土地家屋調査士制度制定60周年記念事業について
- 4 後継者育成事業について
- 5 ISO/TC211 第27回総会パネル展示について
- 6 平成21年度事業計画(案)及び同予算(案)について
- 7 次回会議の日程について

法務省との「不動産登記オンライン申請利用促進協議会」における「第3回表示の登記に関する分科会」

＜協議事項＞

- 1 税制改正要望について
- 2 オンライン申請促進策について
- 3 その他

14～15日

業務・研修・社会事業に関するブロック担当者会同
(北海道ブロック)

＜各部のテーマ＞は10月17日九州ブロック欄に記載

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成 20 年 10 月 1 日付

神奈川	2816	中村 拓司	埼玉	2424	牧野 友樹
千葉	2039	片岡 卓夫	静岡	1660	内野 隆行
大阪	3042	丹生 伸郎	兵庫	2335	石塚 利之
兵庫	2336	古定 徹	広島	1792	實井 邦男

平成 20 年 10 月 10 日付

埼玉	2426	前田 英一	静岡	1661	小松 等
三重	844	成田 剛	岡山	1325	兒子 健次
愛媛	812	谷口 雅彦			

平成 20 年 10 月 20 日付

愛知	2682	藤田 昌宏	愛知	2683	大津 龍太
岡山	1326	伊東 敦史	札幌	1132	織田 英彦

登録取消し者は次のとおりです。

平成 18 年	8 月 20 日付	岩手	507	小森 和質
平成 19 年	2 月 15 日付	東京	6072	屋敷 悦夫
平成 20 年	1 月 8 日付	埼玉	1420	會田 富夫
平成 20 年	8 月 11 日付	広島	1280	森末 博之
平成 20 年	8 月 26 日付	兵庫	134	廣田 白
平成 20 年	8 月 27 日付	山梨	157	宮久保政秋
平成 20 年	8 月 30 日付	愛知	1204	玉田 順也
平成 20 年	9 月 3 日付			

千葉	1175	井上 隆夫	鳥取	61	松本 敏郎
平成 20 年	9 月 10 日付	宮城	493	松浦 斉	
平成 20 年	9 月 14 日付				

熊本	897	牧野 春紀	福島	385	鈴木 寛
平成 20 年	9 月 27 日付	神奈川	1530	五十 莉宏治	

平成 20 年 10 月 1 日付

東京	1078	山上 孝一	東京	1874	今井 昇
東京	5586	渡辺 寛	東京	5660	小宮 敏夫
東京	6177	石上 裕幸	神奈川	2379	金子 成志
埼玉	983	吉野 栄一	埼玉	2138	吉川 数美

埼玉	2325	出口 良三	千葉	1718	庄司 友安
栃木	708	長谷部喜誉志	静岡	1030	小野 哲
長野	2447	服部 修司	新潟	1629	青木 基
新潟	2014	大橋 三郎	兵庫	1402	鈴木 登
兵庫	1849	青木 一子	兵庫	1967	寺本 隆男
兵庫	1983	多田 敏章	兵庫	2182	若本 和義
愛知	647	成澤 千勝	愛知	860	大澤肇比古
愛知	1447	榎本 勉	広島	1739	山川 博行
山口	882	竹田 順一	熊本	829	石橋 国忠
岩手	577	須田 知	愛媛	785	伊藤 善行

平成 20 年 10 月 10 日付

東京	4229	林 千尋	神奈川	2671	若林 良孝
千葉	373	森川 順市	千葉	800	久保田英輔
千葉	1454	戸邊 好一	茨城	681	人見 哲三
栃木	636	神山 茂男	群馬	423	木村 弘平
静岡	423	堀池 毅	静岡	919	石川 賢治
静岡	986	佐野 義正	長野	1957	倉石 純雄
長野	2522	大野田幸司	長野	2526	下屋 満
新潟	1956	齋藤 徳朗	大阪	2840	菊川 美徳
大阪	2846	衣本 二一	兵庫	2245	山本 正幸
滋賀	206	重本 博	岐阜	575	岩田 正澄
岐阜	932	嶺川 繁夫	福井	236	吉田 教夫
福岡	2061	高島 実	長崎	701	福吉 正
大分	683	長野政太郎	宮城	407	小野寺睦夫
岩手	523	菅原 公男	札幌	620	本間 健一
愛媛	543	和気 光	愛媛	672	二宮 和浩

平成 20 年 10 月 20 日付

千葉	1367	簗輪 嘉彦	千葉	1455	宮本 博
静岡	12	片山 勲	長野	2454	丸山 晃
新潟	1681	近藤 軍治	兵庫	448	市川 茂
兵庫	1441	中井 得明	兵庫	1993	西岡 寿明
愛知	1185	倉部 政雄	愛知	1229	竹内 勇
島根	470	中市 健壯	福岡	1384	田中 繁

測量機器総合保険(動産総合保険)のご案内【平成21年度保険開始分】

日本土地家屋調査士会連合会共済会

取扱代理店：有限会社 桐栄サービス／引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社

日調連共済会 測量機器総合保険の特徴

会員が所有・管理する測量機器（製品No.のある機器に限る）について業務使用中、携行中、保管中等の偶然な事故による損害に対し、保険金をお支払いします。

例えば、①測量中誤って測量機器を倒し壊れた。

②保管中の測量機器が火災にあい焼失した。

③測量機器を家に保管中盗難にあった。等

この保険は日調連共済会が保険契約者となる団体契約です。従って個人でご契約されるより割安な保険料でご加入いただけます。

【平成 21 年度保険開始分のお引き受け条件】

◆近時の事故発生状況、保険金支払状況を踏まえ、下記の通り、保険料改定（引き上げ）を行っております。（保険料以外のお引き受け条件は、昨年から変更はありません。）

◎保険料[変更あり] → 保険金額 10 万円につき、年間保険料は 2,300 円 となります。
(昨年は、2,000 円)

(例) 保険金額 100 万円の場合、年間保険料は 23,000 円 (昨年は、20,000 円)

※縮小てん補 90% [昨年通り]

→ 支払保険金 = (損害額 - 免責金額) × 保険金額 / 保険価額 (時価額) × 90% となります。

※免責金額 (自己負担額) → 15 万円となります。

＜平成 22 年度以降のお引き受け条件について＞

・平成 22 年度以降の保険料は、本総合保険制度（団体契約）の損害率（支払保険金／保険料）に応じて保険料の引き上げ・引き下げを行う制度を導入します。（ご参考：平成 19 年度の損害率は、83.6%）

(例) 損害率 100%以上 150%未満→保険料引き上げ（保険金額 10 万円につき、年間保険料 3,450 円）

損害率 70%以上 100%未満→保険料引き上げ（保険金額 10 万円につき、年間保険料 2,645 円）

損害率 40%以上 70%未満→保険料の変更はなし

損害率 20%以上 40%未満→保険料引き下げ（保険金額 10 万円につき、年間保険料 2,070 円）

1. 保険の対象

会員が所有・管理する「製造No.のある測量機器」（下記①～③のみ）

- ①測量機器本体（従来方式のトータルステーション、トランシットに限ります。）
- ②プリズム（製造番号がないものはお引受できません。）
- ③整準台（測量機器本体と合わせて申し込む場合のみ）

※製造No.のない機器及び三脚は保険の対象になりません。

※データコレクター、ポケコンは保険の対象になりません。

※GPS方式等、新方式の測量機器については、保険の対象となりませんので、個別に桐栄サービスまでお問い合わせください。

2. 保険金額の設定方法

保険金額は保険価額(時価額)を基準として設定します。

(千円単位を四捨五入し万円単位とする。)

＜保険価額(時価額)の算出方法＞ 保険価額(時価額) = 購入時の定価 × 償却率係数

※購入時の定価、購入年については購入当時の資料（領収書・明細・カタログ等）をご確認の上、正確に設定ください。

正確な設定がない場合、事故発生時に損害額を全額お支払いすることができないことがありますのでご注意ください。

<償却率係数>

購入年 (平成)	20 年	19 年	18 年	17 年	16 年	15 年	14 年	13 年以前
係 数	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.4	0.3

3. 年間保険料

$$2,300 \text{ 円} \times \frac{\text{保険金額(上記保険価額で設定ください)}}{10 \text{ 万円}} = \text{年間保険料}$$

(円単位を四捨五入し 10 円単位とします。)

(ご加入例)

1. 保険の対象とする機器の製造番号を確認ください。(製造番号のないものは対象となりません。)
例) 測量機器本体 (製造番号 23046)・平成 16 年購入・購入時の定価 105 万円
2. 保険対象機器の購入価額、購入年をご確認の上、保険価額 (時価額) を計算してください。

保険の対象機器	購入時の定価(A)	購入年(平成)	償却率係数(B)	保険価額(A)×(B)
測量機器本体	105 万円	16 年	0.6	63 万円

$$(\text{保険料}) 2,300 \text{ 円} \times \frac{63 \text{ 万円 (保険金額…保険価額通り設定の場合)}}{10 \text{ 万円}} = 14,490 \text{ 円}$$

4. お支払いする保険金

$$\left[(\text{損害額} - \text{免責金額}) \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額 (時価額)}} \right] \times \boxed{\text{縮小てん補 90\%}}$$

※免責金額 (自己負担額) = 15 万円。免責金額 (自己負担額) は、全損 (推定全損を含みます。) および火災、落雷、破裂・爆発以外の事故により発生した損害について適用されます。

※お支払する保険金は、保険金額が限度。ただし、保険金額が保険価額 (時価額) をこえる場合は保険価額 (時価額) が限度となります。

※修理内容・修理金額によっては、それが保険金額の範囲内であってもそれをここでいう『損害額』とすることができない場合があります。すなわち、当該修理によって、その後当該物件の耐用年数が延びる等の価値の増加が見られる場合はその分を控除したものを『損害額』として算出することになります。

	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金
損害保険金	すべての偶然な事故 (注) によって保険の対象に生じた損害がお支払いの対象になります。 (注) 別途定める免責事由に該当する事故を除きます。 (「保険金をお支払いしない主な場合」をご参照ください) たとえば、次のような損害が対象となります。 ① 火災、落雷、破裂・爆発によって生じた損害 ② 台風、せん風、暴風、暴風雨、突風などの風およびひょうによって生じた損害 ③ 盗難による損害 ④ 航空機の落下、車両・船舶などの衝突によって生じた損害 ⑤ 破損によって生じた損害 ⑥ いたずらによって生じた損害 ⑦ 衝突・脱線・転覆等の輸送中の事故によって生じた損害 ⑧ 水濡れによって生じた損害 ⑨ 上記①～⑧以外の不測かつ突発的な事故 (破損、汚損等)	●損害保険金 上記 4 の説明をご参照ください。 損害保険金は、ご契約いただいた機器の保険価額 (保険の目的の価額) と保険金額との割合でお支払いします。 保険価額 (時価額) より少ない額でのご契約になりますと十分な補償を受けられませんのでご注意ください。
費用保険金	●残存物取り片付け費用 損害保険金支払われる場合で、残存物の取り片付けのために費用を支出したとき ●修理付帯費用保険金 火災、落雷、破裂・爆発により損害が生じた結果、復旧にあたり、引受保険会社の承認を得て支出した費用があるとき (代替物の賃借費用等。ただし、居住の用に供する部分にかかわる費用を除きます。)	●実費 (損害保険金の 10% 限度) ●実費 (1 事故 1 構内につき保険金額の 30% または 1,000 万円のいずれか低い額が限度)

5. 保険金をお支払いしない主な場合

- 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によって生じた損害
- 被保険者と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害
- 戦争、暴動、または、地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- 差押え、徴発、没収、破壊など国または公共機関の公権力の行使によって生じた損害
- 原子力または放射能汚染によって生じた損害
- 保険の目的の瑕疵(かし)、自然の摩滅・消耗・劣化、使用による品質もしくは機能の低下、性質による発火・爆発・蒸れ・腐敗・さび・かび・変質・変色その他これらに類似の事由またはねずみ食い・虫食いによって生じた損害
- 置き忘れまたは紛失によって生じた事故、詐欺、横領にかかったことによる損害
- 外来の事故に直接起因しない保険の目的の電氣的・機械的事故によって生じた損害
- 保険の目的に対する修理、清掃などの作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- 台風、暴風雨、豪雨などによるこう水、融雪こう水・高潮・土砂崩れなどの水災によって生じた損害
- 保険の目的に加工をほどこした場合、加工着手後に生じた損害（ただし、加工着手後から加工終了までの加工ミスに直接起因しない損害については、「火災、落雷、破裂・爆発、風災、ひょう災、雪災、外部からの物体の飛来・落下・水ぬれ、騒じょう、労働争議、盗難」
- 管球類に単独で生じた損害、保険の目的の機能に直接関係のない外形上の損害
- 万引きその他不法侵入、暴行または脅迫の行為をなさなかった者によって盗取されたことによって生じた損害
- 保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人の従業員等が単独または第三者と共謀して行った盗取その他の不誠実行為によって生じた損害
- 日本国外で生じた事故による損害
- 自力救済行為等によって生じた損害
- 温度、湿度の変化または空気の乾燥、酸素の欠除によって生じた損害
- 1時間未満の電力停止や異常な供給により、商品・製品・原材料等のみに生じた損害
- 異物の混入、純度の低下、化学変化、質の低下等の損害
- すり傷、しみ、よごれ等の単なる外形上の損害
- 脱毛による損害
- 保険の目的が耕工作車・機械である場合には、ガラス部分、ベルト、ゴムタイヤ、キャタピラ、ショベル等の歯または爪、バケット、フォーク等のみに生じた損害 ※標識の登録を受けた車両は保険の目的の対象外
- 湿度、温度の変化、または空気の乾燥、酸素の欠除によって生じた損害
- 保険の目的が水中もしくは地中にある間、空中に浮遊している間に生じた損害 など

6. ご加入の方法

(1) 申込先：有限会社桐栄サービス

(申込書類は桐栄サービスまでご請求ください。)

※自動継続ではありませんので、現在ご加入の方も必ず申込書類をご提出ください。

(2) 申込締切：平成20年12月19日(金)

(3) 保険期間：平成21年 4月 1日から1年間

※補償期間の途中での加入もできますので、ご希望の場合には桐栄サービスまでご連絡ください。

(4) 保険料のお支払方法：

※保険料はご指定の金融機関の預金口座から平成21年3月6日に自動振替します。

7. その他ご加入の際の注意点

- ※この保険は、日本土地家屋調査士会連合会共済会が契約者となる団体契約です。
- ※本保険（動産総合保険）の被保険者（保険の補償を受けられる方であり、保険の対象の所有者等）は、日本土地家屋調査士会連合会共済会の会員にかぎりあります。
- ※被保険者（補償の対象者）が、ご加入申込人と異なる場合は、この書面に記載された内容のうち重要な事項を被保険者にもご説明ください。
- ※ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款および特約条項によって定まります。約款・特約条項の詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。（被保険者には約款は配布しておりませんので、約款・特約条項が必要な場合は、お手数ですが、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。）
- ※ご加入の際は、加入申込票の記載内容を再度ご確認ください。ご契約者およびご加入者には、ご加入時に引受保険会社に重要な事項についてお申し出いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります。（取扱代理店に対して告知いただいた事項は、弊社に告知いただいたものとなります）。加入申込票に記載された内容が事実と相違する場合や該当項目に記入がない場合には、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。また、ご加入の内容と補償の範囲が重なる他の保険契約がある場合は必ずお申し出ください。
- ※ご加入いただいた後にお届けいたします加入者証は、内容をご確認の上、大切に保管してください。
- ※ご契約後に、次の変更が生じた場合には、必ず事前に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がないと、変更後に生じる損害について保険金等をお支払いができなくなることがあります。詳細は普通保険約款・特約条項をご確認ください。
- 他の保険会社と（または共済）と、同様の損害を補償する保険契約（または共済契約）を締結するとき
 - 保険の目的を譲渡するとき
 - 担保地域を変更するとき
 - 用途または主たる保管場所を変更するとき
 - 主たる保管場所の構造を変更し、または改築、増築または修理するとき
 - その他保険証券または保険申込書の記載内容に重要な変更が生ずべき事実が発生するとき
- ※事故が発生した場合には、直ちに取扱代理店または引受保険会社へご連絡ください。保険金請求の手続きにつきましては、引受保険会社から詳しくご案内いたします。なお、事故の日から 30 日以内にご連絡がない場合には、保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- ※『保険会社破綻時等の取扱い』（平成 18 年 4 月改正）
- ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
 - ・引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご加入者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しております。この保険は、ご加入者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の人数が 20 名以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
 - ・補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は 80% まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から 3 か月までに発生した事故による保険金は 100% 補償されます。
- ※本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。
- 【個人情報の取扱いについて】
- 本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査および本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループ会社*が、本保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、再保険会社等に提供することがあります。詳細については、三井住友海上ホームページ（<http://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

〈お問い合わせ先〉

日本土地家屋調査士会連合会共済会

＜取扱代理店＞ 有限会社桐栄サービス（担当：三神）

東京都千代田区三崎町 1 丁目 2 - 10 土地家屋調査士会館 6F 03（5282）5166

＜引受保険会社＞ 三井住友海上火災保険株式会社 公務第二部営業第三課（担当：吉岡、芦川）

東京都千代田区神田駿河台 3 - 9 03（3259）4061

(2008.11/AHE63/A)

基金は遺族の方や中途脱退者への対応もしっかりしています

～老後に備える安心の公的年金制度です～



土地家屋調査士国民年金基金

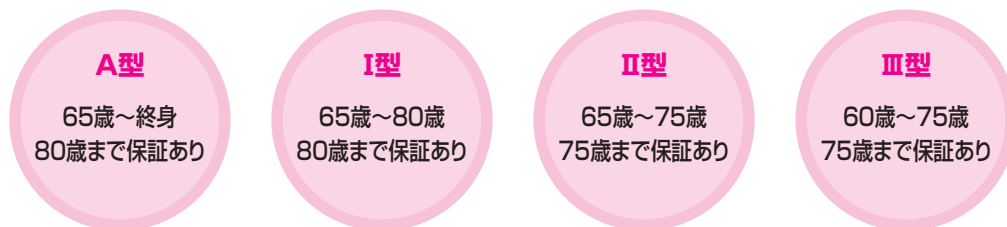
保証期間付きの年金を選べば、死亡時には遺族の方へ一時金が支払われます！

国民年金基金は、国民年金への上積み（プラスアルファ）としていつでも加入できること、そして掛金に税控除があるなど、さまざまなメリットがあり、「加入者本位の年金設計」となっています。納める掛金は運用利息分を含めて、老後に「年金」として必ず給付されます。そのため、一般の民間の個人年金と異なり、途中での解約払い戻しができないしくみとなっています。

とはいっても、病気やけがは誰の身にも起こり得るもの。人の寿命は誰にもわからないものです。せっかく基金に加入して老後の資金準備をしてきても、年金を受けられるようになる前や受けている途中で亡くなるケースもあるでしょう。そんなケースに備えて、基金では保証期間付きの年金の型をご用意しています。保証期間付きの年金を選んでいる場合には、掛金を納めた期間に見合った一時金を遺族の方が受けられることになっています。

遺族一時金は、万が一の場合を保障します！

保証期間付きの以下の4つの年金の型に加入された方が亡くなった場合に支払われます



いつ？

年金を受け取る前、もしくは保証期間中に亡くなったとき

誰に？

①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹

※死亡時に生計を同じくしていた①～②の順位の遺族のうち1人の方に支給されます。

どのくらい？

加入期間や保証期間の残りの期間に応じた額の遺族一時金が支払われます*
(加入する型によって異なります)

*加入された期間によって「遺族一時金」は納めた掛金総額を下回ることがあります。

どうやって
受け取るの？

加入者（もしくは受給者）が亡くなったときは、死亡届と一緒に持っている「国民年金基金遺族一時金裁定請求書」に遺族の方が必要事項を記入のうえ、土地家屋調査士国民年金基金に提出してください。

知ってますか？

遺族一時金は全額非課税となっています。

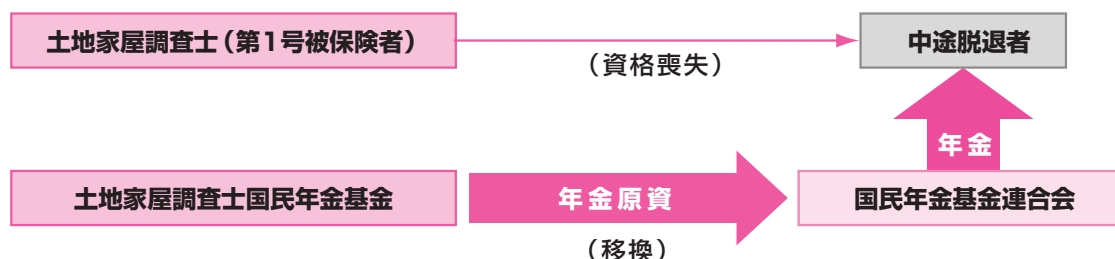
※遺族一時金の支払は、加入期間が15年未満で脱退（資格喪失）した場合は国民年金基金連合会から、また、60歳まで加入していた方は、加入期間が15年未満であっても当基金から遺族一時金を支払います。

途中で脱退されたこのような場合にも、 納めた掛金は将来の年金に必ず結びつきます！

土地家屋調査士の皆さんのなかには、会社等に就職して厚生年金保険に加入する方もいらっしゃるでしょう。国民年金基金は、原則としていったん加入したら自分の都合で任意に脱退することはできませんが、このように仕事の関係でサラリーマンになる場合には、国民年金の第1号被保険者でなくなるため、国民年金基金への加入を継続できなくなります。

60歳になる前に基金を脱退される方は「中途脱退者」とされます。加入期間が15年未満の方の年金原資は土地家屋調査士国民年金基金から国民年金基金連合会へ移されて、納めた掛金に見合った額の年金が国民年金基金連合会から給付されることになっています。15年以上加入された方には当基金からの支払となります。

こんなとき！就職してサラリーマン（第2号被保険者）になる場合等



※国民年金基金連合会は、中途脱退者（同一基金への加入期間が15年未満の場合）への年金支給義務を基金から引き継ぎます。

国民年金基金 Q & A



本人の老後のための確実な「年金」、一方でもしもの場合には遺された家族へ「一時金」があるというのは安心ですね。では、基金から老齢年金、遺族一時金を受け取る場合にはどうすればよいのでしょうか。



まず、知っておいていただきたいのは、65歳になったら自動的に年金が受けられるわけではないということです。年金を受け取るためには、権利を確定する「裁定請求」という手続きが必要になります。また、基金からの「年金」や「遺族一時金」の裁定は、国民年金とは別に、国民年金基金が行っていますので、基金のものは基金あてに提出する必要があります。

「遺族一時金」については、前頁の「どうやって受け取るの？」のとおり、土地家屋調査士国民年金基金（中途脱退の方は国民年金基金連合会）あてに提出します。その後、ご指定の金融機関等に支払われることになっています。

*裁定請求時には、事前に当基金からご案内しておりますので、手続きを行ってください。

国民年金基金についてのお問い合わせは

土地家屋調査士国民年金基金

〒112-0013 東京都文京区音羽1-15-15 シティ音羽2階205号

もっと詳しく知りたいあなたは ▶▶ ☎ 0120-145-040

ホームページであなたの年金額が試算できます！
いますぐアクセス!! ▶▶ HP <http://www.chosashi-npf.or.jp/>

土地境界基本実務Ⅴ 「境界鑑定Ⅴ(筆界の特定技法)」

発刊のお知らせ

平成18年7月31日刊行 A4判並製カバー装箱入 285頁 会員頒布価格2,000円(税込、送料込)

各 位

土地境界基本実務叢書の続編、第Ⅴ巻「筆界の特定技法」を発刊しましたので、御案内いたします。

日本土地家屋調査士会連合会

■ 発刊に際して(抄) ■

日本土地家屋調査士会連合会

会長 松 岡 直 武

日本土地家屋調査士会連合会は平成13年に土地境界基本実務叢書の具体的編集作業に着手し、Ⅰ部の境界鑑定(基本実務)を中心とした全4分冊の叢書編集を行い、Ⅱ部には「土地法制」、Ⅲ部には「地租改正報告」、Ⅳ部には「判例・先例要旨」とする図書を平成14年10月に発刊した。以後、連合会はこれらの図書を利用した土地境界基本実務(境界鑑定講座)研修を実施し、併せて各単位会においても継続した会員研修を実施することを要請し、境界の専門家としての専門的知識の習得に努めてきた。

平成16年6月18日には105年ぶりに不動産登記法が全面改正(法律第123号、平成16年6月18日公布、平成17年3月7日施行)され、続けてその直後の平成17年4月13日には法律第29号として「不動産登記法等の一部を改正する法律」が公布されたことにより、筆界特定制度の創設と土地家屋調査士法の一部改正による筆界特定の手続代理関係業務、土地の境界をめぐる民間紛争解決手続代理関係業務等が土地家屋調査士法第3条の業務に新たに加えられるに至った。(中略)

今回発刊する「土地境界基本実務Ⅴ」(筆界の特定技法)は、筆界特定の手続代理関係業務での代理人、筆界調査委員、あるいは民間紛争解決手続代理関係業務での代理人、鑑定人、補佐人、さらには裁判所における鑑定人として、事件をどのように読み取りどう理解するか、当該事件で当事者が求めている主張をどのような資料をもってどう分析し争点の整理をしていくのか、そしてどのような解決に結びつけていくのかなど、「土地境界基本実務Ⅰ」を基本とした筆界の特定技法をさらに深く掘り下げたものとして発刊するものである。

既発刊図書と共に各位の日常業務の一助となれば幸甚である。

境界鑑定Ⅴ（筆界の特定技法）主な目次

第1章 筆界の特定技法

- 第1節 筆界の特定技法とは
- 第2節 筆界の特定技法と必要な諸能力
- 第3節 「筆界の特定要素」と「筆界の特定技法」のかかわり

第3章 特定技法の能力

- 第1節 調査技法
- 第2節 分析技法
- 第3節 判断技法
- 第4節 表現技法

第2章 筆界の特定要素

- 第1節 不動産登記法の求める筆界の特定要素とは
- 第2節 筆界の特定要素から得られる情報

第4章 事例から学ぶ

鑑定事例から「筆界の特定技法」を見る
鑑定事例1～鑑定事例6

■ 土地境界基本実務叢書《既刊》の御案内 ■

- ☐ 土地境界基本実務Ⅰ 境界鑑定Ⅰ（基本実務）
- ☐ 土地境界基本実務Ⅱ 境界鑑定Ⅱ（土地法制）
- ☐ 土地境界基本実務Ⅲ 境界鑑定Ⅲ（地租改正報告）
- ☐ 土地境界基本実務Ⅳ 境界鑑定Ⅳ（判例・先例要旨）

平成14年10月刊，B5判，4巻1セット，箱入
会員頒布価格8,400円（税込，送料込）

書籍申込書

所属土地家屋調査士会行

※この申込書は所属土地家屋調査士会に提出してください※

① 土地境界基本実務Ⅴ「境界鑑定Ⅴ（筆界の特定技法）」(2,000円・税込、送料込)		部
② 既刊4冊セット（8,400円・税込、送料込）		セット
所属会名		
氏名		
送付先	〒	
TEL		

ご記入いただいたお名前、ご住所等は、ご注文いただいた商品の発送以外の目的には使用いたしません。

平成21年度 明海大学不動産学部企業推薦入試のご案内

明海大学不動産学部は、日本土地家屋調査士会連合会〔日調連〕との協定にもとづいて、団体会員の子弟及び不動産関係先の子弟等を毎年受け入れています。不動産関連業界の人材育成・後継者養成のため、明海大学不動産学部の企業推薦特別入試制度のご活用をご検討下さい。

1. 企業推薦 出願要領 出願資格

- (1) 明海大学不動産学部を第一志望とし、次の①から③のいずれかに該当する資格を有し、かつ(2)の要件を満たす者。
 - ①高等学校、または中等教育学校を卒業した者及び2009（平成21）年3月卒業見込みの者
 - ②通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び2009（平成21）年3月修了見込みの者
 - ③学校教育法施行規則第69条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者及び2009（平成21）年3月31日までにこれに該当する見込みの者
- (2) 日本土地家屋調査士会連合会〔日調連〕から推薦を受けた者で、本団体の提示する条件を満たすもの
日調連の提示条件
土地家屋調査士を志望し、卒業後に土地家屋調査士業務に従事することを希望する者
○本入学試験制度は後継者育成が趣旨であります。現在、既に会員（土地家屋調査士）である者についても出願することができます。
○出願者と出願者推薦土地家屋調査士との関係の範囲は特に定めません。推薦書記載の趣旨に留意下されば結構です。
○本入学制度での入学者は、転学部はできません。

2. 企業推薦 願書受付期限等

B 日程

- | | |
|-------------|--------------------------------------|
| (1) 願書受付期限 | 平成21年2月2日（月）～2月6日（金）（日調連 必着） |
| (2) 試 験 日 | 平成21年2月15日（日） |
| (3) 試 験 会 場 | 明海大学浦安キャンパス
〒270-8550 千葉県浦安市明海1丁目 |
| (4) 試 験 科 目 | 面接 |
| (5) 合格発表日時 | 平成21年2月19日（木） 午後1時～午後5時 |
| (6) 合格発表場所 | 明海大学浦安キャンパス |

※募集人員は実施済みのA日程を含めて35名です。（A日程については本年8月号にて既報済）

出願をご希望の方 まずは、出願書類をお取り寄せ下さい！

日調連から各土地家屋調査士会あてに「2009年度（平成21年度）企業推薦特別入学試験要項」を送付しています。

出願書類のお取り寄せ・お問合わせは 日本土地家屋調査士会連合会事務局 03-3292-0050（代）
または 明海大学浦安キャンパス 入試事務室 047-355-5116（直）

LOOK NOW

デジタルマップフェア 2008 取材報告

今年で10回目となる「デジタルマップフェア 2008」が平成20年11月6日(木)、7日(金)の2日間にわたり東京都立産業貿易センターにて開催されました。今回から、日本土地家屋調査士会連合会が後援となっております。

主催者である(財)日本地図センターでは、日頃、一般利用者の皆様の目に触れる機会の少ない数々の地図データや、地図利用ソフトを一堂に集め紹介する「デジタルマップフェア」を毎年この時期に開催しています。メイン会場とプレゼン会場では、両日とも各企業の紹介や特別講演として国土交通省国土地理院の担当者による講演や、テレビ番組「サンデープロジェクト」でおなじみの(株)インサイダー代表取締役兼編集長の高野 孟氏による「ジャーナリストの地図の想像力」と題した講演がありました。

高野氏の講演では、「ジャーナリストと地図」がどのように結びつくのか大変興味がありました。ヨーロッパで購入した世界地図をみれば、日本が極東と呼ばれる所以がわかることや、オーストラリアで

売っている世界地図は「南」が上になっているなど、場所が変われば世界地図の様相も変わってきます。東西冷



(株)インサイダー
代表取締役兼編集長
高野 孟氏

戦時代にソ連とアメリカのミサイルは、どの方向へ向けて配備されていたか。ソ連は東に、アメリカは西に、と思いがちですが北極を中心にした地図を見ると両国の最短距離は北極を通るルートであり、ミサイルはそれぞれ北へ向けて配備されていました。そこへもってキューバ危機ではミサイルが真後ろから飛んでくる可能性があったわけで、地図で見てもアメリカがいかに脅威にさらされていたかがわかります。

空間的なものの視覚化、それが「地図」であり、時間的なものの視覚化、それが「年表」といえま

す。国際政治・経済を地図を使って解説した著書を出されているだけに視点の捉え方や発想の柔軟さを持ち合わせていて、さすがジャーナリストといった感じでした。

デジタルマップの利用方法も、単なる道路地図情報だけではなく、それをベースにして顧客管理、物件管理、設備管理などの営業支援としての使い方や、災害時の緊急支援としての使い方など、その利用は今後大いに期待されます。

また、会場には41社の出展企業が参加し、たいへん盛況でした。

(取材 広報部)

「境界問題相談センターいわて」がオープンしました。

平成 20 年 11 月 25 日、全国で 33 番目、東北で 2 番目となる境界 ADR センター、「境界問題相談センターいわて」がオープンしました。

オープンに先立ち、11 月 21 日には盛岡市内の「ホテルニューカリーナ」にて「境界問題相談センターいわて」設立記念式典が盛大に開催されました。当日は今シーズン初となる積雪の影響で交通機関が乱れ、足下が悪い中、松岡直武・日本土地家屋調査士会連合会会長、石川哲・岩手弁護士会会長、伊藤紘基・盛岡地方裁判所所長、出雲範夫・盛岡地方法務局長（敬称略）をはじめ、多数の来賓にご参加いただき、センターの船出を祝っていただきました。

岩手県は東西 120 キロ、南北 180 キロあり、四国四県に匹敵する面積があります。県庁所在地である盛岡市まで 3 時間近くかかる地域もあります。また、岩手県土地家屋調査士会の会員数は年々減少の一途をたどり、現在では 190 名を切り、会費の減少により財政状況は年々厳しさを増しております。そんな境遇の中で「県民のため」を念頭に置いた、このセンターの設立は、スタッフの知恵と努力はもちろんのこと、ご指導いただいた先行会の協力、ボランティアでトレーニングをしていただいた先生方の情熱の賜物と考えております。この場を借りて御礼申し上げます。

なお、詳細につきましては、来年 1 月号に掲載予定です。次号ではオープン初日の様子などもレポートできればと思っております。

（境界問題相談センターいわて 運営委員 岩崎久哉）

編集後記

「100 年に 1 度の金融危機」である経済激震が世界を駆け巡る最中に、アメリカ合衆国の次期大統領選挙が行われ、「変革」を掲げて旋風を起こした民主党のバラク・オバマ上院議員（47 才）が共和党のジョン・マケイン上院議員（72 才）を大差で破り、第 44 代大統領に当選した。アメリカ大統領としては史上初の黒人大統領の誕生であり、上院議員から直接大統領に選出されたのは 1960 年の J・F・ケネディ（民主党）以来。

同じ頃、ミクロネシア連邦（国土面積世界第 175 位、人口 10 万人強／世界第 179 位）第 7 代大統領のイマニュエル（マニー）＝モリ氏（58 才）が来日し、モリ大統領の曾祖父である森小弁氏の生まれた土佐の高知に親類を尋ねてきた。森小弁氏の人生は波乱万丈である。1869 年（明治 2 年）生まれ。1889 年に上京して東京専門学校（早稲田大学の前身）に入学、高知県出身ということで、同郷の後藤正二郎や大江卓といった政治家たちの知遇を得て書生をしながら政治を志し、当時の若者らしく自由民権運動にも関わり、「大阪事件」に連座して投獄された経験もある。やがて民権運動の挫折に失望して、たった一人で南方の島に向かう。渡航時に詠んだ『身ヲ殺ス素ヨリ分トス 鯨鰐ノ腹』から死を決した心情がうかがえる。まもなく森小弁は現

在のチューク州にあたる「トラック諸島」のモエン島にやってきて、ここでヤシの実からとれる油を日本に輸出する事業を進めるようになり、島の酋長に気に入られ、その娘イサベラと結婚。やがて酋長の地位も継いでこの地域に移住した日本人第一号となる。自称アキバ系オタクを自負する麻生総理と会談した際には、島田啓三作の戦前の大ヒット漫画「冒険ダン吉」のモデル（可能性は疑わしい）として盛り上がったとか。談話は微笑ましい。厳しい現実として、今、南太平洋は、地球温暖化の影響を最も受けている地域である。次に消える島としてバサファ島が上げられている。ツバル国のひとつなのだがここ 10 数年で島の半分が海没している。

高知県土地家屋調査士会会員は、過去 20 年を振り返ると毎年 2 名減少している。土地家屋調査士を年代別に捉えた場合、その割合は 20 代が僅か 1%、いわゆる働き盛りである 30 代から 40 代が 32%、50 代から 60 代が過半数以上を占め、80 代から 102 歳までが 20 代より多いという状況だとか。キリバスでも海岸が波にえぐられ浸食が確実に進んでいる現実を TV で観ながら、10 年、20 年後の高知会の会員数を想像してみる。

経済苦境、政治停滞、制度変革の今、“YES-WE-CAN”を合言葉として「変革」に希望を託するアメリカ市民の心情が分るような気がする。

連合会広報部理事 川本達夫

土地家屋調査士

毎月 1 回 15 日発行

定価 1 部 100 円
1 年分 1,200 円
送料（1 年分） 1,008 円

（土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収）

発行者 会長 松岡 直武

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[©]

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館
電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059
URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社



日本土地家屋調査士会 連合会特定認証局

平成 18 年 1 月から土地家屋調査士の電子認証カード（IC カード）を発行していますが、多くの会員から本 IC カード及び関連する事項に係る質問や照会を受けたことから、本稿にて Q & A 形式で説明します。

Q1. 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局（以下「日調連認証局」）が発行する IC カードをなぜ取得する必要があるの？

Q2. どうすれば IC カードを取得できるの？

認証局が発行する電子証明書は、ネット等の世界において「土地家屋調査士の職印」に相当するもので、オンライン登記申請や土地家屋調査士が業として作成したデータ（一部署名できないものもあります。）に署名する場合等に使うんだ。

ハカル君

次のページから「電子証明書の取得方法」、「オンライン登記申請の準備方法」及び「電子証明書の再発行方法」など様々な手続の説明をしているので、よく読んで申し込んでね。

トウコさん

特定認証局を自前で構築し、IC カードを全員が所持することは、オンライン申請に対応できる組織としての能力があることを宣言する第一歩だよ！

モグ

【新不動産登記法が要求している 3 本柱】

新不登法は、以下の 3 点を土地家屋調査士に問いかけていると言えます。

- 1) オンライン申請に対応できる能力を保持しているか？
- 2) 他省庁と共に地図整備やその維持管理に民間人として協力する意思と能力を充足しているか？
- 3) 専門家として蓄積した知識や能力を、紛争の解決に役立てる能力を評価できる仕組みを備えているか？

土地家屋調査士電子証明書の発行等に係る手続について

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局では、平成18年1月から土地家屋調査士電子証明書(以下「ICカード」という。)の発行作業を行っており、これまでの運用において、会員の皆様から頂戴した照会・質問等を取り纏めたうえで、同証明書の発行に係る会員の皆様への補足説明等を下記①～③に記載しますのでご参照ください。

① ICカードの申込時

電子証明書の発行は次の2通りの方法で行っております。

【通常発行】

新入会員の皆様を中心に、月500枚を目安に順次連合会から申込書を送付しております。

なお、連合会が申込書を送付するフェーズから、会員の皆様が証明書を取得するまでの流れについては、「電子証明書を取得するまでの流れ (ii ページ)」を参照ください。

【希望者枠発行】

詳細は、「土地家屋調査士電子証明書の希望者配布について (iii ページ)」を参照ください。

② ICカードを受領した場合

上記①により会員の皆様がICカードを受領された場合、その郵便物(ICカード一式)の説明については、「土地家屋調査士電子証明書の同封物について (iii ページ)」を参照ください。

また、同ICカードを使用してオンライン登記申請を行う場合の事前準備等の説明については、「オンライン登記申請を実施するまでの準備について (iv ページ)」を参照ください。

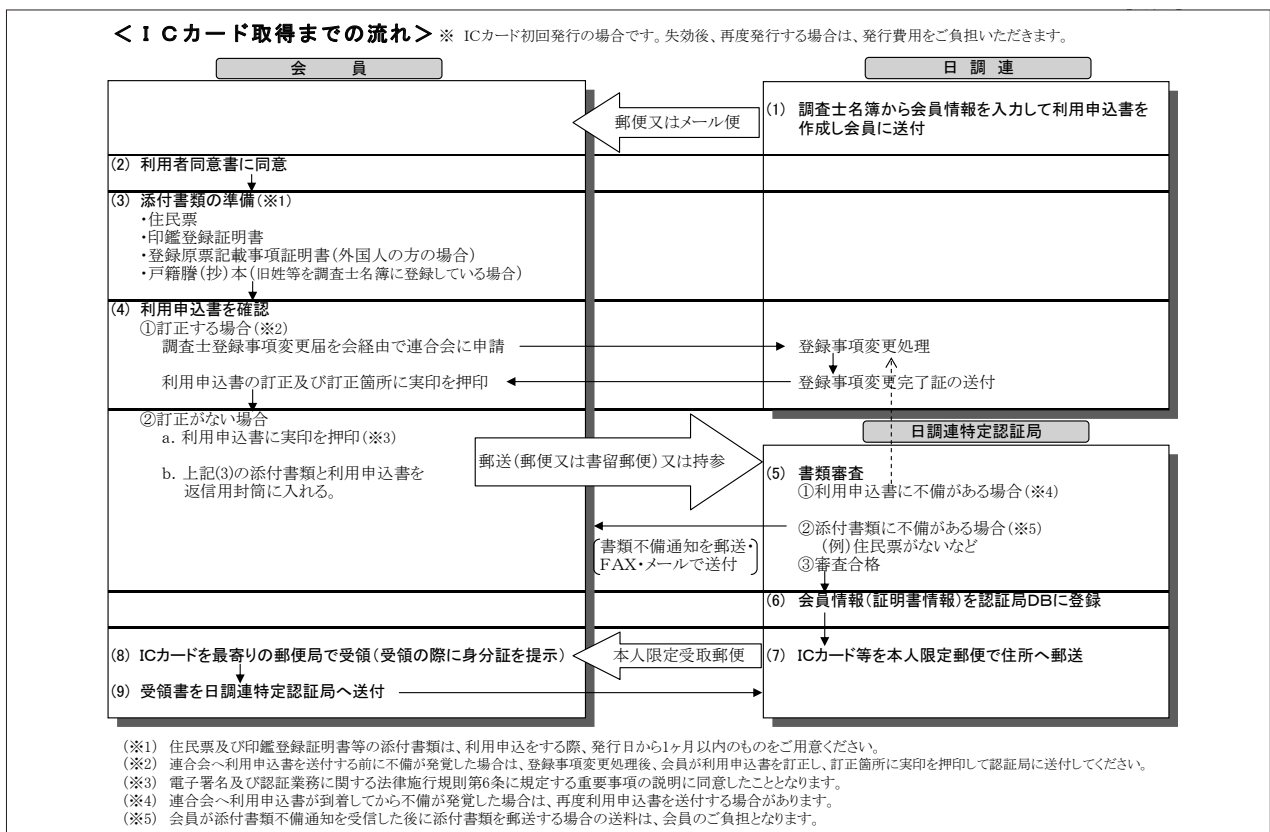
③ ICカードを再発行する場合

一度取得したICカードを、調査士登録事項変更や、ICカードの紛失等により失効した場合の再発行の仕様・手順等については、「土地家屋調査士電子証明書の再発行に係る案内について (iv ページ)」を参照ください。

電子証明書を取得するまでの流れ

会員における電子証明書利用申込からICカード発行までの流れは、下記の(1)～(9)のとおりです。

ただし、下記流れは認証局運用開始後第1回目に発行するときのものです。(平成18年1月現在)



土地家屋調査士電子証明書の希望者配布について

当連合会では、オンライン登記申請時の土地家屋調査士資格の証明に必要な「IC カード」の発行を平成 18 年 1 月から開始しています。

希望者枠発行については、下記の要領により連合会までお申し込みください。

なお、市町村合併により土地家屋調査士名簿の住所・所在地に変更が生じる会員については、速やかに調査士会の方でとりまとめのうえ、連合会へ事項変更の申請を並行して行っております。よって、当該会員への利用申込書の発送は、同事項変更完了後となりますのでこの旨ご了承ください。

記

【希望者枠発行の申込方法】

任意の様式に、「土地家屋調査士電子証明書発行希望」の旨と以下の項目を記入の上、メール(ca-info@chosashi.jp)、FAX (03-3292-0059) 及び郵送(〒101-0061 東京都千代田区三崎町 1-2-10 土地家屋調査士会館 日本土地家屋調査士会連合会 特定認証局 行)にてお申し込みください。

- ☐ 所属会名 ☐ 所属支部名 ☐ 登録番号 (半角) ☐ 氏名
- ☐ 事務所所在地 (郵便番号も記入) ☐ Mail (半角) ☐ Tel (半角)

全国のどなたでも、直ちに申込み可！まず、ICカードを取得することから始まるオンライン

土地家屋調査士電子証明書の同封物について

IC カードが同封されている封筒は、図①～④のような一式となっておりますので、受領後ご確認ください。

- ①下記②～④が入っている封筒
- ②IC カード及び日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書受領書
下記【受領書について】をお読みになって、受領書を日調連認証局あて送付願います。

- ③受領書返送用封筒

- ④PIN 封筒

IC カードの PIN コード (パスワード) が記載されている封筒です。PIN コードは IC カードで署名する際に必要なものですので大切に保管してください。日調連認証局で PIN コードの確認・再発行等はできません。また、PIN コードを 15 回以上誤って入力すると IC カードが使えなくなりますのでご注意ください。(この場合、当該 IC カードを失効し、新規に IC カードを発行する手続きが必要となります。)



【受領書について】

IC カード受領後、受領書に次のとおり必要事項を記載後、同封の返信用封筒に入れて日調連認証局へ送付してください。IC カードが発送されてから 30 日以内に受領書のご返送がない場合、IC カードは失効されます。30 日以内に受領書のご返送が難しい場合、日調連認証局あて (電話：03-3292-0050)、ご連絡ください。

<受領書記載要領>

- ・自署（氏名）
- ・印鑑登録証明書で証明される実印の押印
- ・ICカードの券面に記入されている登録番号を記入（最初の000は省略）

※ご記入いただいた内容を訂正する場合、訂正印（実印）が必要となります。

オンライン登記申請を実施するまでの準備について

ICカードを利用してオンライン登記申請を行うために、下記のとおり確認・準備作業等をお願いします。

(1) ご利用環境の確認及び利用上の留意事項

初めて法務省オンライン申請システムをご利用になる場合は、法務省ホームページ（<http://shinsei.moj.go.jp/index.html>）を参考に、ご利用環境及び利用上の留意事項をご確認ください。

(2) ICカードR/Wの準備

連合会ホームページ（<http://www.chosashi.or.jp/repository/03ICcard/ICcard.htm>）を参考に、適切なICカードR/Wをご準備ください。

(3) オンライン登記申請に必要な各種ソフト及びドライバ等のインストール・設定

連合会ホームページ（<http://www.chosashi.or.jp/repository/>）「オンライン登記申請マニュアル（準備編）」を参考に、法務省ホームページ（<http://shinsei.moj.go.jp/usage/zyunbi.html>）及び連合会ホームページ（<http://www.chosashi.or.jp/repository/>）から、ソフト及びドライバをダウンロードして設定等ください。

また、連合会ホームページ「会員の広場」に、オンライン申請環境設定ソフト「らくらく」を掲載しております。本ソフトは、オンライン申請環境設定をスムーズに行うことを可能とするものでありますので、ご利用ください。

土地家屋調査士電子証明書の再発行に係る案内について（お願い）

平成18年1月からICカードの発行を開始し、平成20年8月末日現在で8,824枚のICカードを全国の会員へ発行しているところであります。

ところで、ICカードの発行については、特定認証局に係る特別会費を毎月1,000円ずつ全会員に負担いただいていることから、各会員に対する1回目の発行は無料で行っています。しかし、土地家屋調査士名簿の事項変更等により、ICカードを失効した場合の当該会員への2回目の発行については、下記「ICカード発行費用の支払い方法」のとおり費用負担をいただくこととしております（日調連特定認証局HP（http://www.chosashi.or.jp/repository/n_kisoku.pdf）に掲載の「日調連特定認証局規則」を参照）。

さらに、ICカード発行については、平成17年度第62回連合会定時総会において「改正不動産登記法の立法の趣旨を受け、全会員で土地家屋調査士制度を維持、発展していくことを目的に、証明書を全会員配布とする。」ことが決議されておりますので、この趣旨のご理解をよろしく申し上げます。

再発行に係る費用及び支払い方法について

1 振込金額（証明書1枚当たり）

- ・H18.1月～H23.12月 : 5,000円（税込）
- ・H24.1月以降 : 10,000円（税込）

2 振込先等の情報

- ・金融機関名 : みずほ銀行
- ・支店名 : 九段支店
- ・振込先名義 : 日本土地家屋調査士会連合会
会長 松岡直武
- ・口座 : 普通
- ・口座番号 : 1349384
- ・振込者名 : 会員番号2桁+登録番号5桁
(例: 東京会の1番の場合、0100001)なお、会番号は、別添「会番号一覧表」を参照

3 振込後の手続

振込依頼書または領収書等の控のコピーを利用申込書の送付時に同封する。

【会番号一覧表】

会名	会番号	会名	会番号	会名	会番号
東京	1	愛知	18	宮崎	35
神奈川	2	三重	19	沖縄	36
埼玉	3	岐阜	20	宮城	37
千葉	4	福井	21	福島	38
茨城	5	石川	22	山形	39
栃木	6	富山	23	岩手	40
群馬	7	広島	24	秋田	41
静岡	8	山口	25	青森	42
山梨	9	岡山	26	札幌	43
長野	10	鳥取	27	函館	44
新潟	11	島根	28	旭川	45
大阪	12	福岡	29	釧路	46
京都	13	佐賀	30	香川	47
兵庫	14	長崎	31	徳島	48
奈良	15	大分	32	高知	49
滋賀	16	熊本	33	愛媛	50
和歌山	17	鹿児島	34		